

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定により，包括外部監査人 蛭田清人から監査結果に関する報告の提出があったので，同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により次のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 5 日

茨城県監査委員	細 谷 典 幸
同	伊 沢 勝 徳
同	岡 野 栄 治
同	羽 生 健 志

平成 29 年度
茨城県包括外部監査報告書

「保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業
に係る財務事務の執行について」

平成 30 年 2 月 27 日

茨城県包括外部監査人

蛭田 清人

目次

第1章 外部監査の概要.....	1
I 外部監査の種類.....	1
II 選定した特定の事件.....	1
III 特定の事件を選定した理由.....	1
IV 包括外部監査の方法.....	2
1. 監査の対象とした部局等.....	2
2. 監査の視点.....	2
3. 実施した主な監査手続.....	2
4. 監査の対象期間.....	2
V 包括外部監査の実施時期.....	2
VI 包括外部監査の実施者.....	3
VII 利害関係.....	3
第2章 包括外部監査の対象事業等.....	4
I 包括外部監査の対象事業.....	4
II 予算及び決算の概要.....	5
III 各課の執行方針等.....	6
1. 子ども家庭課.....	6
2. 少子化対策課.....	9
3. 長寿福祉課.....	11
4. 福祉指導課.....	16
IV 監査対象とした事業一覧.....	19
1. 子ども家庭課.....	19
2. 少子化対策課.....	24
3. 長寿福祉課.....	26
4. 福祉指導課.....	28
5. 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会.....	29
V 参考資料.....	30
1. 「大好きいばらき次世代育成プラン」の概要.....	30
2. 「第6期いばらき高齢者プラン21」の概要.....	32
第3章 包括外部監査の指摘又は意見.....	34
I 子ども家庭課.....	34
1. ラーク・ハイツ管理運営委託費.....	34
2. 児童扶養手当給付費.....	37

3.	保育サービス支援事業費.....	40
4.	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費.....	43
5.	子育て人材確保強化推進事業費.....	46
6.	保育士修学資金等貸付費.....	50
7.	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付費.....	54
8.	児童相談所運営費.....	58
9.	地域子育て支援事業費.....	61
10.	利用者支援等事業費.....	64
11.	多子世帯保育料軽減事業費.....	67
12.	放課後児童クラブ整備費.....	72
II	少子化対策課.....	75
1.	県立児童センター指定管理業務委託費.....	75
2.	妊娠・出産サポート体制整備事業費.....	83
3.	乳幼児視聴覚療育支援事業費.....	87
III	長寿福祉課.....	92
1.	地域リハビリテーション総合支援事業費.....	92
2.	茨城型地域包括ケアシステム推進事業費.....	97
3.	医療・介護連携推進人材養成事業費.....	102
4.	日常生活自立支援事業助成費.....	105
5.	やさしさのまち「桜の郷」整備事業費.....	109
6.	茨城わくわくセンター運営費.....	114
7.	老人クラブ活動等事業費.....	117
8.	高齢者自身の取組み支援事業費.....	121
9.	地域支援事業交付金.....	124
10.	認知症疾患医療センター基盤強化事業費.....	127
11.	軽費老人ホーム事務費.....	130
12.	老人福祉施設整備費.....	135
13.	介護保険事業者等指導費.....	142
14.	介護給付費負担金.....	150
15.	介護保険財政安定化基金積立金.....	155
16.	地域密着型老人福祉施設整備推進事業費.....	159
IV	福祉指導課.....	166
1.	社会福祉法人・施設等の検査等.....	166
2.	茨城県社会福祉協議会運営支援費.....	174
3.	介護福祉士修学資金貸付費.....	175
4.	福祉人材センター運営事業費.....	179

5. 会館管理運営費.....	183
6. 福祉人材確保・定着バックアップ事業費.....	186
V 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会.....	189
1. 介護福祉士修学資金貸付費.....	189
2. 茨城わくわくセンター運営費.....	191
3. 日常生活自立支援事業助成費.....	192
4. 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費.....	194
5. 保育士修学資金等貸付費.....	196
第4章 監査の指摘又は意見項目別一覧.....	198

第1章 外部監査の概要

I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び茨城県外部監査契約に基づく監査に関する条例の規定に基づく包括外部監査

II 選定した特定の事件

保健福祉部の少子化対策関連事業及び高齢者福祉関連事業に係る財務事務の執行について

III 特定の事件を選定した理由

茨城県の総人口は、平成29年1月1日現在約290万人、うち65歳以上の高齢者は約79万人、総人口に占める割合（高齢化率）は27.7%となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、高齢化率は今後も上昇を続け、平成32年には29.6%、平成37年には31.2%に達し、県民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者という極めて高齢化の進んだ社会の到来が見込まれている。また、総人口は、平成32年に約285万人、平成37年には約276万人まで減少すると見込まれている。

一方、茨城県の平成28年合計特殊出生率は、1.47で全国平均の1.44を0.03ポイント上回っているが、人口を維持するのに必要な水準である2.07からは大きく乖離している。

こうした状況のなか、県では「大好きいばらき次世代育成プラン」を平成27年3月に策定している。この計画では、近年の社会情勢の変化及び若者や子育て世代を取り巻く現状や課題、国の動向などを踏まえ、少子化の進行を緩やかにし、家庭を築き、子どもを生み育てるといった希望をかなえる環境づくりを推進する施策の方向を示している。

また、高齢者福祉・介護保険事業支援計画として「第6期いばらき高齢者プラン21」を平成27年3月に策定している。この計画では『「地域包括ケアシステム」構築による誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現』を政策目標に掲げ、団塊の世代が全て75歳以上に達する平成37年を見据えながら、今後3年間に取り組むべき施策の方向を示している。

このように、進行する人口減少・超高齢社会を迎え、保健福祉部の少子化対策関連事業、高齢者福祉関連事業の役割はますます重要性を増しており、また身近な問題として県民の関心も非常に高い事業といえる。

よって、保健福祉部から、現状や課題、事務事業の概要を聴取し、監査対象事業を選定した上で、財務事務の執行について合规性のほか、経済性、効率性及び有効性を検討することは有意義であると考え、特定の事件（テーマ）として選定した。

IV 包括外部監査の方法

1. 監査の対象とした部局等

(1) 保健福祉部

- ・ 福祉指導課
- ・ 長寿福祉課
- ・ 子ども家庭課
- ・ 少子化対策課

(2) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

2. 監査の視点

監査対象事業の財務事務の執行について

- ① 関係法令に基づき適正に行われているか
- ② 地方自治法第2条第14項の趣旨に則り、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて行われているか
- ③ 地方自治法第2条第15項の趣旨に則り、組織及び運営の合理化に努めて行われているか

に留意して、経済性、効率性、有効性の観点を重視して監査を実施した。

3. 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、以下のとおりである。

- ① 関係帳簿及び証拠資料の閲覧及び照合
- ② 関係者からの状況聴取
- ③ 現地視察
- ④ その他必要と認められた監査手続

4. 監査の対象期間

原則として平成28年度とし、必要に応じ平成27年度以前も対象とした。

V 包括外部監査の実施時期

平成29年7月31日から平成30年2月2日

VI 包括外部監査の実施者

包括外部監査人	公認会計士	蛭田 清人
包括外部監査人補助者	公認会計士	大坪 秀憲
〃	公認会計士	櫻井 友也
〃	公認会計士	田中 俊彦
〃	公認会計士	坂本 祐輝
〃	公認会計士	小林 元

VII 利害関係

選定した特定の事件については、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の対象事業等

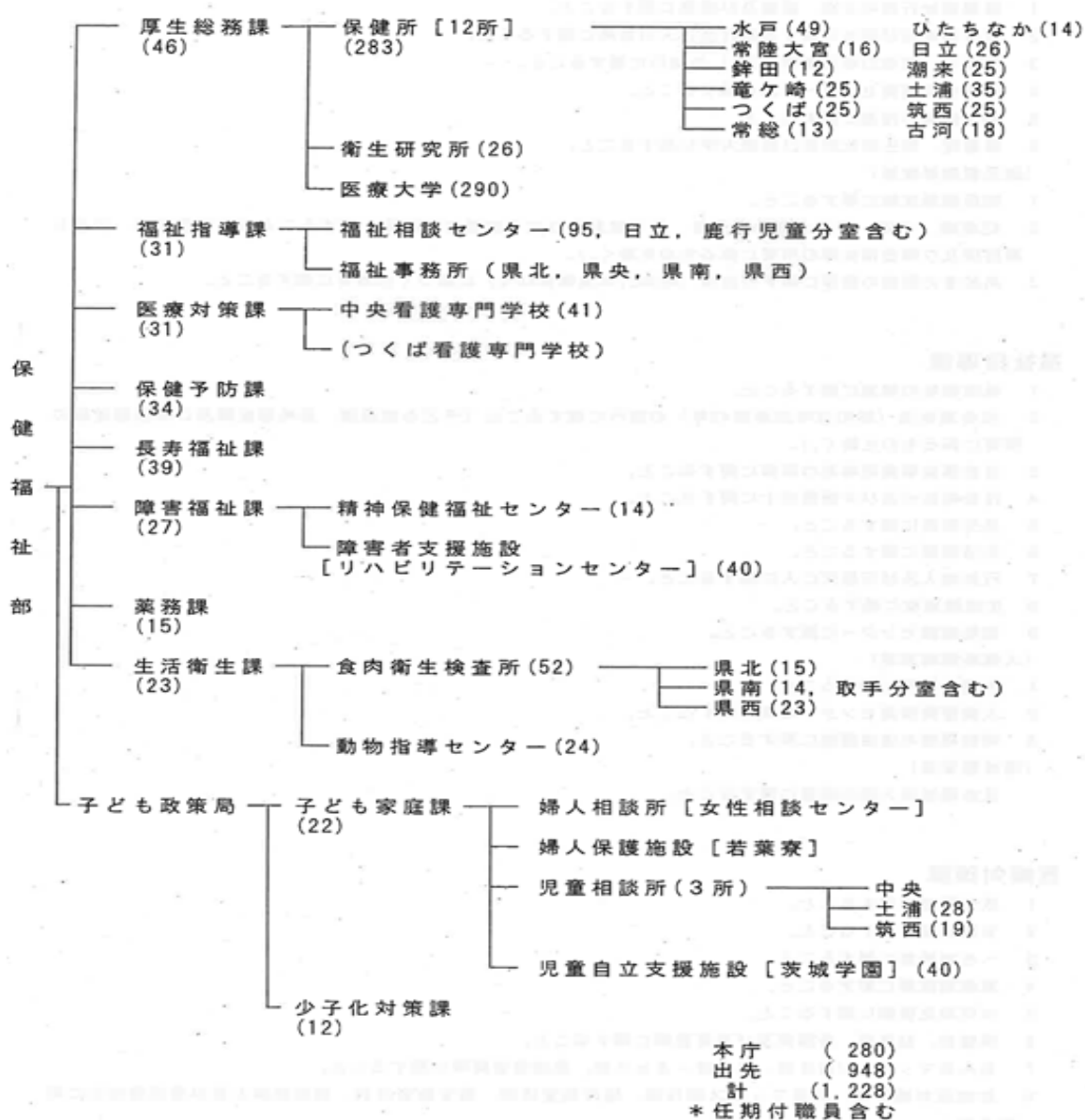
I 包括外部監査の対象事業

包括外部監査の対象は、保健福祉部子ども家庭課、少子化対策課の少子化対策関連事業及び長寿福祉課の高齢者福祉関連事業である。

また、福祉指導課の社会福祉法人等への検査・指導等の状況、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会に対する補助金等を監査の対象とした。

なお、保健福祉部の組織・職員数は下記のとおりである。

(平成28年4月1日現在)



II 予算及び決算の概要

監査対象とした各課の平成 28 年度予算及び決算額は下記のとおりである。

1. 子ども家庭課

(単位：千円)

	当初予算額	最終予算額	決算額
児童福祉総務費	155,022	161,376	159,159
児童措置費	17,111,498	17,607,329	17,433,006
母子福祉費	315,921	258,775	240,782
児童相談所費	430,695	451,361	443,547
児童福祉対策費	2,833,280	2,147,500	1,971,424
児童福祉施設費	1,747,574	1,733,927	1,500,104
婦人保護更生費	66,895	62,146	58,254
合計	22,660,885	22,422,414	21,806,276

2. 少子化対策課

(単位：千円)

	当初予算額	最終予算額	決算額
児童福祉総務費	76,013	77,809	76,268
児童措置費	7,422,741	7,076,555	7,033,122
児童福祉対策費	300,195	187,611	141,326
母子保健費	1,439,604	1,358,736	1,219,357
合計	9,238,553	8,700,711	8,470,073

3. 長寿福祉課

(単位：千円)

	当初予算額	最終予算額	決算額
社会福祉対策費	66,414	50,030	46,327
福祉指導対策費	79,588	79,588	79,124
高齢福祉総務費	260,709	265,609	264,538
高齢福祉対策費	1,726,261	1,270,765	1,202,630
高齢福祉施設費	3,596,975	3,583,417	2,140,165
介護保険費	32,370,593	30,021,263	29,683,309
遺家族等援護費	45,631	38,515	37,128
合計	38,146,171	35,309,187	33,453,221

4. 福祉指導課

(単位：千円)

	当初予算額	最終予算額	決算額
福祉指導対策費	823,830	871,107	863,096
社会福祉施設振興費	77,700	75,900	75,100
合計	901,530	947,007	938,196

※ 上記の金額は、監査対象とした事業の額で、福祉指導課全体の額ではない。

Ⅲ 各課の執行方針等

(「平成 28 年度 保健福祉部事業計画概要」より抜粋)

1. 子ども家庭課

(1) 執行方針

執行方針	説明
① 保育対策の推進	<p>1) 保育サービスの充実</p> <p>待機児童の増加など地域の保育需要を踏まえ、健やかこども基金等を活用して保育施設の集中整備を図るとともに、多様な保育サービスを提供するため、延長保育、病児保育等の特別保育事業を推進する。</p> <p>子ども・子育て支援法に基づき策定した市町村子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図り、市町村が利用者のニーズに即した保育サービスを提供できるよう支援する。</p> <p>親の就労の有無や形態等で区別することなく、全ての児童が小学校就学前の教育と保育を同時に利用できる「認定こども園」を推進する。</p> <p>平成 24 年 8 月に公布された子ども・子育て支援法に基づき「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども子育て支援の充実等」を目指す子ども・子育て支援新制度が適切に施行されるよう、制度の実施主体である市町村を支援する。</p> <p>2) 放課後子ども総合プランの推進</p> <p>放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的あるいは又は連携して実施する放課後子ども総合プランを推進し、子どもたちの放課後等の安全で健やかな活動場所の確保を図る。</p>
② 児童・母子福祉の推進	<p>1) 児童虐待防止等の推進</p> <p>子育て不安やいじめ、不登校、非行など複雑・多様化する児童育成問題に対応するために、児童相談所における相談援助体制を強化する。</p> <p>また、増加・深刻化する児童虐待問題に対し、児童虐待対策基本方針及び児童虐待対応指針に基づき迅速かつ効果的な対応を図るため、関係機関等との連携や地域に密着したネットワークの活用を図るとともに、24 時間対応のいばらき虐待ホットラインを活用し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努める。</p> <p>さらに、福祉相談センターや児童相談所の児童虐待対応活動を強化するなど相談・支援体制の拡充や、虐待する恐れのある保護者等に対するカウンセリングを実施することにより、虐待の未然防止や再発防止を図る。</p> <p>併せて、市町村の児童相談業務に対し、要保護児童対策地域協議会の運営強化等多様な支援に努め、地域における児童相談体制の充実を図る。</p>

2) 社会的養護体制の強化

家庭での養育が困難な児童や問題行動がある児童を保護するとともに、その処遇の向上に努める。

また、ファミリーホームの設置や専門里親の育成等により家庭的養育を推進するとともに、施設における養護体制の小規模化を促進する。

さらに、児童の入所状況に対応した児童養護施設等の整備を図り、生活環境の改善を図る。

施設を退所した児童等の円滑な自立を支援するため、保護者等からの経済的な支援が見込まれない退所児童等に対し自立支援資金の貸付けを行う。

3) ひとり親家庭等の支援

一時的に生活援助、保育サービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣するなどの子育て・生活支援を行う。

また、母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な看護師、保育士等の資格取得の際に、高等職業訓練促進給付金等を支給することに加え、一定の要件を満たすことで返還免除となる入学及び就職準備金を貸付けるほか、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談から就職先のあっせんまで一貫した就業支援を行う。

さらに、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図るために児童扶養手当を支給したり、ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るために母子・父子・寡婦福祉資金を無利子又は低利で貸付けるなどによる経済的支援を行う。

このほか、養育費に関する相談に対応するとともに、親子のふれあう機会が少なくなりがちなひとり親家庭のふれあいを支援する。

なお、ひとり親家庭等の支援に係る事業については、平成 27 年度に策定した「茨城県子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子どもの貧困対策の観点からも推進することとする。

4) ドメスティック・バイオレンス対策及び婦人保護対策の推進

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「茨城県DV対策基本計画」に基づき、休日夜間相談の緊急対応や心理的ケアなどを実施するとともに、福祉事務所や警察、市町村などの関係機関との連携を強化し、配偶者等からの暴力被害者の迅速かつ的確な保護に努める。

また、売春防止法に基づく要保護女子に関する各般の相談に応じ、指導にあたりとともに、必要に応じ一時保護所又は婦人保護施設に入所させ、自立更生を支援する。

(2) 主要施策体系

子ども家庭課主要施策体系

[1] 保育対策の推進

- 1 保育サービスの充実
 - (1) 地域における子育て支援の充実
 - (2) 保育サービスの充実
- 2 放課後子ども総合プランの推進

[2] 児童・母子福祉の推進

- 1 児童虐待防止等の推進
 - (1) 児童相談所業務の強化
 - (2) 児童虐待対策の推進
- 2 社会的養護体制の強化
 - (1) 公立・民間施設への入所措置委託
 - (2) 県立施設の運営
 - (3) 里親制度の推進
 - (4) 施設機能の充実
 - (5) 施設退所者等への支援の充実
- 3 ひとり親家庭等の支援
 - (1) 母子・父子自立支援員等の設置
 - (2) 母子・父子・寡婦福祉の充実
 - (3) 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け
 - (4) 児童扶養手当の支給
- 4 ドメスティック・バイオレンス対策及び婦人保護対策の推進
 - (1) 女性相談センターの運営
 - (2) 婦人保護施設の運営
 - (3) ドメスティック・バイオレンス対策の推進

2. 少子化対策課

(1) 執行方針

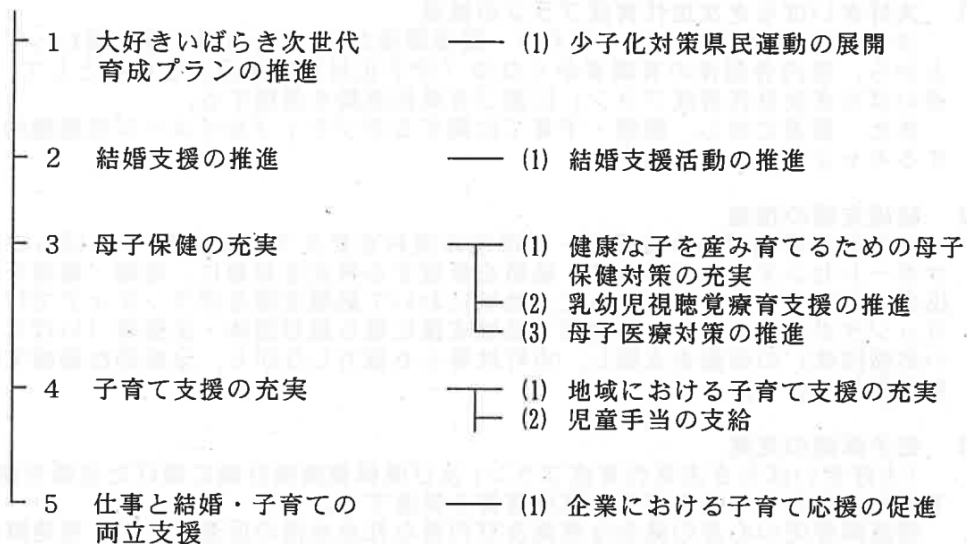
執行方針	説明
①少子化対策の推進	<p>1) 大好きいばらき次世代育成プランの推進</p> <p>少子化は、個人の生き方・考え方・職場環境など、社会全般に深く関わっていることから、県内各団体の有識者からなる「少子化対策審議会」を中心として、「大好きいばらき次世代育成プラン」に基づき県民運動を展開する。</p> <p>また、若者に対し、結婚・子育てに関するポジティブなイメージを積極的に発信するキャンペーンを実施する。</p> <p>2) 結婚支援の推進</p> <p>少子化の要因である未婚化・晩婚化の流れを変えていくため、「いばらき出会いサポートセンター」を中心に、結婚を希望する男女を対象に、地域・職域を越えた出会いの場を提供するとともに、地域において結婚支援をボランティアで行う「マリッジサポーター」や、非営利で結婚支援に取り組む団体・企業等（いばらき出会い応援団体）の活動を支援し、市町村等とも協力しながら、全県的な結婚支援活動を展開していく。</p> <p>3) 母子保健の充実</p> <p>「大好きいばらき次世代育成プラン」及び県保健医療計画に掲げた目標を達成し、子どもを安心して生み育てる環境整備を促進する。</p> <p>発達障害児の心身の健全な発達及び円滑な社会生活の促進のため、発達障害の早期発見の充実を図るとともに、適切な指導と療育支援を行う。</p> <p>不妊で悩む夫婦が安心して相談・カウンセリングを受けることができる不妊専門相談を実施するとともに、高額な医療費がかかる不妊治療費への助成を行い、不妊治療の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>住民に身近な市町村母子保健サービスが、母子保健計画により確実に実施されるよう適切な助言・指導を実施する。</p> <p>乳幼児期の健康を守るため、先天性代謝異常等検査など新生児マス・スクリーニング事業を推進するとともに、乳幼児の視聴覚障害の早期発見と精密検査・療育体制の整備を図るため乳幼児視聴覚療育支援事業を実施する。</p> <p>医療を必要とする結核罹患児・小児慢性特定疾病（慢性腎疾患，慢性心疾患等）の医療費に対し公費負担を行い、経済的負担の軽減を図る。</p>

	<p>4) 子育て支援の充実</p> <p>安心して子育て・子育てができる環境を整備するため、地域において育児相互援助活動を行う「ファミリーサポートセンター」の利用促進を図り、地域における子育て支援の輪を広げるとともに、未就学の親子が気軽に集い、交流や育児相談ができる地域における子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」等の設置を促進し、育児不安の解消と地域の子育て支援機能の充実を図る。</p> <p>さらに、社会全体で子育てを支援する機運を醸成するため、妊娠中の方や18歳以下の子どもがいる子育て家庭を対象とした優待制度の拡充を図る。</p> <p>5) 仕事と結婚・子育ての両立支援</p> <p>仕事と結婚・子育ての両立できる職場環境づくりを進めるため、結婚支援や子育て支援に積極的に取り組もうとする企業の登録や表彰などを実施するとともに、中小企業の事業所内託児施設の整備に対する助成を行う。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 主要施策体系

少子化対策課主要施策体系

[1] 少子化対策の推進



3. 長寿福祉課

(1) 執行方針

執行方針	説明
①長寿社会対策の推進	<p>本格的な高齢社会において高齢者がいきいきと活躍する健康長寿社会づくり等を進めるため、「第6期いばらき高齢者プラン21」（高齢者福祉計画及び介護保険事業支援計画，計画期間：平成27～29年度）に基づき，急速に進む高齢化に対応した総合的な施策の推進を図る。</p>
②茨城型地域包括ケアシステムの構築	<p>平成6年度から，全国に先駆けて高齢者や障害者，難病患者など全ての要援護者を対象に，保健・医療・福祉の関係者等が一体となって必要なサービスを提供している「地域ケアシステム」のノウハウや，平成11年度から実施している地域リハビリテーションのネットワーク体制，さらに，平成25年度から27年度まで実施してきた在宅医療・介護連携拠点事業の成果を踏まえ，支援を必要とするすべての人が，住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような体制を各市町村が構築できるよう支援する。</p> <p>また，地域包括ケアを推進する中核機関としての役割を担う「地域包括支援センター」について，センター職員に対する研修の実施等により，その機能の充実・強化を図る。</p> <p>さらに，家族による介護を支援するため，市町村が実施する家族介護支援サービスの一層の推進を図るとともに，地域福祉のボランティアを育成するため，地域介護ヘルパー受講運動を推進するほか，福祉機器や住宅改修の活用を促進する。</p>
③健康づくり・生きがいづくりの推進	<p>1) 介護予防対策の推進</p> <p>高齢者が要介護状態等にならないよう，市町村が実施する地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を推進するとともに，介護予防の普及啓発や地域包括支援センター職員等に対する研修を実施するほか，有識者等で構成する介護予防推進委員会において施策の協議・検討を行い，円滑な事業実施を図る。</p> <p>介護保険制度の改正により，介護予防給付の訪問介護と通所介護サービスが，市町村の地域支援事業に移行されることから，その円滑な移行に向けて支援する。</p> <p>また，「シルバーリハビリ体操」の普及を通じて地域の介護予防を推進するボランティアである「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するとともに，指導士による体操教室のほか，訪問による普及活動が，市町村など地域において積極的に行われるよう支援する。</p> <p>さらに，いばらきシニアカード（高齢者優待カード）を配付すること</p>

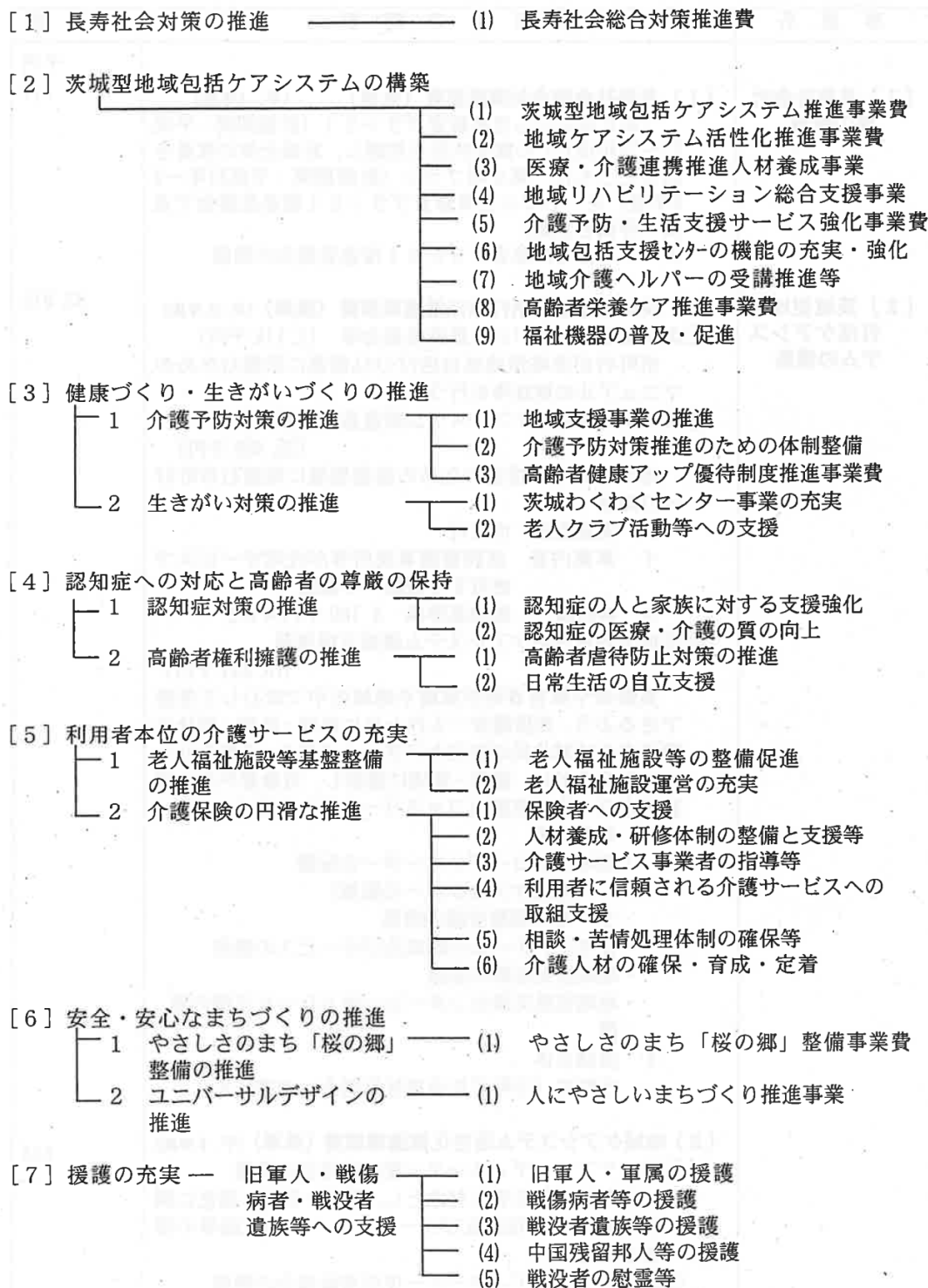
	<p>により、高齢者の外出を促進し、健康増進やひきこもり防止につなげる。</p> <p>2) 生きがい対策の推進</p> <p>健康づくり・生きがいづくりを県民運動として展開するため、「高齢者はつらつ百人委員会」活動を支援するとともに、高齢者の社会参加を促進するため、茨城県社会福祉協議会（茨城わくわくセンター）や老人クラブ等を支援する。</p> <p>また、高齢者の知識・経験・技術等を地域貢献活動に活用できるよう支援するため、「元気シニアバンク」の充実を図る。</p>
<p>④ 認知症への対応と高齢者の尊厳の保持</p>	<p>1) 認知症対策の推進</p> <p>認知症になっても安心して住み慣れた地域で尊厳を持ちながら穏やかに生活できるよう、県民誰もが認知症を正しく理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支援していく。</p> <p>また、認知症の早期発見・早期対応を軸に、本人主体の医療・介護等を基本に据えた医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なくサービスが提供できるよう循環型の仕組みを構築する。</p> <p>さらに、認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人の生活の質の改善にも繋がることから、認知症の人の介護者の精神的・身体的負担の軽減や、介護者の生活と介護の両立を支援する取り組みを推進する。</p> <p>これらの施策の実施にあたっては、認知症の人とその家族の視点を重視していく。</p> <p>2) 高齢者権利擁護の推進</p> <p>家庭内における高齢者虐待の早期発見・未然防止に向けた取り組みや、介護現場における高齢者の人権やQOL（生活の質）に配慮した、適切で安全な介護サービスの取り組み等を推進するとともに、市町村において、高齢者虐待事案への迅速かつ適切な対応ができるよう、関係機関等との連携強化を図る。</p> <p>また、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを提供する「日常生活自立支援事業」の推進を図る。</p>
<p>⑤ 利用者本位の介護サービスの充実</p>	<p>1) 老人福祉施設等基盤整備の推進</p> <p>「第6期いばらき高齢者プラン21」に基づき、地域ニーズに対応した特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの老人福祉施設等の計画的</p>

	<p>な整備を図るとともに、良質な生活環境の確保された質の高いサービスが提供できるよう介護サービス基盤の整備を図る。</p> <p>また、特別養護老人ホーム等の適正な設置運営に関する指導を実施するとともに、有料老人ホームの指導及び育成を図る。</p> <p>2) 介護保険の円滑な推進</p> <p>ア 保険者への支援</p> <p>保険者である市町村が安定した事業運営ができるよう必要な助言・支援を行うとともに、介護給付の適正化の取組を県と市町村が一体となり推進する。</p> <p>また、市町村における低所得者の保険料や利用者負担の軽減対策に財政的支援を行う。</p> <p>イ 人材養成・研修体制の整備と支援等</p> <p>介護支援専門員、訪問介護員、地域包括支援センター職員などに対する各種研修を充実・強化し、資質向上を図る。</p> <p>また、福祉・介護を確固たる雇用の場とするために、介護職員の処遇改善に取り組む。</p> <p>ウ 介護サービス事業者の指導等</p> <p>介護保険施設や介護サービス事業者の指定等を行うとともに、福祉指導課・保健所等と一体となって介護サービス事業者に対する指導・監査を実施する。</p> <p>エ 高齢者の尊厳を支えるケアの支援</p> <p>介護サービス従事者に対する高齢者の権利擁護に係る研修の充実・強化を図り、高齢者の人権に配慮した適切で安全な介護サービスを提供できるよう支援する。</p> <p>オ 相談・苦情処理体制の確保等</p> <p>介護サービスの内容や事業者等に関する利用者からの苦情・相談に応じる茨城県国民健康保険団体連合会に対し助成を行う。</p> <p>また、市町村が行った介護保険に関する処分に対する審査請求案件の処理を行う「介護保険審査会」の円滑な運営を図る。</p> <p>カ 介護サービス情報の公表</p> <p>介護サービスの利用者が事業者を選択するための情報を円滑かつ容易に取得できる仕組みの推進を図る。</p>
⑥安全・安心なまちづくり	<p>1) やさしさのまち「桜の郷」整備の推進</p> <p>高齢者をはじめとするすべての人々が、安心して健康で生きがいを持</p>

<p>の推進</p>	<p>って豊かな生活が送れるよう、保健・福祉・医療等が一体となり、ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりのモデルとして、『やさしさのまち「桜の郷」整備事業』を推進する。</p> <p>事業用地等の早期売却に向け、引き続き、立地推進東京本部などと連携しながら企業誘致活動等を展開する。</p> <p>2) ユニバーサルデザインの推進</p> <p>年齢や性別, 障害の有無等にかかわらず誰もが快適に生活できるよう、障害者等用駐車場の適正利用など人にやさしいまちづくりを推進するとともに、一定規模以上の公共的施設の新築等をする際に、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの視点から設計, 建築のポイントなどの指導・助言を行う。</p>
<p>⑦援護の充実</p>	<p>旧軍人・軍属, 戦傷病者, 戦没者遺族, 中国残留邦人等に対する援護事業の一層の推進を図る。</p> <p>特に, 旧軍人等の恩給請求事務については, 旧陸軍兵籍検索システムを十分に活用して迅速な処理に努めるとともに, 的確な請求指導を行う。</p> <p>また, 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の裁定事務の迅速な処理を図る。</p> <p>さらに, 茨城県戦没者追悼式などの戦没者の慰霊事業等を実施するとともに, 中国残留邦人の定着自立を促進するため, 自立指導員等の派遣や支援・相談員の配置及び支援給付の支給などを行う。</p>

(2) 主要施策体系

長寿福祉課主要施策体系



4. 福祉指導課

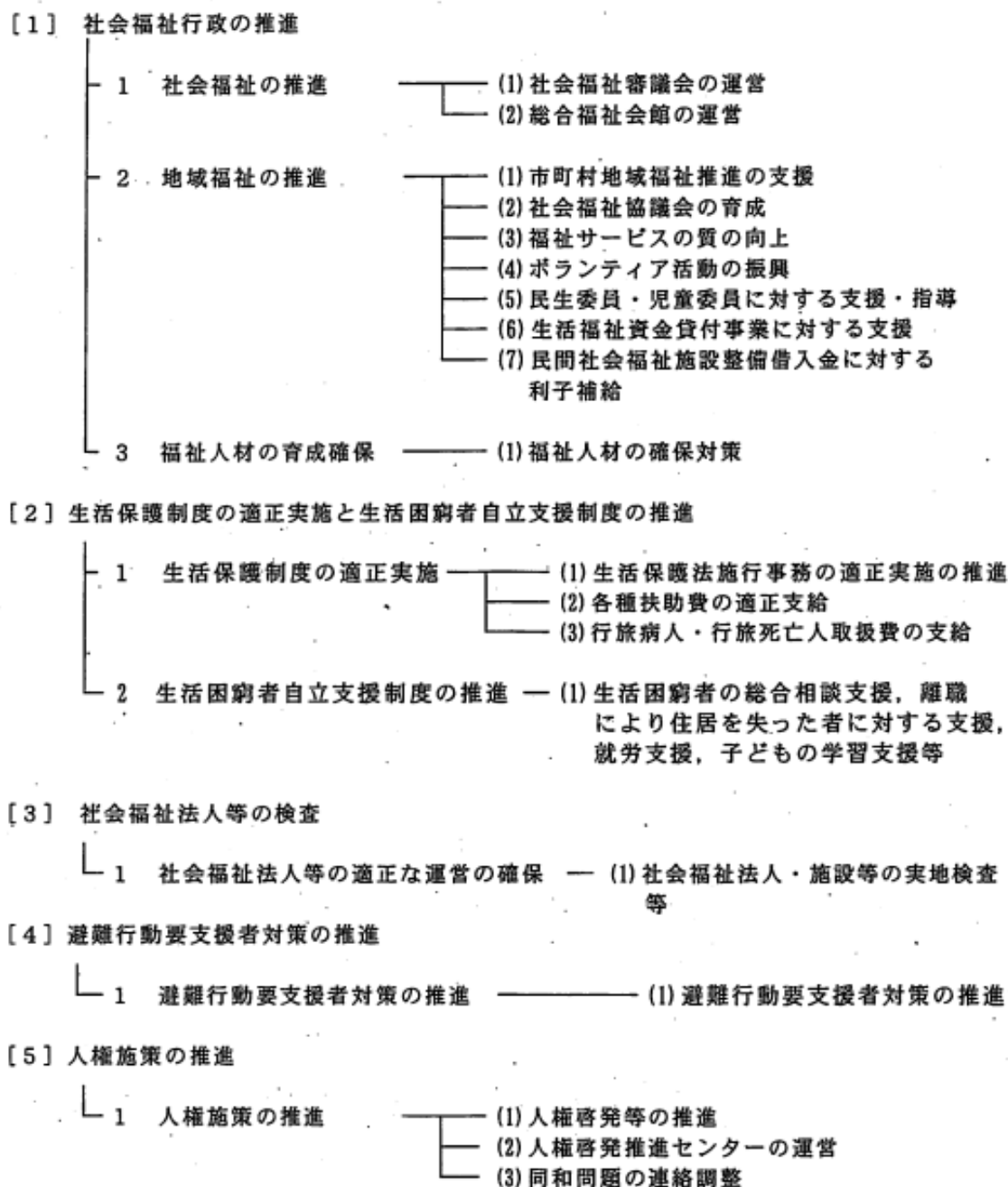
(1) 執行方針

執行方針	説明
① 社会福祉行政の推進	<p>1) 社会福祉の推進</p> <p>急速な少子高齢化や家族形態の変化, 都市化や個人の価値観の多様化などにより地域の相互扶助機能が弱体化するなど, 県民のライフスタイルは変化し, 福祉を取り巻く環境は大きく変化している。</p> <p>こうした中で, 利用者本位の福祉や地域福祉の推進が求められていることから, 社会福祉に関する事項を総合的に調査審議する茨城県社会福祉審議会を運営し, 社会福祉事業の適正な実施の確保と健全な発展を図る。</p> <p>また, 本県社会福祉関係者の活動・交流の拠点として, 多くの福祉関係団体が入居する茨城県総合福祉会館を運営するとともに, 県内の社会福祉の向上に寄与している社会福祉団体等の活動を支援する。</p> <p>2) 地域福祉の推進</p> <p>地域福祉の総合的な推進役である社会福祉協議会の活動を支援するとともに, 市町村の地域福祉計画の策定を支援する。併せて, 茨城県地域福祉支援計画(第3期)に掲げた目標達成状況の把握等, 進行管理に努めていく。</p> <p>また, 福祉サービスの質の向上を図るため, 福祉サービス第三者評価事業を推進するとともに, 利用者からの苦情に対応するため「福祉サービス苦情解決事業」の着実な推進を図る。</p> <p>加えて, 地域住民の福祉活動への参画など, 要援護者を地域で支える福祉コミュニティを形成するため, ボランティア活動の振興を図るとともに, 地域福祉推進の担い手として地域住民の立場に立って相談, 援助を行う民生委員・児童委員及び民生委員児童委員協議会の活動を支援する。</p> <p>さらに, 低所得者世帯等に対し, 生活困窮者自立支援制度と連携した生活福祉資金の貸付を行うことにより, 安定した生活が送れるよう支援する。</p> <p>3) 福祉人材の育成確保</p> <p>福祉サービスを支える人材を安定的に確保し県内定着を図るため, 「福祉人材センター」において, 無料職業紹介や就職相談会を実施し, 求職者の就業の援助を行うとともに, 求人施設・事業所からの相談に応じ, 必要な援助を行うことにより福祉人材の確保を図る。</p> <p>また, 福祉の職場の魅力を伝え, 多様な人材の参入を一層促進するとと</p>

	<p>もに、就業定着を図るため、若年層や団塊の世代などを対象とする職場体験の機会の提供、小・中・高校への福祉キャラバン隊の派遣、定着支援アドバイザーによるフォローアップ等を行う「福祉人材確保・定着バックアップ事業」を実施する。</p> <p>さらに、就職希望者を介護施設等へ派遣し正規雇用化に繋げるとともに、研修代替職員として活用し、現任職員の資質向上を図る「介護人材確保育成事業」により、介護人材の確保・育成を図る。</p>
② 生活保護制度の適正実施と生活困窮者自立支援制度の推進	<p>福祉事務所等への指導監査等を通して、適正な保護の実施の確保及び被保護者の指導援助の充実を図るとともに、福祉事務所生活保護担当職員を対象とした、各種会議・研修会を開催し、職員の資質の向上を図る。</p> <p>また、生活困窮者自立支援法に基づき、包括的な相談支援体制の構築、住まいを失った離職者に対する家賃相当額の給付、基礎的な就労訓練の実施、子どもの学習支援事業等を実施し、生活困窮者の早期自立を図る。</p>
③ 社会福祉法人等の検査	<p>社会福祉法人及び施設等の業務及び財産の状況について実地検査を行うことにより、社会福祉法人等の適正な運営の確保を図る。</p>
④ 避難行動要支援者対策の推進	<p>要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者対策として市町村が取り組む避難行動要支援者名簿・個別計画の策定及び福祉避難所の指定が促進されるよう努める。</p>
⑤ 人権施策の推進	<p>人権施策推進基本計画に基づき総合的に人権施策を推進するとともに、人権啓発推進センターを中心に人権啓発・人権教育及び人権擁護活動等の充実を図る。</p> <p>特別対策としての同和対策事業は終了したが、啓発、教育、就労・産業等の残された課題については、一般対策を有効活用することにより解決に努める。</p>

(2) 主要施策体系

福祉指導課主要施策体系



IV 監査対象とした事業一覧

監査対象とした事業とその概要は以下のとおりである。

1. 子ども家庭課

事 業	第3章で取り上げたもの
茨城学園費	
県立児童自立支援施設の管理運営を行う。	
ラーク・ハイツ管理運営委託費	○
県立施設ラーク・ハイツの管理運営について、指定管理者に委託する。	
児童福祉入所施設等委託費	
(1) 民間施設及び里親等 民間児童入所施設（児童養護施設・乳児院・情緒障害児短期治療施設）及び里親等に児童を委託し、それに要した費用を支弁する。 (2) 助産施設 助産の実施を行い、それに要した費用を支弁する。 (3) 母子生活支援施設 県立以外の施設への保護を実施した場合に、それに要した費用を支弁する。	
児童福祉負担金	
(1) 助産施設 市が助産の実施をした場合に、費用の一部を負担する。 (2) 母子生活支援施設 市が母子保護の実施をした場合に、費用の一部を負担する	
児童扶養手当給付費	○
父又は母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長を目的として児童扶養手当を支給する。	
特別保育事業費	
(1) 病児保育事業 病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が病児・病後児・体調不良児を預かる事業に対し補助を行う。 (2) 延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する場合に補助を行う。 (3) 保育体制強化事業 保育士の負担を軽減するため給食の配膳、寝具の用意、後片付け等を行う	

<p>保育支援者を配置する場合に補助を行う。</p> <p>(4) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業 市町村が必要と認めた認可外保育施設の保育従事者，調理担当職員に対する健康診断を実施する場合に補助を行う。</p> <p>(5) 保育士資格取得支援事業 保育教諭確保のため，認定こども園において幼稚園教諭資格のみを有するものに対し，保育士資格取得の支援を行う。</p>	
<p>保育サービス支援事業費</p>	○
<p>(1) 民間保育所等乳児等保育事業 民間保育所等において，1歳児を保育する場合に，保育士等の雇用経費等の補助を行う。</p> <p>(2) 産休等代替職員費 民間保育所等に勤務する保育士等が，出産・疾病等で休暇を要する期間中，代替職員の雇用経費等の補助を行う。</p>	
<p>措置児童育成事業費</p>	
<p>(1) 児童養護施設入所児童等育成助成</p> <p>① 3歳未満児加算 民間児童養護施設の3歳未満児を担当する職員を安定して確保し，入所児童に対して充実した処遇を行う。</p> <p>② 高等学校等進学助成</p> <p>③ 園内教育指導推進事業 措置児童の学力向上及び情操面の安定化を図るため，施設内で教育指導等を行う民間児童養護施設に対して，指導者の雇用経費及び参考書，用具等の購入経費を助成する。</p> <p>④ 自動車運転免許取得助成事業 措置児童の自動車免許取得のため，自動車学校への納付金の一部を助成する。</p> <p>(2) 里親賠償責任保険料支給事業 委託里親及び子育て短期支援事業による支援を行う。里親に対し，里親賠償責任保険の保険料を支給する。</p>	
<p>児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費</p>	○
<p>児童養護施設退所者等に対し，自立支援資金の貸付を行う。</p> <p>(1) 就職者に対する家賃相当分の貸付</p> <p>(2) 大学等進学者に対する家賃相当分及び生活費（月額5万円）の貸付</p> <p>(3) 入所者に対する就職に必要な資格取得費用を貸付（上限25万円）</p>	
<p>児童家庭支援センター委託費</p>	

児童家庭支援センターの運営を、児童養護施設を設置する社会福祉法人に委託する。	
子育て人材確保強化推進事業費	○
多様化する幼児教育・保育ニーズへの対応や待機児童の解消に向け、保育士、幼稚園教諭及び子育て支援員など必要な人材を一体的に支援・確保する「茨城県子育て人材支援センター」を設置する。	
保育士修学資金等貸付費	○
保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や、保育士の補助を行う者の雇上げに必要な費用、さらに、潜在保育士に対する保育料支援や再就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。	
施設型給付費負担金	
私立保育所、認定こども園、私学助成を受けない幼稚園の運営費に対し一部助成を行う。	
地域型保育給付費負担金	
市町村の認可を受けた施設（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の運営費に対し一部助成を行う。	
母子・父子自立支援員兼プログラム策定員設置費	
<p>(1) 母子・父子自立支援員、プログラム策定員の設置</p> <p>母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図るため、福祉相談センター及び各県民センターに母子・父子自立支援員兼母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、相談・指導を行うとともに、ハローワーク等と連携し就労支援を行う。</p> <p>(2) 母子家庭等就業・自立支援センターの運営</p> <p>母子家庭等に対する生活相談などのほか、就業相談や就業情報の提供から就業あっせんまで一貫した就業支援サービスを実施するなど、母子家庭等の自立と生活安定を図る。</p>	
母子・父子福祉センター委託費	
<p>母子・父子福祉センターの管理運営について、指定管理者に委託する。</p> <p>(1) 母子・父子福祉センターの運営</p> <p>母子家庭等の各種相談、生活指導等を行い、母子家庭等の福祉のための各種事業を実施する。</p> <p>(2) 母子家庭等自立促進対策事業</p> <p>母子家庭等を対象として、就労に有利な知識技能を習得させるための講習会の開催及び専門性の高い生活上の問題に関する相談を行う。</p> <p>(3) 母子家庭等日常生活支援事業</p>	

<p>母子家庭等が一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図る。</p> <p>(4) 母子家庭等指導講座事業</p> <p>母子家庭等の生活基盤の安定を図るため、生活に関わる知識を習得する講座を実施する。</p>	
母子家庭等ライフアップ対策事業費	
<p>(1) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金</p> <p>母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に必要な技能や資格を取得するため、指定した教育訓練講座を受講した場合に助成金を支給する。</p> <p>(2) 高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間（上限3年）について、高等職業訓練促進給付金等を支給する。</p> <p>(3) 養育相談員の配置</p> <p>養育費の取得率の向上を図るため、「養育費相談員」を母子・父子福祉センターに配置する。</p>	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付費	○
<p>高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行う。</p>	
児童相談所運営費	○
<p>県内3か所の児童相談所の管理運営を行う。</p>	
一時保護所費	
<p>児童相談所一時保護所（定員30名）の管理運営を行う。</p>	
児童虐待対策推進事業費	
<p>(1) 児童虐待防止対策研修事業</p> <p>児童相談所職員等の資質向上を図るため、研修会の開催や専門研修を受講する。</p> <p>(2) 未然防止のための保護者支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング（育てにくさをかかえている保護者支援プログラム）など児童虐待ハイリスク要因を抱える保護者の支援 ・指導者の養成、研修の実施 <p>(3) 虐待ケース支援強化対策事業</p> <p>虐待をしてしまった保護者への再発防止と、子どもを含めた家族再統合のための総合的な支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医等による「虐待をしてしまった保護者」へのカウンセリング 	

<p>の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族支援プログラムを活用した再統合・再発防止の強化 ・ 相談技術向上のための各種研修 <p>(4) 安全確認体制強化事業 児童相談所への児童虐待防止専門員（非常勤嘱託）配置により児童虐待対応を強化する。</p> <p>(5) 24時間365日体制強化事業 児童相談所への児童虐待対応専門員（非常勤嘱託）配置により児童虐待対応を強化する。</p>	
放課後児童クラブ推進事業費	
昼間、就労等により保護者がいない児童（放課後児童）の健全な育成を図るため市町村が行う放課後児童クラブ事業に助成する。	
放課後子ども教室推進事業費	
すべての児童に放課後等に安全な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、スポーツ・文化活動、交流活動、学習活動を実施する放課後子供教室事業に助成する。	
地域子育て支援事業費	○
<p>地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業等について、実施主体である市町村に対し運営費の補助を行う。</p> <p>対象事業は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業。</p>	
利用者支援等事業費	○
<p>(1) 利用者支援事業等について、実施主体である市町村に対し運営費の補助を行う。</p> <p>対象事業は、利用者支援事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業。</p> <p>(2) 認定こども園保育教諭研修事業 公立幼保連携型認定こども園こども園の保育教諭を対象に教育公務員特例法の規定に基づき、保育及び教育水準の維持向上を図るため、職務の遂行に必要な研修を実施する。</p>	
多子世帯保育料軽減事業費	○
<p>公立・私立認可保育所、認定こども園、地域型保育事業による保育料を無償化する市町村への補助を行う。</p> <p>(1) 対象者 第3子以降で3歳未満児</p> <p>(2) 所得制限 国が定める利用者負担上限額基準の第5階層まで</p>	

民間児童福祉施設整備費	
<p>児童入所状況に対応した施設整備に対し補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等の老朽化に伴う改築 2 施設 児童養護施設：1 施設 児童家庭支援センター：1 施設 	
放課後児童クラブ整備費	○
<p>地域における子育てしやすい環境の促進を図るため、市町村等が行う放課後児童クラブ整備に対し補助する。</p>	
安心こども支援事業費	
<p>(1) 認定こども園（保育所部分）施設整備事業 認定こども園（保育所部分）の新設, 増改築整備等への補助</p> <p>(2) 小規模保育施設整備事業 小規模保育事業所の創設への補助</p>	
健やかこども基金積立金	
<p>茨城県健やかこども基金に、国から受け入れた子育て支援対策臨時特例交付金や受取利息を積み立てる。</p>	
病児保育施設整備費	
<p>市町村又は市町村が補助する社会福祉法人等が行う病児保育事業の施設整備費に対する補助を行う。</p>	
児童養護施設等防犯対策強化事業費	
<p>乳児院, 児童養護施設, 情緒障害児短期治療施設, 児童自立支援施設, 自立援助ホーム等において、必要な防犯対策に要する費用の一部を補助する。</p>	

2. 少子化対策課

事業	第3章で取り上げたもの
児童手当負担金	
<p>家庭等における生活の安定、及び、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に児童手当を支給する。支給事務の主体は、市町村である。</p>	
県立児童センター指定管理業務委託費	○
<p>大洗町にある「県立児童センターこどもの城」（大型児童館）を管理運営するに当たり、指定管理者（茨城県社会福祉事業団）に業務を委託する。</p>	
いばらき出会いサポートセンター推進事業費	

いばらき出会いサポートセンターの運営を行う。また、結婚相談事業、地域の世話役として結婚相談等を行う「マリッジサポーター」の活動支援、「いばらき出会い応援団体連絡会議」の開催を行う。	
結婚・わくわくキャンペーン推進事業費	
結婚支援や、結婚、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に特化し、先駆的・緊急的な取組を実施する。 (1) 結婚相談体制強化事業 いばらき出会いサポートセンターシステム改良等 (2) 少子化対策への前向きな気運醸成事業 婚活応援フォーラム等 (3) 市町村補助（地域少子化対策重点推進交付金） 結婚新生活支援事業等	
妊娠・出産サポート体制整備事業費	○
(1) 妊娠等支援体制整備事業 妊娠電話相談窓口の開設、及び、プレパパ・パパ応援のためのブログによる情報発信 (2) 助産師なんでも出張相談事業 産後の母親のニーズに応じた家庭等への出張による助産師相談の実施	
小児慢性特定疾病医療費	
小児慢性特定疾病について、医療費の公費負担を行い、患者家族の負担軽減を図る。(国 1/2・県 1/2)	
養育医療費負担金	
未熟児の養育に必要な医療の給付に対し支弁する費用について、一部を負担する。(国 1/2, 県 1/4, 市町村 1/4)	
新生児マス・スクリーニング事業費	
新生児（日齢4～6日）を対象として、先天性代謝異常及び内分泌疾患の早期発見・早期治療をするため、血液によるマス・スクリーニング検査を検査機関に委託し実施する。	
乳幼児視聴覚療育支援事業費	○
弱視や斜視、難聴の子どもを早期に発見し、適切な療育指導を行うことで、視聴覚障害を未然に防ぐ。	
不妊治療費助成事業費	
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。所得制限有り。	

3. 長寿福祉課

事 業	第3章で取り上げたもの
地域リハビリテーション総合支援事業費	○
地域リハ・ステーション等が中心となり，地域リハビリテーション支援体制を確立するため，地域リハビリテーション推進拠点に対する補助金交付事業，地域リハビリテーション普及促進協議会の運営，地域リハビリテーション推進拠点の開拓事業を行う。	
茨城型地域包括ケアシステム推進事業費	○
高齢者や障害者，難病患者などすべての要援護者，さらには，その家族のニーズを起点に，各市町村が一律的・画一的な支援ではなく，地域の実情に応じた支援に柔軟に取り組むことで，隙間のない支援を行う「茨城型地域包括ケアシステム」の構築を推進する。	
医療・介護連携推進人材養成事業費	○
医療依存度の高い利用者に対応できる介護職員等を増やし，介護サービスの質の向上を図るため，医療依存度の高い利用者へのケアに携わる介護職員等の養成研修等を行う。	
日常生活自立支援事業助成費	○
認知症高齢者や知的障害者，精神障害者等判断能力が不十分な者の権利を擁護し，地域で自立した生活が送れるよう，福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う。	
やさしさのまち「桜の郷」整備事業費	○
高齢者をはじめとするすべての人々が，安心して健康で生きがいを持って豊かな生活が送れるよう，保健・福祉・医療等が一体となり，ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしいまちづくりのモデルとして，『やさしさのまち「桜の郷」整備事業』を推進する。	
茨城わくわくセンター運営費	○
高齢者の生きがいづくりと健康づくりを総合的に展開し，明るい長寿社会づくりのための事業を推進する茨城県社会福祉協議会茨城わくわくセンターに対して，運営費の助成を行う。	
老人クラブ活動等事業費	○
老後の生活を豊かなものにするとともに明るい長寿社会づくりに資するため，老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対し助成し，また，老人クラブ活動の充実と発展，高齢者の社会参加の促進を図るため茨城県老人クラブ連合会に助成する。	

高齢者自身の取組み支援事業費	○
高齢者のスポーツ活動，健康づくり活動，社会参加活動等を推進し，高齢者の生きがいと健康づくりに資する。	
地域支援事業交付金	○
高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに，要介護状態となった場合においても，可能な限り，地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため，市町村が行う地域支援事業に要する費用の一部を交付する。	
認知症疾患医療センター基盤強化事業費	○
県が指定する認知症疾患医療センターにおいて，保健医療・介護機関等との連携を図りながら，認知症疾患に関する鑑別診断，行動・心理症状と身体合併に対する急性期専門医療相談等を実施し，地域における認知症疾患の保健医療の水準の向上を図るため，研修等に係る経費について助成を行う。	
軽費老人ホーム事務費	○
軽費老人ホームの運営に要する経費のうち，事務費の減免額を補助する。 50 施設年間延べ 19,913 人	
老人福祉施設整備費	○
常時介護を必要とし，居宅において適切な介護を受けることが困難な高齢者のための特別養護老人ホーム等を整備する者に補助する。	
介護保険事業者等指導費	○
介護サービス量の確保を図るため，介護保険事業者の指定を行うとともに，利用者保護の観点に立ち，指定事業者のサービスの質の確保を図るため，福祉指導課・保健所等と連携した指導・監査を行う。また，介護サービスの利用者が事業所の選択に資するよう，県民等に指定事業者情報を提供する。	
介護給付費負担金	○
介護給付及び予防給付に要する費用（利用者負担分を除く。）のうち，居宅給付の 12.5%，施設等給付の 17.5%を負担する。	
介護保険財政安定化基金積立金	○
市町村の介護保険財政の安定化を図るために，県が設置する介護保険財政安定化基金に，運用益積立てを行う。	
介護保険低所得者保険料軽減負担金	
介護保険制度の改正により，給付費の 5 割の公費とは別枠で，低所得者の保険料の軽減強化を図る。 負担割合：国 1/2，県 1/4，市町村 1/4	

地域密着型老人福祉施設整備推進事業費	○
認知症高齢者グループホーム等県民のニーズの高い地域密着型施設の整備量の増加を促すため、基金を活用し、整備に対し助成を行う市町村に交付する。	
老人福祉施設開設準備経費助成事業費	
円滑な施設開設のため、開設前の職員雇い上げ経費や初度調弁等の経費を助成する	
介護職員等たん吸引等実施研修事業費	
特別養護老人ホーム等の施設の介護職員に対し研修会を行い、たんの吸引等医療的ケアを行うことができる介護職員の養成を図る。	

4. 福祉指導課

事業	第3章で取り上げたもの
社会福祉法人・施設等の検査等	○
社会福祉法人・施設等の適正な運営と利用者の処遇向上を図るため、社会福祉法人・施設等の業務及び財産の状況について検査・指導等を行う。	
茨城県社会福祉協議会運営支援費	○
広域的な見地から社会福祉に関する企画、福祉団体の育成指導、関係機関の連絡調整を行うなど、本県社会福祉の向上に重要な役割を果たしている茨城県社会福祉協議会の運営費に対して補助金を交付する。	
福祉サービス苦情解決事業助成費	
福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するとともに、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、茨城県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会の活動を助成する。	
生活福祉資金貸付事務支援費	
生活福祉資金貸付事業を実施する茨城県社会福祉協議会に対し、事業実施に必要な経費を補助し、当該事業の円滑な運営を確保する。	
民間社会福祉施設整備借入金利子補給費	
福祉施設の新築・改築等の施設整備を行うため、福祉医療機構から借入を行った場合に、その利子の一部について茨城県社会福祉協議会を通じて補助を行い、法人の負担軽減を図る。	
介護福祉士修学資金貸付費	○
介護福祉士資格等新規取得者の就業や、潜在介護職員の再就職を促すため、介護福祉士資格等の取得を目指す学生等に対する修学資金や、潜在介	

介護職員の再就職のための準備に必要な費用の貸付けを行うことにより、介護人材の確保を図る。	
福祉人材センター運営事業費	○
県福祉人材センターに指定した茨城県社会福祉協議会にセンターの運営を委託し、福祉人材の育成、就業の援助を行うとともに、社会福祉事業経営者からの相談に応じるなど必要な援助を行うことにより、福祉人材の確保及び社会福祉事業の適正な運営の確保を図る。	
会館管理運営費	○
指定管理者である茨城県社会福祉協議会に対し、総合福祉会館の維持管理等に必要な指定管理料を支払うもの。	
福祉人材確保・定着バックアップ事業費	○
介護人材の確保を図るため、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、求職時から就業定着まで包括的に支援する事業を茨城県社会福祉協議会に委託する。	

5. 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

事業	県の所管課	第3章で取り上げたもの
茨城県社会福祉協議会運営支援費	福祉指導課	
福祉サービス苦情解決事業助成費	福祉指導課	
生活福祉資金貸付事務支援費	福祉指導課	
民間社会福祉施設整備借入金利子補給費	福祉指導課	
介護福祉士修学資金貸付費	福祉指導課	○
茨城わくわくセンター運営費	長寿福祉課	○
日常生活自立支援事業助成費	長寿福祉課	○
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費	子ども家庭課	○
保育士修学資金等貸付費	子ども家庭課	○

V 参考資料

1. 「大好きいばらき次世代育成プラン」の概要

(1) 計画策定の趣旨

若者が家庭を築き、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育まれる社会の実現を目指す。

(2) 計画期間

平成 27 年度から平成 32 年度

(3) 計画の特徴

大好きいばらき次世代育成計画（茨城県少子化対策総合計画）は、「親づくり」「親育ち・子育て」「支え合い」の3つの基本方針のもと、結婚への意識啓発をはじめ、本県の先進施策である結婚支援を進めるとともに、より多くの若者が親となれるよう、就労支援を含め、働き方の改革による仕事と生活の調和を実現し、働きながら子育てできる新たな環境を目指す。

(4) 計画の概要

① 少子化対策基本方針

3つの基本方針ごとに、重点課題と施策展開の方向を示す。

基本方針	基本目標（施策展開の方向）
基本方針 1 ～親づくり～ 結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若者への結婚・子育てポジティブ・キャンペーン ○ 出会いやふれあいの場の創出 ○ 若者の自立支援 ○ 男女とも住みやすい環境づくり ○ 家族の役割の理解促進 ○ 妊娠・出産期からの心と体の健康の確保・増進 ○ 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減
基本方針 2 ～親育ち・子育て～ 親と子どもが共に成長できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児教育・保育サービスの充実 ○ 子どもが個性と創造性をのばし、人間性をはぐくむ学校教育の充実 ○ ひとり親家庭等への支援 ○ 子どもの貧困対策の強化 ○ 児童の社会的養護体制の強化 ○ 障害のある子ども等への支援 ○ 思春期の健康づくり
基本方針 3 ～支え合い～ 社会全体で次代を支える環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での子育て支援 ○ のびのび健やかに育つ環境づくり ○ 子育てを支援する生活環境の整備 ○ 子どもの安全の確保 ○ 働き方の改革による仕事と生活の調和の実現

② 数値目標設定施策

今後、5年間（H27～H31）に県が重点的に実施する少子化対策施策のうち42項目について数値目標を設定。

設定施策	H31 目標	設定施策	H31 目標
いばらき出会いサポートセンター		里親委託率	16.8%
利用者等の成婚数	2,500 組	小規模グループケア実施箇所数	50 箇所
会員数	3,800 人	地域小規模児童養護施設数	14 施設
マリッジサポーターの数	1,100 人	ファミリーホーム実施箇所数	5 箇所
家族経営協定の締結数	現状より増	自立援助ホーム実施箇所数	5 箇所
児童生徒の朝食摂取率	100%	ファミリーサポートセンターの実施市町村数	44 市町村
妊娠届出時アンケートを実施する市町村数	44 市町村	地域子育て支援拠点の箇所数	280 箇所
妊婦の喫煙率	2%	放課後子ども総合プランを実施する箇所数	全小学校区
産後のメンタルヘルス指導をする市町村数	36 市町村	放課後児童クラブ	836 箇所
乳幼児健康診査の未受診率	3～5 か月児： 7.0% 1歳6 か月児： 4.0 3歳児：6.0	放課後子供教室	全小学校区
育児期間中の親の喫煙率	父：35.0% 母：7.5%	放課後児童支援員の数	3,200 人
保育の提供体制	63,760 人	高校生等のヤングボランティアセミナー受講生数	5,132 人
待機児童数	0 人	子育て家庭優待制度協賛店舗数	7,200 店
認定こども園の箇所数	203 箇所	仕事と生活の調和支援計画策定事業所数	640 社
一時預かり事業の実施箇所数	721 箇所	いばらき女性活躍推進会議会員企業登録数	325 社
病児保育の実施箇所数	92 箇所	結婚・子育て応援宣言企業の登録数	400 社
休日・夜間保育の実施市町村数	44 市町村	所定外労働時間の削減	10 時間
延長保育の実施箇所数	568 箇所	週間就業時間60時間以上の雇用者の割合	6%
子育て短期支援事業の実施箇所数	64 箇所	年次有給休暇の取得率	60%
青少年教育施設の自然体験活動参加者数	800 人	男性の家事・育児・介護等に携わる時間	60 分
母子家庭就業支援センターによる就職件数	40 件	男性県職員の育児参加休暇の取得率	100%
奨学金貸与額	現状より増		

(5) 計画の推進体制

- ① 庁内推進体制 少子化対策推進本部 本部長：知事
- ② 庁外推進体制 少子化対策推進県民会議（県民総ぐるみの少子化対策県民運動を推進）

2. 「第6期いばらき高齢者プラン21」の概要

計画策定の趣旨	本格的な高齢社会に的確に対応していくために本県が目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策の方向を明らかにする。
計画期間	平成27年度から平成29年度（平成27年3月策定）
計画の特徴	<ul style="list-style-type: none"> (1) 老人福祉法と介護保険法に基づく法定計画 (2) 市町村計画の円滑な推進を支援する計画 (3) 「団塊の世代」全てが75歳を迎える平成37年を見据え、重点的に取り組むべき施策を本格化させる計画 (4) 高齢社会に対応するための総合的な計画
計画の概要	<p>■政策目標</p> <p>「地域包括ケアシステム」構築による誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現</p> <p>■施策の柱と重点課題</p> <p>施策の柱Ⅰ 地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇重点課題Ⅰ－1 互いに助け合い、支え合う地域社会づくり ～「茨城型地域包括ケアシステム」の構築～ ◇重点課題Ⅰ－2 医療と介護が連携する地域社会づくり ～在宅医療・介護連携の推進～ <p>施策の柱Ⅱ 健康づくり・生きがいつくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇重点課題Ⅱ－1 健康で“はつらつ”と暮らす環境づくり ～介護予防と健康づくりの推進～ ◇重点課題Ⅱ－2 誰もが“いきいき”と社会参加できる環境づくり ～生きがい対策の推進～ <p>施策の柱Ⅲ 認知症への対応と高齢者の尊厳の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇重点課題Ⅲ－1 認知症の人と家族を地域で支える環境づくり ～認知症対策の推進～

	<p>◇重点課題Ⅲ－２ いつまでも自分らしく暮らせる環境づくり ～権利擁護の推進～</p> <p>施策の柱Ⅳ 利用者本位の介護サービスの充実</p> <p>◇重点課題Ⅳ－１ 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり ～ニーズに応じた介護サービス基盤の整備～</p> <p>◇重点課題Ⅳ－２ 質の高い人材の確保と介護サービスの提供 ～介護人材の養成・確保とサービスの質の向上～</p> <p>施策の柱Ⅴ 安全・安心なまちづくりの推進</p> <p>◇重点課題Ⅴ－１ 安全・安心に暮らせる環境づくり ～防災対策，事故防止，防犯対策の推進～</p> <p>◇重点課題Ⅴ－２ 人にやさしいまちづくり ～ユニバーサルデザインの推進と住みよい住環境の整備～</p>
<p>計画の 推進体 制</p>	<p>(1) いばらき高齢者プラン 21 推進委員会：学識経験者や関係団体の代表で構成 (2) 茨城県高齢化対策推進本部（本部会議，幹事会，専門部会）：庁内組織</p>

第3章 包括外部監査の指摘又は意見

I 子ども家庭課

1. ラーク・ハイツ管理運営委託費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	59,307 千円	60,225 千円	59,694 千円
決算額	59,044 千円	56,793 千円	59,569 千円

① 現況・課題

- 1) 母子生活支援施設は、配偶者のいない母と子を入所させて保護及び自立促進のための生活を支援し、母とともに児童の福祉を図る施設である。
- 2) 母子家庭は、母が生計の中心となり、子を養育しなければならないため、その生活は精神的にも経済的にも極めて不安定な状態にある。

② 事務事業の必要性・ねらい

- 1) 様々な問題を抱える母子を共に保護し、生活、住宅、教育、就職等母子家庭の遭遇するあらゆる問題を解決するために援助し、母子家庭の自立更正と生活意欲の増進を図る。
- 2) DV被害者や外国人などの自立の難しい入所者が増えてきているため、福祉事務所や児童相談所等の関係機関との連携を強化し、入所者の意向を踏まえながら、きめ細かい自立支援を実施する必要がある。

③ 事業内容

1) 事業目的

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者についての相談その他の援助を行う。

2) 管理運営

指定管理者制度を導入し、多様化する入所者のニーズに対応する。

ア 指定管理者：社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会

イ 指定期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日（5 年間の 3 年目）

3) 定員

20 世帯（平成 29 年 3 月 1 日現在：20 世帯，53 名入所）

4) 職員

13 名

（内訳）

- ・ 正職員：施設長 1 名，母子支援員 3 名，少年指導員 2 名，個別対応職員 1 名，保育士 1 名
- ・ 嘱託職員：嘱託医 1 名，心理療法担当 3 名，調理員兼保育士 1 名

<母子生活支援施設入所実績>

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28
定 員	20	20	20	20	20	20	20	20
延入所世帯数	219	235	205	215	232	193	216	211
平均入所世帯数	18	19	17	18	19	16	18	18

（2）指摘又は意見

① 自立促進に向けての取組について

【意見】

本施設の住居の提供を通じた第一次的な役割である母子家庭等の保護という観点からは、施設の利用状況からみて、その役割は果たされていると感じる。しかし、本施設の第二次的な役割である母子家庭の自立更正と生活意欲の増進を図るという観点では、所管課によれば個別的事情の多様性・複雑性から、場合によっては自立更正に結び付かない事例もあり、対処すべき課題は多い。

所管課の資料によれば、在所期間は 2 年以上の割合が最も高く 40% を占め、5 年以上の世帯も 15% を占めている。また、年齢別にみると 40 代以上の在在者で 50% を占めており、生活保護世帯も 60% に達する。

年齢別の在所期間データ等がないこともあり、2 年以上在所している世帯の在所理由は不明であるが、生活保護受給世帯の割合が高いことから、経済的困窮もその理由の一つと思われる。現況において、入所定員を満たしており、潜在的入所希望者も少なからず存在することが見込まれることから、経済的困窮を主因とする在在者については早期自立を期待したいところである。

そのため、経済的困窮が自立への障害要因とならないよう、経済的自立に向けた支援のより一層の強化が望まれる。提供可能な福祉サービスによる支援を多角的に検討し、自立促進講習会、母子自立支援員の相談指導による自立意識の醸成に加え、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給といった経済的支援を伴った就

労促進サービスの提供による就職支援に力点を置くべきである。

適時・適切に在所者への必要な支援を行えるよう、個別の支援計画を情報共有し、モニタリングを行うなど、的確な指導を行うことによって、指定管理者との連携をより深め、自立・生活意欲の向上に向けた支援体制の強化を図るべきである。

2. 児童扶養手当給付費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	988,608 千円	989,405 千円	1,000,819 千円
決算額	977,256 千円	976,587 千円	991,280 千円

① 現況・課題

年間手当受給者数と支払額の推移

年度	延受給者数(人)	年間支払額(円)	手当月額(児童1人の場合)	
			全部支給(円)	一部支給(円)
20	34,111	878,095,750	41,720	41,710~9,850
21	34,517	881,413,980	41,720	41,710~9,850
22	36,053	916,283,720	41,720	41,710~9,850
23	39,176	995,474,640	41,550	41,540~9,810
24	40,000	1,018,519,410	41,430	41,420~9,780
25	40,105	1,015,053,600	41,140	41,130~9,710
26	39,249	977,256,640	41,020	41,010~9,680
27	39,052	976,586,790	42,000	41,990~9,910
28	38,941	991,280,410	42,330	42,320~9,990

② 事務事業の必要性・ねらい

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を監護している母、児童を監護し、かつ生計を同じくする父又はその児童を養育している者に対し、児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図る。

③ 事業内容

支給方法：年3回（4月，8月，12月），前月分までの4か月分を支給する。

所得制限限度額(平成28年度)

所得制限限度額		
本人所得(扶養親族1人)		扶養義務者所得(扶養親族1人)
全部支給(42,330円)	一部支給(42,320円~9,990円)	274万円
57万円	230万円	

- ・ 児童扶養手当法に基づく国の法定受託事務

- ・ 負担区分（給付費） 昭和 60 年 7 月以前認定者分（旧法）国 10/10
昭和 60 年 8 月以降認定者分（新法）国 1/3 県 2/3

（2）指摘又は意見

① 児童扶養手当過払い金返還金の管理について

【指摘】

児童扶養手当給付金を支給したものの、支給要件を満たさなくなった等の理由に起因して受給者から県への返還を要することとなった児童扶養手当過払い金返還金に係る未収債権については、所管課において管理・回収を図る義務がある（地方自治法第 240 条）。

所管課によれば、支給事務等は平成 11 年度に県民センターへ権限移譲されたため、昭和 61 年度から平成 10 年度にかけての返還金の未収債権が平成 28 年度末において 9 人 1,429 千円となっている。

本債権は公債権であるが、一部返済など、「承認」等に基づく時効中断がなければ、債務者の時効の援用を待たず 5 年で消滅時効にかかる。また、債務者の任意の返還がない場合、県は不正利得以外では、強制的に徴収することはできず、その回収には、強制執行手続が必要であることから、回収に向けての日常の取組が重要である。債務者との交渉は長期にわたることが予想されることから、その交渉過程についても詳細に記録し、担当者の交代時においても確実にそれらの情報の引継ぎが行われなければならない。そうでなければ法的な債権保全の機会を失うことになりかねない。

（表）児童扶養手当未収債権額

（単位：千円）

年度（末）	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
未収債権額	2,234	2,104	1,449	1,429	1,429
対前年増減	-	△130	△655	△20	0

（所管課資料）

（表）児童扶養手当未収債権額をみると、平成 25 年度及び平成 26 年度において、それぞれ 130 千円、655 千円対前年比減少しているが、所管課によれば、その減少額には、回収によるものばかりではなく、時効消滅した債権額も含まれているとのことである。直近の回収実績は平成 27 年 8 月 12 日であり、以降の回収実績はない。所管課によれば、担当者間の引継ぎが不十分なこともあり、債務者の現況も正確には把握されていない。債務者の近況がタイムリーに確認されていないことから、返還金に係る未収債権のうち将来回収見込み可能額と不能額を明確に分類し、回収可能性に応じた回収方針をも決定されていない。したがって、回収に向けて債務者に対する返済意思、返済原資の確実性・返済計画等の確認、及び請求も行われていない。

「第6次茨城県行財政改革大綱」においても、収入未済額の縮減が取組の一環として挙げられている。

第6次茨城県行財政改革大綱（抜粋）

4 歳入の確保

収入未済額の縮減

- 収入未済額の縮減とその発生防止に向け、未収債権対策連絡会議を中心に、担当職員の研修会の実施や個別事案に係る専門家等との相談機会の確保を図るなど、全庁を挙げた取り組みを推進します。
- 悪質な滞納者に対する法的措置を含めた強硬手段を辞さない態度での回収を進めるとともに、支払督促制度や、債権回収業者等外部専門家の活用を図るなど、効果的・効率的な回収方策の実施を一層推進します。

返還金に係る未収債権は、安易に消滅時効にかからせて請求権を失うようなことがあってはならず、可能な限り回収を図るべきである。また、事情に応じて回収不能と見込まれる債権については、今後の処理方法を検討すべきである。

3. 保育サービス支援事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	-千円	160,750 千円
決算額	-千円	-千円	143,916 千円

① 現況・課題

民間保育所等における乳児等の保育に対応できる保育士が不足している。また、保育士等が出産、疾病等で長期間の休暇を必要とする場合に、代替職員が不足している。

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ 民間保育所等における乳児等の保育に対し、これに直接従事する非常勤保育士の雇用に要する費用の助成を行い、もって民間保育所等における乳児等の保育体制の向上を図る必要がある。
- ・ 1歳児保育所等入所児童数（公立除く。）の推移（4月1日現在）
平成 21 年度：3,624 名 → 平成 27 年度：5,624 名
- ・ 産休代替職員費については、三位一体改革により、国庫補助金が税源移譲の対象となり、平成 17 年度から県単独制度となったことから、保育士等が出産や病気で長期休暇を取った場合、施設長が代替職員として雇用する者の賃金を補助する。

③ 事業内容

項目	事業内容
民間保育所乳児等保育事業費	<p>○ 育休明けの満 1 歳到達直後の入所児童の保育に対応できるよう保育士の雇用経費を補助し、配置基準の 6:1 を 5:1 とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象 保育所, 認定こども園, 地域型保育事業実施施設(全て公立を除く。) ・ 補助要件 1 歳児保育を行う民間保育所等に対し補助 ・ 補助単価 1 歳児 1 人当たり月額 3,900 円 (補助率: 県 1/2, 市町村 1/2) ・ 補助の流れ <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県</div> → 市町村 → <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">事業者(保育所等)</div>
産休等代替職員費	<p>○ 保育士等が、出産、傷病等で長期間の休暇を必要とする場合、その代替職員を確保し、母体の保護等を図るとともに、入所児童等の処遇を確保する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象 保育所，認定こども園，地域型保育事業実施施設，児童養護施設，知的障害児施設等（全て公立を除く。） ・ 補助要件 出産等の長期休暇を取った職員の代替職員を雇用した民間保育所等に対し補助。 ・ 補助単価 5,910円/日（補助率：県10/10） ※ 対象期間 産休：産前8週間，産後8週間。ただし，就業規則等でより長い期間があるときはその期間 療休：傷病による休暇開始から31日目から90日目までの60日間 ・ 補助の流れ <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">県</div> → <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">事業者（保育所等）</div>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（2）指摘又は意見

① 産休等代替職員任用承認申請事務について

【意見】

県と各自治体との間で当事業に係る申請書類である「産休等代替職員任用承認申請書」（茨城県保育所等産休等代替職員費補助金交付要項第4条）の記載及び授受について，その取扱いに関する要領が定められていない。そのため，下記のような書類内容の不備が検出された。

- ・ 申請者の申請日と受け付けた自治体の受付日が合理的な期間を超えているが，事務の遅滞原因が不明である。（申請日平成28年4月1日，市役所受付日平成28年7月8日，県受付日平成28年7月12日）。
- ・ 申請を受け付けた市の受理印の押印がなく，市における受理の有無が不明である。
- ・ 承認・却下通知欄において記載すべき承認又は却下の区別，申請者への通知日，通知番号の記載がなく，承認及び申請者への通知の有無が不明である。
- ・ 申請書に記入すべき所管課における整理番号の記入がなく，整理及び保存の観点から問題がある。

平成28年度取扱実績が18件と比較的少ないこともあり，要領の整備・運用が積極的に検討されなかったようであるが，一連の事務処理過程におけるそれぞれが担うべき事務処理が明確になっていない点も多く，区々の処理が行われ，それぞれの責任範囲も明確になっていない。

保育士確保という喫緊の課題に対処するため，事業の積極的推進が望まれ，申請件数の

増加も見込まれる。産休等代替職員任用承認申請事務において正確な事務処理が行われるよう、記載及び授受に関する要領を整備・運用すべきである。

② 民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付申請書の内容の誤りについて

【意見】

一部の自治体において、その申請書の内容に誤りがあったものの、受付時の内容確認において、その誤りが看過されていた。具体的には、「平成 28 年度民間保育所等乳児等保育事業実施計画書」補助金所要額内訳の人数集計欄において、誤った数値が記入されていた。

所管課によれば、申請自治体の事務内容が数値の集計作業を多く伴うものであったため、事務の正確性・効率性を考慮し、表計算ソフトを利用していた。当表計算ソフトにあらかじめ必要な計算式を入力し、各自治体では、入力が求められた箇所に必要最小限の数値入力を行うことによって正確な申請書類が作成されることが予定されていた。ところが、一部の自治体では、入力が求められた以外の箇所に入力を行った結果、誤った数値が計算され、所管課においてもその誤りを看過し、申請内容を受理したとのことである。

事務内容に応じて、その正確性、効率性を重視して、表計算ソフトを利用することは、行政の正確性、効率性の観点からは認めることができる。しかし、表計算ソフトによる事務は、手作業での事務に比して、その正確性、効率性に大きなメリットをもたらす反面、その数値の正確性を疑うことなく看過する等の従来の手作業とは異なるリスク、いわゆる IT リスクへの対応が求められる。したがって、表計算ソフト等利用による特有のリスクに対処すべく、その利用に即したより適切な事務処理の方法を検討すべきである。

4. 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	-千円	176,304 千円
決算額	-千円	-千円	174,965 千円

① 現況・課題

- ・ 児童養護施設等の退所者で就職した者又は大学等に進学した者のうち、保護者からの経済的な支援が見込まれない者に対し、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を促進するための支援が必要である。
- ・ 児童養護施設入所中の者に対し、退所後の円滑な自立のため、就職に必要な各種資格の取得を支援する必要がある。

② 事務事業の必要性・ねらい

県内の児童養護施設等に入所中又は退所した者、里親等へ委託中又は委託を解除された者の生活基盤を安定させ、円滑な自立を促進することを目的とする。

③ 事業内容

県内の児童養護施設に入所中又は退所した者、里親等への委託中又は委託を解除された者で保護者等からの経済的な支援が見込まれず、貸付を必要とする者に対し、茨城県社会福祉協議会を事業主体として、自立支援資金を貸し付ける。

- ・ 事業主体 茨城県社会福祉協議会（補助金事業）
- ・ 補助割合 国9/10 県1/10
- ・ 対象期間 平成28年度～平成30年度
- ・ 対象者 1) 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設（H29年度～児童心理治療施設）、児童自立支援施設、自立援助ホーム入所者及び退所者
2) 里親、ファミリーホーム委託中の者及び委託解除者
- ・ 貸付内容 1) 大学、専門学校の進学者
金額：生活支援費5万円、家賃支援費（1月当たりの家賃相当額）
※ 生活保護制度における当該地域の住宅扶助額（単身）を限度
貸付期間：大学、専門学校に在学する期間
2) 就職している者
金額：家賃支援費（1月当たりの家賃相当額）
※ 生活保護制度における当該地域の住宅扶助額（単身）を限度
貸付期間：退所又は委託解除後から2年を限度として就労している

期間

3) 資格取得を希望する者

金額：就職に必要な資格取得に要する費用の実費（25万円上限）

(2) 指摘又は意見

① 貸付計画の承認について

【意見】

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度は平成28年度からの3年間を対象として実施されることが予定されており、貸付制度の実施主体となる茨城県社会福祉協議会は、国及び県からの補助金を受け取り、これを貸付制度の原資とすることで事業を実施・運営している。なお、補助金のうち国費については、対象期間の3年分を、まとめて交付を受けている。

下記表は、制度初年度である平成28年度の実績数値であるが、平成28年度の貸付済額は約5百万円と貸付予定額の約51百万円と比べかなり小さくなっているのが分かる。

(表) 支出済額の内訳

(単位：円)

①交付決定額	②貸付済額	③事務費 支出済額	④返済金額	⑤翌年度繰越額 (①-②-③+④)
174,965,217	5,100,760	1,731,412	-	168,133,045

(児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業補助金実績報告書)

注) 県費については3年分割で交付決定を行うため、交付決定額と下表の貸付予定額合計は一致しない。

(表) 年度別の貸付予定額

(単位：円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
51,510,000	63,869,000	63,867,760	179,246,760

(表) 貸付済額の内訳

貸付種類		人数(人)	貸付金額(円)
生活支援費貸付		5	2,200,000
家賃支援費貸付	進学者	4	1,330,800
	就学者	5	1,371,600
	計	9	2,702,400
資格取得支援費貸付		1	198,360
計		15	5,100,760

(児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業補助金実績報告書)

そもそも、補助金交付額は補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されているが、この計画は制度の対象となる者全員に対して貸付をすることを前提に作成されている。しかし、実際には、貸付返済の免除要件を満たせない（当貸付制度は要件を満たせば返済が免除される。）等の理由により、貸付を申し込む者は少数であった。補助金交付額は3年分であり単純に単年度の貸付実績と比較することはできないが、現状を見るに、補助金交付額が貸付実績を大きく上回ることが予想される。

ここで、県は、貸付計画を審査し、その計画の合理性を審査する責任を有している。また、計画が適切でない場合、貸付計画の再提出を求めることができる。

（貸付計画）

第4条 県社協の長は、毎年3月31日までに、次年度以降の貸付計画を策定し、貸付計画承認申請書（様式第1号）を、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による貸付計画承認申請書を受理したときは、承認又は不承認を決定し、貸付計画承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、県社協の長あて通知するものとする。

3 県社協の長は、貸付計画の承認が受けられなかったときは、貸付計画を再度策定しなければならない。

（茨城県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要領）

県としては、申請時の貸付計画の審査手続に問題がないと判断しているとのことであるが、制度対象期間の3年間では、使用されない補助金が多額に出て来ることが想定される現状がある。

今後も補助金を原資とした貸付制度が作られると考えられる。その際には、貸付計画の審査者として、その計画の合理性について詳細に検討することを望みたい。

② 資金の確認について

【意見】

県は、貸付事業の実施主体である茨城県社会福祉協議会から実績報告書の提出を受け、事業を確認しているが、「①貸付計画の承認について」に記載のとおり、翌年度繰越額が168百万円（（表）支出済額の内訳⑤）となっており、多額の資金が同協議会の預金口座で管理されている。そのため、資金が適切に管理されていることを確認するとともに、実績報告書に加え金融機関の残高証明書も併せて提出してもらうことを検討すべきである。

5. 子育て人材確保強化推進事業費

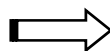
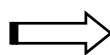
(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	495 千円	23,435 千円	20,245 千円
決算額	372 千円	23,435 千円	18,221 千円

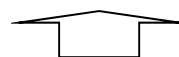
① 現況・課題

○待機児童を解消するため、保育の量の拡大を図っており、保育を支える保育士の確保が重要

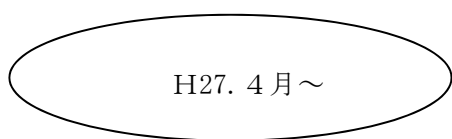
○私立幼稚園の求人難により、幼児教育の質の低下を招かないような幼稚園教諭の確保が重要



潜在保育士のニーズ
潜在幼稚園教諭のニーズ
資格等併有者のニーズ



子ども・子育て支援新制度の施行



○認定こども園における保育教諭(幼保免許資格併有者)の配置の新設
○幼稚園の配置基準の見直し等による必要教員等数の増加や預かり保育に対する保育士等配置基準の新設



◇小規模保育、家庭的保育、放課後児童クラブ事業等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要



必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定し、新たな人材を確保する仕組みを創設

※ 別途実施する、現場復帰支援や離職防止及び幼保の資質向上研修と合わせて、総合的に人材確保・育成を実施。

○保育所等における人材不足数

29 人 (H28 年度中に創設(予定)する保育所等 10 か所分の必要数を試算)

○幼稚園における人材不足数

150 人 (H27. 10 月調査)

(職種内訳：幼稚園教諭 57 人，保育士 8 人，保育教諭 80 人，その他 5 人)

② 事務事業の必要性・ねらい

幼児教育・保育従事者の人材不足の解消のため、事業を行う必要がある。

③ 事業内容

幼児教育・保育従事者の人材不足の解消のため、茨城県社会福祉協議会に委託し、子育て人材支援センターの設置・運営と子育て支援員の養成事業を行う。

(表) 事業内容

項目	事業内容	備考
1) 子育て人材支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ○対象施設：保育所・幼稚園・認定こども園等 ○対象人材：保育士・幼稚園教諭・保育教諭・子育て支援員 ○事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在保育士の就職斡旋 ・ 潜在幼稚園教諭の就職斡旋 ・ 「子育て支援員」に対する仕事の相談・人材バンクの登録・職業紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材バンクの設置 福祉人材センター内に設置 ・ 就職相談会：6回 ・ 潜在幼稚園教諭名簿等の管理 ・ 潜在保育士名簿等の管理 ・ 養成校等を通じた卒業生に対する情報発信 ・ 高校生・中学生等への働きかけ（学校訪問）：4回 ・ 情報提供（HPや郵送等による。）
2) 子育て支援員の養成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援員養成研修会開催 ・ 子育て支援員修了証の交付 ・ 子育て支援員研修受講者の名簿等管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2か所, 300名養成（予定） ・ ①基本研修2回, ②専門研修は従事条件の「地域保育コース」及び一時預かりは2回, その他は1回

(2) 指摘又は意見

① 事業の効果について

【意見】

県は、子育て人材確保強化推進事業を茨城県社会福祉協議会に委託している。当委託事業の目的は、多様化する幼児教育・保育ニーズへの対応や待機児童解消に向け、保育士、幼稚園教諭及び子育て支援員など必要な人材の確保を一体的に支援するため、事業の円滑な推進拠点となることである。当目的の達成のための一つの事業として、茨城県子育て人材支援センターの運營業務がある。同センターは保育士、幼稚園教諭などの無料職業紹介事業と各種相談業務を行っており、下記は、無料職業紹介事業、各種相談、就職相談会の開催の実績である。

(表) 無料職業紹介事業

(単位：件)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
求人件数	32	10	33	29	11	14	27	34	21	37	28	12	288
求職件数	20	6	20	11	5	23	10	7	15	30	9	8	164
紹介件数	3	3	0	0	0	2	0	0	3	1	1	4	17
就職件数	0	0	2	3	0	0	0	1	0	1	1	1	9

(実績報告書)

(表) 各種相談件数

(単位：件)

区分	4月～3月	
	施設・事業所	求職者等
来所（出張相談含む）	108	306
電話	798	1,277
F A X	386	137
郵便	67	244
電子メール	180	3
職場説明会等での相談者	3	105
合計	1,542	2,072

(実績報告書)

(表) 就職相談会の開催

実施場所	市町村	開催日	事業所数	参加者数 (人)
イオンモール水戸内原（県全域）	水戸市	6月25日	60	70
ホテルニューつたや（県西地区）	筑西市	7月16日	22	10
ホテルレイクビュー（県央地区）	水戸市	8月27日	36	31
鹿島セントラルホテル（鹿行地区）	鹿嶋市	9月11日	20	29
ホテル天地閣（県北地区）	日立市	11月12日	29	39
小山グランドホテル（県境）	小山市	11月26日	18	25
ホテルマロード筑波（県南地区）	土浦市	12月4日	24	8
水戸駅ビルエクセルホール（全県域）	水戸市	2月11日	30	29
合計			239	241

(実績報告書)

上記実績を見ると、無料職業紹介事業で就職斡旋9件、就職相談会の参加者数241人と年間の件数としては少なく、事業の効果が十分であったか疑問が残るところである。

関連資料閲覧やヒアリング等の結果、当事業が十分といえない結果となった理由は事業PR・利便性の不足、競合相手の存在、労働環境の3つの影響を受けたためとの心証を受

けた。

まず、事業PR・利便性の不足としては、保育士等の職業紹介や就職相談会の実施について効果的に周知できていないこと及び茨城県社会福祉協議会の立地が不便であることがある。平成28年度の事業PRとして下記の事業を実施している。しかし、職業紹介や就職相談会のメインターゲットとなる若年者はWEB媒体を利用して求職活動を行うことが多く、現状の事業PRはターゲットにアピールできているか疑問が残る。また、事業の実施に当たっては、利用者の利便性を考慮した対応の検討が必要である。

(表) 事業PR

事業内容	配布先・回数等
センターPR	茨城県広報紙「ひばり」への広告掲載2回、 いばらき都市緑化フェスティバル
新聞掲載	随時（読売・毎日・茨城新聞）
事業PR 月刊誌・ミニコミ誌等	随時
ホームページ・フェイスブックへの掲載	随時
広報誌「いばらきの社会福祉」への掲載	年4回
広報グッズの作成・配布	幟旗の作成・掲揚
リーフレットの印刷・配布	研修等事業参加者等
ミニポスターの作成・配布	A3・A4サイズポスター

(実績報告書)

次に、競合相手の存在としては、民間の人材紹介会社がある。民間の人材紹介会社はWEB媒体を利用して若年者等にアピールし事業を展開しており、同事業の競合相手となっている。

さらに、保育所等の労働環境があり、給与水準が低い、家に持ち帰る仕事が多い等の理由により、保育資格を持ち本来保育士等のなり手になる人が就業を敬遠していることがある。

県は、茨城県子育て人材支援センターの運営を委託している茨城県社会福祉協議会と連携し、当事業の目的である「保育士、幼稚園教諭及び子育て支援員など必要な人材の確保」を達するため、より良い事業の模索を望みたい。

6. 保育士修学資金等貸付費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	-千円	1,416,280 千円
決算額	-千円	-千円	1,412,133 千円

① 現況・課題

<国の動き>

- 平成 27 年度補正予算において、保育士不足を解消するための保育士確保策の強化が打ち出される。
- 既存事業の「保育士修学資金貸付事業」のほか、新規事業として「保育補助者雇上支援事業」「未就学児をもつ保育士に対する保育料支援事業」「潜在保育士の再就職支援事業」の3事業が追加される。
- 平成 28 年度国の経済対策(平成 28 年 8 月 2 日閣議決定)において、保育人材確保策の強化として、保育士修学資金貸付等事業の一部事業の内容拡充等される。

② 事務事業の必要性・ねらい

保育士を目指す学生や潜在保育士等に対し修学資金や就職準備金等を支援（貸付）することにより、保育人材の確保を図る。

③ 事業内容

事業は、保育士修学資金を含む4事業である。それぞれの事業における対象者、貸付額、返還免除要件は異なるが、いずれの事業も無利子であり、事業主体は茨城県社会福祉協議会、県負担は1/10である。

	保育士修学資金	保育補助者雇上費	未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部	潜在保育士の再就職準備金
対象者	指定保育士養成施設学生	保育士の業務負担軽減に取り組む保育事業者	未就学児をもつ潜在保育士（産休育休後復帰者含む。）	潜在保育士
貸付額	学費 50 千円/月（2 年まで）	保育補助者雇上費	保育料	就職準備金

(上限)	入学準備金 200 千円	2,953 千円/年(常勤)	27 千円/月(1年まで)	400 千円
	就職準備金 200 千円	+ 2,215 千円/年(短時間) (どちらも3年まで)		
	生活扶助費加算あり			
返 還 免 除	県内保育業務に5年間従事	貸付期間中又は貸付終了後1年の間に保育士資格取得	県内保育業務に2年間従事	県内保育業務に2年間従事
利 子	無利子			
事 業 主 体	茨城県社会福祉協議会			
補助率	国 9/10, 県 1/10 (県分は貸付実績に応じて特別交付税措置予定)			

(2) 指摘又は意見

① 貸付計画承認申請書の内容の不整合について

【指摘】

事業主体である茨城県社会福祉協議会より提出された貸付計画承認申請に係る貸付計画書において、内容の不整合があったにも関わらず、所管課において看過し、承認している。

具体的には、貸付計画書中2項目(未就学児の保育士に対する保育料の一部貸付・就職準備金貸付)において、貸付予定者1人当たりへの貸付額が保育士修学資金貸付等制度実施要綱に定める基準額を超えて実行するものとした計画になっていた。

計画は、PDCAサイクルの起点である。計画が起点となり、業務の体制整備・実行、検証過程を経て、改善を図ることによって円滑な業務遂行が可能となる。その起点である計画そのものが策定根拠の点で問題があったとすれば、PDCAサイクルそのものが実質的に機能しなくなる可能性もある。

事業者からの貸付計画承認申請については、形式的・実質的な観点から、その内容における問題の有無を把握し、安易に承認することなく、適正な業務が遂行されるよう指導すべきである。

② 貸付計画の承認について

【意見】

保育士修学資金等貸付制度は平成28年度からの3年間を対象として実施されることが予定されており、貸付制度の実施主体となる茨城県社会福祉協議会は、国及び県からの補助

金を受け取り、これを貸付制度の原資とすることで事業を実施・運営している。なお、補助金のうち国費については、対象期間の3年分を、まとめて交付を受けている。

下記表は、制度初年度である平成28年度の実績数値であるが、平成28年度の貸付済額は約81百万円と貸付予定額の約512百万円と比べかなり小さくなっているのが分かる。

(表) 支出済額の内訳

(単位：円)

①交付決定額 (事業費)	②貸付済額	③事務費 支出済額	④返済済額	⑤翌年度繰越額 (①-②-③+④)
1,451,366,000	81,323,664	9,949,144	450,000	1,360,543,192

(保育士修学資金等貸付事業補助金実績報告書)

注) 県費については3年分割で交付決定を行うため、交付決定額と下表の貸付予定額は一致しない。

(表) 年度別の貸付予定額

(単位：円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
512,796,000	497,402,000	497,402,000	1,507,600,000

(表) 貸付済額の内訳

貸付種類	人数, 貸付施設数 (人, 施設)	貸付金額 (円)
保育士修学資金貸付	87	65,064,920
保育補助者雇上費貸付	1	2,011,094
未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付	70	10,855,650
就職準備金貸付	11	3,392,000
計	-	81,323,664

(保育士修学資金等貸付事業補助金実績報告書)

そもそも、補助金交付額は補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されているが、この計画は制度の対象となる者全員に対して貸付をすることを前提に作成されている。補助金交付額は3年分であり単純に単年度の貸付実績と比較することはできないが、現状を見るに、補助金交付額が貸付実績を大きく上回ることが予想される。

ここで、県は、貸付計画を審査し、その計画の合理性を審査する責任を有している。また、計画が適切でない場合、貸付計画の再提出を求めることができる。県としては、申請時の貸付計画の審査手続に問題がないと判断しているとのことであるが、制度対象期間の3年間では、使用されない補助金が多額に出て来ることが想定される現状がある。

今後も補助金を原資とした貸付制度が作られると考えられる。その際には、貸付計画の

審査者として、その計画の合理性について詳細に検討することを望みたい。

③ 資金の確認について

【意見】

県は、貸付事業の実施主体である茨城県社会福祉協議会から実績報告書の提出を受け、事業を確認しているが、「②貸付計画の承認について」に記載のとおり、翌年度繰越額が1,360百万円（(表)支出済額の内訳⑤）となっており、多額の資金が同協議会の預金口座で管理されている。そのため、資金が適切に管理されていることを確認するとともに、実績報告書に加え金融機関の残高証明書も併せて提出してもらうことを検討すべきである。

7. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	-千円	183,182 千円
決算額	-千円	-千円	179,742 千円

① 現況・課題

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得を促進することにより、自立援助を図る必要がある。

1) 高等職業訓練促進給付金

項目	内 容
概 要	母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金が支給される。
対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、以下の要件を全て満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること ・ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること ・ 仕事又は育児と修業の両立が困難であること ※ 平成25年度入学者から父子家庭も対象
支 給 額・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等職業訓練促進給付金 <ul style="list-style-type: none"> 支 給 額 月額100,000円（市町村民税非課税世帯） 月額 70,500円（市町村民税課税世帯） 支給期間 修業期間の全期間（上限3年） ・ 高等職業訓練修了支援給付金 <ul style="list-style-type: none"> 支 給 額 50,000円（市町村民税非課税世帯） 25,000円（市町村民税課税世帯） 支給期間 修了後に支給
対 象 と な る 資 格	高等職業訓練促進給付金等事業の対象となる資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされている者について都道府県等の長が指定したもの。 (対象資格の例) 看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、理学療法士等

2) 高等職業訓練促進給付金事業支給対象者の推移

< 県分 >

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
金額 (千円)	17,675	7,089	9,742
件数 (件)	16	7	11

< 市分 >

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
金額 (千円)	118,416	113,080	139,757
件数 (件)	116	110	133

※ 高等職業訓練促進給付金事業については、平成 24 年度から市の居住者に対しては市から直接支給するよう事務移管したため、県分の実績が減少している。

② 事務事業の必要性・ねらい

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得を促進することにより、自立援助を図ることを目的とする。

③ 事業内容

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学及び就職準備金の貸付を行う。

(表) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の概要

項目	内 容	
貸付対象者	県内に居住する、ひとり親家庭の親であって、高等職業訓練促進給付金の支給対象者	
貸付額	入学準備金:50万円(上限)	養成機関の入学時に貸付ける。
	就職準備金:20万円(上限)	養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に貸付ける。
実施主体	社会福祉法人茨城県母子寡婦福祉連合会(県から必要な原資を助成する。)	
補助率	国9/10, 県1/10 ※ 県が負担する1/10相当額については、特別交付税措置	
その他	・ 貸付けを受けた者が養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県の区域内で5年間その業務に従事した場合は貸付金の返還を免除する。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等職業訓練促進資金貸付事業については、市の居住者であって、市から高等職業訓練促進給付金を受給しているものも対象とする。
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 指摘又は意見

① 貸付計画の承認について

【意見】

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度は平成28年度からの3年間を対象として実施されることが予定されており、貸付制度の実施主体となる茨城県母子寡婦福祉連合会は、国及び県からの補助金を受け取り、これを貸付制度の原資とすることで事業を実施・運営している。なお、補助金のうち国費については、対象期間の3年分を、まとめて交付を受けている。

下記表は、制度初年度である平成28年度の実績数値であるが、平成28年度の貸付済額は約18百万円と貸付予定額の約57百万円と比べかなり小さくなっているのが分かる。

(表) 支出済額の内訳 (単位：円)

①交付決定額	②貸付済額	③事務費 支出済額	④返済金額	⑤翌年度繰越額 (①-②-③+④)
179,342,000	17,864,872	2,563,653	-	158,913,475

(ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業補助金実績報告書)

注) 県費については3年分割で交付決定を行うため、交付決定額と下表の貸付予定額は一致しない。

(表) 年度別の貸付予定額 (単位：円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
57,200,000	57,200,000	78,120,000	192,520,000

(表) 貸付済額の内訳

貸付種類	人数(人)	貸付金額(円)
入学準備金	35	16,664,872
就学準備金	6	1,200,000
計	41	17,864,872

(ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付事業補助金実績報告書)

そもそも、補助金交付額は補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されているが、この計画は制度の対象となる者全員に対して貸付をすることを前提に作成されている。しかし、実際には、貸付返済の免除要件を満たせない(当貸付制度は要件を満たせば返済が免除される。)等の理由により、貸付を申し込む者は少数であった。補助金交付額は3年分であり単純に単年度の貸付実績と比較することはできないが、現状を見るに、補助金交

付額が貸付実績を大きく上回ることが予想される。

ここで、県は、貸付計画を審査し、その計画の合理性を審査する責任を有している。また、計画が適切でない場合、貸付計画の再提出を求めることができる。県としては、申請時の貸付計画の審査手続に問題がないと判断しているとのことであるが、制度対象期間の3年間では、使用されない補助金が多額に出て来ることが想定される現状がある。

今後も補助金を原資とした貸付制度が作られると考えられる。その際には、貸付計画の審査者として、その計画の合理性について詳細に検討することを望みたい。

② 資金の確認について

【意見】

県は、貸付事業の実施主体である茨城県母子寡婦福祉連合会から実績報告書の提出を受け、事業を確認しているが、「①貸付計画の承認について」に記載のとおり、翌年度繰越額が158百万円（(表)支出済額の内訳⑤）となっており、多額の資金が同連合会の預金口座で管理されている。そのため、資金が適切に管理されていることを確認するとともに、実績報告書に加え金融機関の残高証明書も併せて提出してもらうことを検討すべきである。

8. 児童相談所運営費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	60,710 千円	89,883 千円	64,504 千円
決算額	58,117 千円	84,424 千円	60,851 千円

① 現況・課題

- ・ 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、個々の児童や家庭に最も効果的な処遇・援助を行い、児童の福祉の向上を図る。
- ・ 児童虐待をはじめ、児童相談所へ寄せられる相談件数は増加傾向であり、児童福祉の第一線の行政機関である児童相談所の児童・家庭に対する援助活動について、一層の充実が求められている。

② 事務事業の必要性・ねらい

児童福祉法第12条は「都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。」と規定しており、同条に基づき、県は児童相談所の設置運営業務を行う必要がある。

③ 事業内容

児童福祉法に基づき、次の業務を行う。

- ・ 児童及び家庭の福祉に関する相談
- ・ 児童の一時保護
- ・ 児童福祉に係る行政措置
- ・ 児童又は保護者を児童福祉司又は児童委員等に指導させること
- ・ 児童を児童福祉施設等に入所させ、又は里親、保護受託者に委託すること

(表) 茨城県の虐待相談対応件数の推移

	虐待相談	全相談	割合 (%)
平成 22 年度	928	4,920	18.86
平成 23 年度	876	4,410	19.86
平成 24 年度	864	4,350	19.86
平成 25 年度	1,255	4,702	26.69
平成 26 年度	1,258	4,817	26.12
平成 27 年度	1,260	4,999	25.21
平成 28 年度	2,038	5,567	36.61

(2) 指摘又は意見

① 児童相談所体制強化の対応について

【意見】

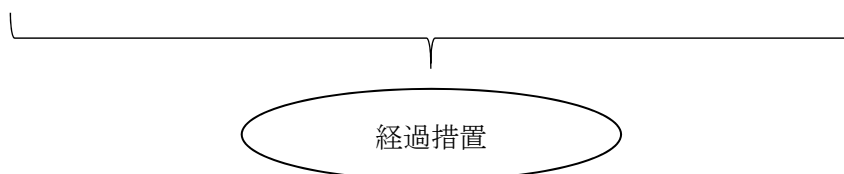
児童相談所における児童虐待の相談対応件数は増加が続く一方、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。そのため、国は、業務量に見合った児童相談の体制や専門性を確保するため、児童福祉法等を改正し、児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所の体制・専門性や権限の強化を図っている。

国は、児童相談所の体制強化の方策の一つとして、児童相談所の専門職の大幅増員を打ち出し、児童福祉司については、「人口4万人に1人以上」の配置を基本とする人口要件を設けた。また、児童心理司についても、児童福祉司2人につき1人以上を配置するとされ、配置基準人数が増加することとなった。ただし、当配置基準は経過措置が設けられており、都道府県は、下記の経過措置を経て平成31年4月までの達成が求められている。

(表) 児童福祉司の配置基準（経過措置と経過措置後の基準）

平成28年10月～	平成29年4月～	平成30年4月～	平成31年4月～
人口6万人に1人以上を配置することを基本とする。	人口5万人に1人以上を配置することを基本とする。		人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。

※ 児童心理司については、児童福祉司2人につき1人以上の配置。



県においては、本基準の達成に向け計画的な人員配置に努めているところであるが、当該経過措置によると、平成29年10月現在、児童福祉司については基準を上回る人員配置がなされているものの、児童心理司については4名の不足が生じている。また、平成31年4月以降の経過措置終了後の配置基準を満たすためには、児童福祉司についてはさらに10名、児童心理司については11名の増員が必要となっている。

(表) 経過措置

(単位：人)

職種名	配置基準(H29.4～)		配置数 (H29.10 時点)	過不足
	要件	基準数		
児童福祉司	人口5万人に1人	61	65	4
児童心理司	児童福祉司2人に1人	31	27	△4

(表) 本基準

(単位：人)

職種名	配置基準(H31. 4～)		配置数 (H29. 10 時点)	必要増員 数
	要件	基準数		
児童福祉司	人口4万人に1人	75	65	10
児童心理司	児童福祉司2人に1人	38	27	11

県では、児童福祉司については正職員を配置することで調整を進めているところであるが、一方で、児童心理司の募集形態は非常勤嘱託職員での募集となっている。今後も平成31年4月の本基準の達成に向けてこれら職員の計画的な配置を行っていく方針であるが、現状を見るに、児童心理司については、今後も非常勤嘱託職員で採用を進めた場合、給与の面から十分な確保ができるか不安が残るところである。

児童相談所は、地域の児童福祉の中核的専門機関として安定的な業務運営が求められるものであるが、一人ひとりに個別の対応が必要となるという業務の性質上、業務レベルに人員数が与える影響は大きいといえる。児童虐待の増加、複雑化等の環境変化の中で、業務レベルを維持するために人員が必要であろう。今後の児童相談所の体制強化のため、雇用形態、条件を考慮した適切な採用計画の検討を望みたい。

9. 地域子育て支援事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	715,699 千円	866,331 千円	847,438 千円
決算額	685,898 千円	743,145 千円	749,612 千円

① 現況・課題

- ・ 核家族化の進行や子育て家庭の地域の関係の希薄化等により、育児の孤立や不安感などを抱える子育て家庭が増加している。
- ・ すべての子育て家庭が、子育ての不安感を緩和し、地域においていきいきと子育てができるよう支援を充実させる必要がある。

(表) 事業実績

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度
地域子育て支援拠点事業	243 か所	248 か所
乳児家庭全戸訪問事業	39 市町村	40 市町村
養育支援訪問事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業含む。)	21 市町村	21 市町村
子育て短期支援事業	16 市町村	19 市町村
ファミリー・サポート・センター事業	25 市町村	26 市町村
一時預かり事業	41 市町村 244 施設	44 市町村 一般型 270 施設 幼稚園型 131 施設 余裕活用型 3 施設

② 事務事業の必要性・ねらい

子ども・子育て支援法第59条により、県は、市町村が実施する子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる事業を支援する。

③ 事業内容

○子ども・子育て支援法に基づく各事業の県負担

子ども・子育て支援法第59条により、市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、同条第1号から第13号に規定されている事業を実施することとなっており、本事業においては、国及び県はそのうちの以下の事業に対して公費負担している。(負担割合：国 1/3, 県 1/3, 市町村 1/3)

- ・ 地域子育て支援拠点事業
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
- ・ 養育支援訪問事業
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、子育て支援に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
- ・ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
- ・ 子育て短期支援事業
保護者の疾病等の理由により家庭において養育することが一時的に困難になった児童について、児童擁護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））
- ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
- ・ 一時預かり事業
家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、認定こども園、保育所や幼稚園等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

（2）指摘又は意見

① 交付金書類の確認について

【意見】

市町村は、地域子育て支援事業の各事業を実施するための必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援交付金を申請し、その交付を受ける。交付手続として交付金申請書及び実績報告書の提出があり、市町村はこれらを県に提出する。これを受け、県は、市町村から提出された申請書及び実績報告書の審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめた上で国に提出する。

（申請手続）

第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

（1）市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道

府県知事に提出するものとする。

- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、平成29年4月10日までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて平成29年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱)

上記のように、県は各市町村から提出された交付金申請書及び実績報告書をチェック、必要な修正作業を行い、これを国に提出する役割を担っている。ただし、当交付金は期限がタイトであったため、実際の事務処理に当たっては、市町村からの提出書類を、国と県が同時並行的に確認作業を実施した。確認の結果、国は、県に対し利用者支援等事業と併せ、15市町村分の交付金申請書の修正報告・依頼を行った。なお、当報告・依頼事項は適切に対応され、交付金額に影響を与えていない。

当交付金の関連書類を閲覧すると、国は、申請書等に対する県のチェック精度を高め、より精度の高い書類、データ等の提出を要望していることが分かる。県は交付金関連書類の確認体制を再検討し、効果的、効率的な業務遂行の模索を望みたい。

10. 利用者支援等事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	18,382 千円	23,086 千円
決算額	-千円	9,073 千円	18,619 千円

① 現況・課題

- 子ども・子育て支援新制度は、保育が必要な家庭のみならず、すべての子育て家庭に子育て支援サービスを総合的に提供する仕組みとなっている。従来行われてきた「地域子育て支援拠点事業」や「一時預かり事業」に加え、地域の子育て支援事業等の利用についての情報提供、助言などを行う「利用者支援」や低所得者の負担軽減を図る「実費徴収に補足給付を行う事業」などが新たに創設され、地域の様々な子育て支援の充実を図る。(子ども・子育て支援法第59条)
- また、新制度の施行に伴い、教育公務員特例法が改正され、幼保連携型認定こども園の保育士に対し、その職務に必要な研修を実施する。(教育公務員特例法附則第4条1項)

② 事務事業の必要性・ねらい

子ども・子育て支援法第59条により、県は、市町村が実施する子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる事業を支援する。また、教育公務員特例法の規定に基づき、保育及び教育水準の維持向上を図るため、職務の遂行に必要な研修を実施する。

③ 事業内容

1) 子ども・子育て支援法に基づく各事業の県負担

ア 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援法第59条により、市町村が、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として市町村子ども・子育て支援事業計画にしたがって実施する事業である。当事業では、子どもや保護者の身近な場所（地域子育て支援センター等）で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関(※)等との連絡調整（連絡調整会議の開催）等を実施している。

※ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している機関、児童相談所、保健所、教育委員会、学校、警察等

イ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯の所得状況などを勘案して、教育・保育を受けた場合に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の必要な物品の購入に要する費用及び行事への参加費用

(遠足等)などの費用を助成する。

ウ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(ア) 保育所・小規模保育事業，認定こども園を始め，一時預かりなどの新規に参入する事業者に対し，以下の支援を行う。

a 事業開始前における相談・助言，手続に関する支援等

b 事業開始後，保護者や地域住民との関係構築，利用児童への対応等に関する実地支援等

(イ) 認定こども園において，私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合に職員の加配に必要な費用の補助。

国又は都道府県は子ども・子育て支援法に基づき，上記事業を実施するために必要な費用に充てるため，交付金を交付することができ，国及び県は県内の各市町村の行う各事業に対し公費負担している。

- ・ 事業主体 市町村
- ・ 負担割合 国1/3，県1/3，市町村1/3

2) 認定こども園保育教諭研修事業

公立幼保連携型認定こども園の保育教諭を対象に，教育公務員特例法の規定に基づき，保育及び教育水準の維持向上を図るため，職務の遂行に必要な研修の実施。

- ・ 事業主体 県
- ・ 負担割合 県10/10

(2) 指摘又は意見

① 交付金書類の確認について

【意見】

市町村は，地域子育て支援事業の各事業を実施するための必要な費用に充てるため，子ども・子育て支援交付金を申請し，その交付を受ける。交付手続として交付金申請書及び実績報告書の提出があり，市町村はこれらを県に提出する。これを受け，県は，市町村から提出された申請書及び実績報告書の審査を行い，適正と認めたときはこれを取りまとめた上で国に提出する。

(申請手続)

第6条 この交付金の交付の申請は，次により行うものとする。

- (1) 市町村長は，別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は，市町村から(1)の申請書の提出があった場合には，必要な審査を行い，適正と認めたときはこれを取りまとめの上，別紙様式3と併せて別に定

める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、平成29年4月10日までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて平成29年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱)

上記のように、県は各市町村から提出された交付金申請書及び実績報告書をチェック、必要な修正作業を行い、これを国に提出する役割を担っている。ただし、当交付金は期限がタイトであったため、実際の事務処理に当たっては、市町村からの提出書類を、国と県が同時並行的に確認作業を実施した。確認の結果、国は、県に対し地域子育て支援事業と併せ、15市町村分の交付金申請書の修正報告・依頼を行った。なお、当報告・依頼事項は適切に対応され、交付金額に影響を与えていない。

当交付金の関連書類を閲覧すると、国は、申請書等に対する県のチェック精度を高め、より精度の高い書類、データ等の提出を要望していることが分かる。県は交付金関連書類の確認体制を再検討し、効果的、効率的な業務遂行の模索を望みたい。

11. 多子世帯保育料軽減事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	-千円	186,032 千円
決算額	-千円	-千円	165,034 千円

① 現況・課題

少子化が進む中、出生動向基本調査、県政世論調査によれば、希望する子どもの数を持ってない要因のひとつとして、経済的負担が最も多い理由となっている。

(表) 理想の子どもの数と予定する子どもの数

・ 理想の子どもの数	2.42人
・ 予定する子どもの数	2.07人 (△0.35人)

理想と予定に乖離がある理由	理想 2 人予定 1 人	理想 3 人予定 2 人
子育て・教育にお金がかかりすぎる	44.0%	71.1%
高年齢で生むのは嫌だから	36.7%	34.0%
欲しいけれどできないから	33.3%	9.8%

(平成22年第14回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所))

子どもの数が理想より少ない理由	①経済的負担が大きい	54.5%
	②仕事と子育ての両立が難しい	36.1%

(平成26年県政世論調査(茨城県))

<他県の多子世帯保育料軽減事業の状況>

- ・ 実施 25府県
- ・ 未実施 22都道府県

(表) 多子世帯保育料軽減事業実施府県の所得制限の有無

所得制限の有無	該当数・府県名
なし	14 (青森, 山形, 福島, 栃木, 群馬, 福井, 長野, 和歌山, 鳥取, 島根, 山口, 香川, 高知, 大分)
あり	11 (秋田, 茨城, 富山, 石川, 愛知, 京都, 兵庫, 徳島, 熊本, 長崎, 鹿児島)

(表) 3歳未満児第3子保育料無償化事業実施県

No	県名	平成27年度 予算	財源	備考
1	青森県	95,182	一般財源	
2	栃木県	279,000	一般財源	
3	群馬県	327,910	創生交付金	認可外保育施設含む
4	富山県	277,015	一般財源	第5階層まで
5	愛知県	194,829	一般財源	第6階層まで
6	和歌山県	141,186	一般財源	
7	香川県	132,066	一般財源	
8	高知県	105,101	一般財源	認可外保育施設含む
9	熊本県	274,227	一般財源	第6階層まで

(表) 県内保育料無償化事業等実施市町

No	市町名	内 容
1	石岡市	3人目の子を無料又は減免
2	常陸太田市	3人目の子を無料
3	鹿嶋市	15歳以下の3人目の子どもを無料
4	潮来市	小3までの2人目を半額, 3人目を無料
5	常陸大宮市	2人目を半額, 3人目を無料
6	桜川市	18歳以下の2人目を半額, 3人目を無料
7	神栖市	18歳以下の3人目を無料
8	城里町	2人目を半額, 3人目を無料
9	大子町	全ての子を無料
10	阿見町	2人目を半額, 3人目を無料

② 事務事業の必要性・ねらい

経済的負担の大きい多子世帯の保育料の軽減を図り, 子どもを生き育てやすい環境づくりを推進する。

③ 事業内容

多子世帯保育料軽減事業の県負担は, 以下のとおりである。

- ・ 事業主体 市町村
- ・ 負担割合 県1/2, 市町村1/2
- ・ 助成内容 公立・私立認可保育所, 認定こども園及び地域型保育の保育料無償化

- ・ 対象者（次の全てに該当する者）
 - 1) 3歳未満児
 - 2) 第3子以降
 - 3) 第4階層から5階層
- ・ 対象者数 1,936人（平成28年度見込み）

（表）階層区分

階層区分	推定年収
1	-（生活保護世帯）
2	～260万円
3	～330万円
4	～470万円
5	～640万円
6	～930万円
7	～1,130万円
8	1,130万円～

なお、階層区分と対象者割合は第2～4階層:51% / 第2～5階層:75%である。

※ 年収約360万円未満相当世帯については、国の多子世帯保育料軽減事業により第2子の保育料半額、第3子以降の保育料無償化が実施されている。

（2）指摘又は意見

① 事業の効果測定について

【意見】

茨城県では、次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」である「大好きいばらき次世代育成プラン」を作成し、その中で少子化対策基本方針を策定している。

第3部第1章 基本方針

1 基本方針について

新たな次世代育成プランは、若者が家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえる環境づくりを目指して、社会全体で支え合っていくことを基本に、6つの基本的視点のもと「親づくり」「親育ち・子育て」「支えあい」の3つの基本方針を掲げ、「基本目標」と「施策展開の方向」を示すこととします。

基本方針1～親づくり～

結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支える環境づくり

基本方針2～親育ち・子育て～

親と子どもが共に成長できる環境づくり

基本方針3～支えあい～

社会全体で次代を支える環境づくり

基本方針1～親づくり～

結婚・妊娠・出産・育児を切れ目なく支える環境づくり

子どもたちが、地域社会と関わりながら健全に成長し、職業を得て自立した社会人となり、結婚・出産などを選択し、次代を育成することが重要です。

近年、若者が成長過程でつまづくことも多く、非正規雇用の増大や経済状況の低迷等により、社会的に自立ができない者が増加傾向にあります。さらに、結婚や子育てを選択しない傾向が強まっており、加えて社会的な結婚支援機能も低下してきています。

このため、若者の自立を図るため就労支援を推進し、より若い世代に、家庭を築くことの大切さ、子育ての喜び等を伝えるとともに、男女の多様な出会いの場の提供を進めます。結婚から続く、妊娠・出産・育児へと滑らかに進めるよう、経済的な負担の軽減をはじめ、ライフステージに応じた切れ目のない支援が重要です。

(大好きいばらき次世代育成プラン)

「大好きいばらき次世代育成プラン」では、少子化対策基本方針1「親づくり」に対する「現状と課題」から「妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減」を基本目標の一つとしている。

基本目標1-7 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

【現状と課題】

夫婦が理想の数だけ子どもを持とうとしない理由は「子育てのための経済的負担が大きいか」54.4%（「県政世論調査」平成26年）が最も多く、子育てに対する経済的負担により、出産をためらっている家庭が多いことがわかります。

特に、子育て世代の中心となる、まだ所得の低い若年夫婦や、不安定な雇用におかれる夫婦にとって、退職や育児休業等により収入が減少する中、出産と子育てへの出費は大きな負担であると考えられます。

また、不妊に悩む夫婦にとって、医療保険の適用がない高額な不妊治療費は、重い負担となっています。

さらに、教育費については、学習塾など学校以外の教育費、学校関連費用等、さらに大きな大学教育への負担感が大きくなっています。

こうした現状を考え、妊娠から子育てにかかる経済的支援の更なる推進を図ります。

(大好きいばらき次世代育成プラン)

多子世帯保育料軽減事業は、上記基本目標に基づく事業として、一定の年収層の第3子以降（3歳児未満）の公立・私立認可保育所、認定こども園及び地域型保育の保育料無償化を実現するものである。なお、同様の事業を他の都道府県でも実施しているが、国の補助金制度を利用するものでないため、22都道府県は実施しておらず、実施している府県でも所得制限の有無に違いがある。

当事業は、経済的負担の軽減を図るという点で、少子化対策の基本方針及び基本目標の趣旨に適合するものである。また、予算的制限及び他の制度との調整の結果、所得制限及び第3子以上という条件を付けることは一定の合理性があると考ええる。この事業があることにより、対象者は非常に助かるであろう。他方で、当事業の対象者となるのは2千人弱と少なく、これにより県全体の子育て環境にどの程度影響を与えているか定かでない。また、県内でも独自の保育料軽減事業を行っている市町村もあり、これと県の事業では重なる部分がある。

そのため、まずは、当事業の効果がどの程度あり、県全体の子育て環境にどの程度貢献しているかを把握していただきたい。また、他県の状況を見るに、所得制限を無くす等により対象者を増やしている自治体もあり、事業の運用方法は様々である。予算という制約はあるが、現状の事業・方法で良いのか再検討し、少子化対策として効果的・効率的な事業を模索することを望みたい。

12. 放課後児童クラブ整備費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	266,041 千円	220,132 千円	143,489 千円
決算額	230,266 千円	197,860 千円	113,533 千円

① 現況・課題

- ・ 放課後児童クラブのニーズの高まりを受け、事業実施主体である市町村において、クラブの新規開設等を目的とした施設整備が計画されており、施設整備件数は増加傾向にある。
- ・ 児童福祉法の改正(H27施行)に伴う高学年児童受入れのための施設整備、クラブ未設置小学校区へのクラブ設置促進、大規模クラブ（71人以上）の分割等を推進する必要がある。

※県内のクラブ数の推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
クラブ	237	262	306	344	377	414	441	466	520	583	612	630	642	665	691

・ 市町村子ども・子育て支援事業計画における整備計画(H27. 2時点)

年度	27	28	29	30	31
クラブ	745	777	804	827	836

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ 文部科学省と厚生労働省が連携して、平成19年度から放課後子どもプラン（放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携して実施するもの）を実施している。また、平成27年度からは放課後子ども総合プランとして、更なる一体型の放課後児童クラブの実施が求められている。
- ・ 市町村の状況等に応じ、次の補助金を活用して放課後児童クラブの施設整備を実施することにより、放課後児童クラブの設置促進、充実等を図る。
 - 1) 創設（放課後児童クラブ整備費補助金：基準額24,964千円等）
 - 2) 改修（放課後児童クラブ設置促進事業：基準額12,000千円等）
 - 3) 備品（放課後子ども環境改善事業：基準額1,000千円等）
 - 4) 障害児受入のための改修（放課後児童クラブ障害児受入促進事業：基準額1,000千円）

③ 事業内容

- 1) 放課後児童クラブ整備費補助金
- 2) 放課後子ども環境整備事業

- ア 放課後児童クラブ設置促進事業
- イ 放課後児童クラブ環境改善事業
- ウ 障害児受入促進事業

(2) 指摘又は意見

① 協議を行う施設の公表について

【意見】

「子ども・子育て支援整備交付金(うち放課後児童クラブ分)」では、予算の早期執行の観点から、平成28年度における整備予定案件をあらかじめ把握するため、下記の事項に留意の上、管内市町村に係る協議書を取りまとめ国に提出することになっている。

(国の通知文の一部抜粋)

4.協議対象施設について

②選定手続き

ア 審査及び公表

(イ)協議を行う施設については、各都道府県において公表すること。

公表は、設置主体(市町村又は社会福祉法人等)の名称及び事業計画(施設、施設種別、定員、工事区分)について行うこと。

県に協議を行う施設を公表しているか確認したところ、公表していないとのことである。国の通知文に沿って事務を遂行する必要がある。

② 検査調書について

【意見】

この事業は、国の「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱」に基づき行われているもので、実施主体は市町村である。市町村では事業が完了すると実績報告書を県に提出する。

県は、実績報告書及び関係書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査を実施することになっている。県では、全実施市町村に対して書類審査及び現地調査を行っており、現地調査をするに当たっては、下記項目についてチェックリスト方式の検査調書を作成している。

- ・ 建設工事の契約手続
- ・ 物品購入契約手続
- ・ 補助金等の状況
- ・ 工事施工業者等の状況
- ・ 施行体制
- ・ 下請負の状況
- ・ 補助金交付申請書と施工工事との照合

- ・ 工程の進捗状況及び品質の状況
- ・ 工事監理の状況
- ・ 運営の状況

検査調書を開覧したところ、市町村名、施設の名称は書いてあるものの、検査実施者の記載がなく、確認事項欄のチェック項目の記載漏れもあった。検査調書の様式を改善するとともに、確認事項欄の記載の徹底が必要である。

II 少子化対策課

1. 県立児童センター指定管理業務委託費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	56,772 千円	68,088 千円	55,131 千円
決算額	56,772 千円	67,810 千円	55,131 千円

① 現況・課題

県立児童センターこどもの城は、児童の健全育成を図る広域的な県立児童厚生施設として、保育所、幼稚園、学校、子ども会、各種団体等の宿泊学習に利用されている。そのほか、NPOや子育てボランティア団体の研修等の場としても利用されている。

② 事務事業の必要性・ねらい

目的	県立児童センターこどもの城の管理運営を委託し、児童健全育成活動のさらなる充実を図る。
設置根拠	児童福祉法，社会福祉法人等の設置及び管理に関する条例
指定管理者	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 (第1期：H18～H22，第2期：H23～H24，第3期：H25～H27)
委託内容	使用の承認，利用料金の徴収，建物又は付帯施設にかかる使用者の責めに帰すべき原状回復の指示，施設の運営及び施設整備の管理
指定管理期間	平成28年度～平成30年度（3年間）

③ 事業内容

1) 施設概要

所在地	東茨城郡大洗町磯浜町 8249-4
開設年月日	昭和 56 年 4 月 1 日
定員	宿泊 150 人，キャンプ 50 人
建設費	599,040 千円
規模	敷地面積 25,840 m ²
建物構造	RC 2 階建
床面積	床面積 1,996.17 m ²
主な施設	研修室（大小各 1），宿泊室（11 室），キャンプ場，アスレチック，運動広場
職員	正職員 4（所長 1，児童厚生員 1，事務職員 1，調理員 1） 常勤嘱託 4（児童厚生員 2，体力増進指導員 1，調理員 1） 非常勤嘱託 1（用務員），臨時職員 3（調理員補助） 計 12 人

(2) 指摘又は意見

① 固定資産の管理について

【指摘】

平成20年度の包括外部監査において、備品の棄却について、正常に作動しない備品や陳腐化により使用しない備品を棄却する際には、指定管理者・所轄部課共に固定資産管理台帳を修正すると共に、棄却した際には、棄却証明等棄却したことが確認することができる資料を取得する必要があるとの意見が出されている。

固定資産の管理については、所管課による現品検査が年度ごとに実施され、現物の確認はされているものの、棄却及び買い替え対象である事業の用に供することが不適当な備品等が多く存在し、少なくとも平成23年度以降5年間は棄却及び買い替え等の手続をとることなく放置されたままになっている。

平成28年度末における備品66個・取得価額12,300,841円のうち、棄却対象である備品は、24個・取得価額4,504,514円であり、備品に占める割合は取得価額ベースで36.6%に及ぶ。全体の約4割に及ぶ備品が使用不可能と判断されながらも、対処されることなく放置されている。内訳をみると、事務機器、観測用機器、厨房用品など多種にわたり、事業遂行上、多面的に問題が生じていたことが推測されるが、何ら問題視されなかったことに疑問を感じざるを得ない。

固定資産はそもそも事業の用に供されること自体が目的であり、事業の目的を遂行するためには必要不可欠な資産である。基本協定書第15条においても指定管理者は指定管理期間中、備品等を常に良好な状態に保つことが求められている。

(表) 茨城県立児童センターこどもの城の管理運営に関する基本協定書 (抜粋)

<p>第4章 備品等の扱い</p> <p>(甲による備品等の貸与)</p> <p>第15条 甲は別紙1に示す備品等(以下「備品等」という。)を無償で乙に貸与する。</p> <p>2 乙は指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。</p> <p>3 備品等が経年変化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により必要に応じて自己の費用で当該備品等を購入し、又は調達するものとする。</p> <p>(甲：茨城県 乙：社会福祉法人茨城県社会福祉事業団)</p>

(表) 茨城県立児童センターこどもの城管理運営業務仕様書 (抜粋)

<p>3 施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>(7) 備品管理業務</p>

- ア 備品の修繕等の実施及び経費負担については、1件当たり見積額50万円未満の修繕等を指定管理者が行うものとし、原則として年間施設整備費の範囲内で負担するものとする。また、50万円以上の修繕等については、県と協議の上、決定するものとする。
- イ 備品の購入については、県と協議の上、購入するものとする。
- ウ 茨城県財務規則その他の規則に基づいて管理すること。
- エ 備品の処分については、県の承認を得ること。

にもかかわらず、棄却対象の固定資産がそのまま放置され買換え等が行われていなければ、事業の目的遂行に程度の差はあっても影響を及ぼしているはずである。良好な自然環境の中での体験学習が可能なことに力点をおいているはずの施設において魅力ある施設であるアスレチック施設は、現に腐食により一部閉鎖されている。かかる施設の一部閉鎖を放置すれば、利用者の満足度の低下がリピーターはもとより新規利用者の減少に結びつくことは想像に難くない。

事業の用に供されない棄却・買い替え対象となる資産は、随時適切にその存在を把握するとともに、棄却、必要に応じて買い替え等を行い、利用者にとって安全に施設を利用できるように、適切な固定資産の管理を行うべきである。

(表) 備品一覧 (棄却対象含む。)

(単位：円)

ID	品名	規格品質	取得年月日	取得価格	棄却対象
1	ロウソク台	キャンドルサービス用	1981/3/20	118,000	
2	金庫	クマヒラ M-36	1981/3/20	153,000	
3	物置	イナバ物置 MBX-60	2003/4/25	162,120	
4	医療器ケース	ヤチヨ 02950	1981/3/20	66,000	
5	整理箆笥	ライラック275 ハイチェスト	2003/3/25	52,290	
6	ノートパソコン	NEC PC-VA70HWDABABA	2001/3/19	126,945	
7	モノクロレーザープリンター	NEC MUTIWRITER (PR-L2300N)	2001/3/19	73,500	○
8	カラーレーザープリンター	NEC PR-L29200C	2001/3/19	143,031	○
9	冷蔵庫	ナショナル NR-D3MY	2003/3/25	160,000	
10	コールドウォーターディスペンサー	D I W-30A-P	2008/3/12	198,450	
11	ウォータークーラー	RWF-CW50P 専用浄水器RJK-4付	2008/3/12	175,350	
12	ウォータークーラー	RWF-CW50P 専用浄水器RJK-4付	2008/3/12	175,350	

13	貯湯式湯沸器（電機式）	ET-40N4A	2008/3/12	187,950	
14	ワイヤレスアンブ	TOA WA-650C	1990/12/5	103,824	○
15	カラーテレビ	ソニー 19型 KV-19GP1	1991/2/28	50,367	○
16	マイクセット	ワイヤレスマイク チューナーエント ワイヤレスアンブ	1994/7/31	191,204	○
17	カラーテレビ	日立 BS33	2003/3/25	140,000	○
18	ワイヤレススピーカー（一式）	パナソニックWS-X77, WX-4100B	2009/4/30	107,100	
19	ワイヤレススピーカー	パナソニックWS-X77	2009/4/30	78,750	
20	ピアノ	ヤマハ UX	1981/3/20	494,600	
21	アコーディオン	ヤマハ IA80	1981/3/20	122,000	
22	16mm映写機	エルモ 16-AA	1981/3/20	383,000	○
23	オーバーヘッドプロジェクター	エルモ HP3000	1984/5/19	82,500	○
24	天体望遠鏡	ピクセンスーパーポラリス 102M-AL	1990/8/17	97,850	○
25	天体望遠鏡	ピクセンスーパーポラリス 102M-AL	1990/8/17	97,850	○
26	天体望遠鏡	ピクセンスーパーポラリス 102M-AL	1990/8/17	97,850	○
27	天体望遠鏡	ピクセンスーパーポラリス 102M-AL	1990/8/17	97,850	○
28	自動対外式除細動器		2008/10/10	178,500	
29	ガス回転釜	KGS-20 110 ^{リットル}	2003/4/25	417,518	○
30	調理盛付台	ステン製 両面引戸付	1978/7/14	85,000	
31	肉ひき機	ミートチョッパー 南堂製 M3-12	1981/3/20	80,000	○
32	自動台はかり	100kg	1981/3/20	50,000	○
33	電子レンジ	ナショナル NE-6360	1981/3/20	101,250	
34	水切付シンク	1200×600×800	1981/3/17	72,000	
35	一槽シンク	900×600×800	1981/3/17	54,900	
36	野菜切断機	0.2Kw 755×365×1070	1981/3/17	141,600	
37	シンク	1600×600×800	1981/3/17	109,600	
38	一槽シンク	1200×750×800	1981/3/17	82,600	
39	二槽シンク	1200×750×800	1981/3/17	106,500	○
40	生ゴミ処理機（ディスプレイ）	シンクレックス 2HP 200V (NO 2006)	2003/4/25	607,700	○
41	ガスフライヤー	谷口工業 S-IGFL-45	1990/3/15	97,078	
42	ガスレンジ	東邦 R-630GW	1993/3/25	457,320	
43	洗米機	東立工業製 RS-50A 水圧式28kg	2003/4/25	96,820	○
44	パンラック（棚）	ステン製 1500×600×1800	2003/4/25	108,150	
45	食器消毒保管庫	マイコン MFW-30M	2003/4/25	556,500	○
46	食器消毒保管庫	マイコン MFW-30M	2003/4/25	556,500	○
47	調理台	下部スノコ付 1800×750×800	2003/4/25	79,800	
48	食器消毒保管庫	DPS-15E	1994/7/31	450,000	
49	計量器サイロ	アイホー RT-121	1996/3/22	80,000	
50	戸棚付調理台	HTC-187	1997/9/25	262,500	
51	戸棚付調理台	HTC-187	1997/9/25	262,500	
52	戸棚付調理台	HTC-189W	1997/9/25	157,500	
53	加熱調理機（グリラー）	リンナイペット RGP-46A	1997/9/30	89,250	○
54	包丁・まな板消毒庫	KT-115	1997/9/30	183,750	
55	球根皮剥き機	SP-46 ステン製	2003/4/25	148,000	○
56	調理台（下部戸棚付）ステン	HTC-189W 1800×900×800	2003/3/25	175,100	
57	食器戸棚	ステン製 900×600×1800	2003/3/25	97,850	
58	包丁・まな板殺菌庫	KT-113G 600×500×1030	2003/3/25	118,244	
59	コンベクションオープン	FGC-100 970×960×1460	2003/3/25	714,000	
60	冷凍冷蔵庫	ホシザキ HRF-180SF3	2009/4/1	913,500	
61	バッチャマシーン	アルパ	1990/8/10	144,200	○
62	トムソンカッター	アルパ	1990/8/20	92,700	○
63	すべり台	アジャスタブルブレイグランド67294	2005/3/25	151,200	
64	避難梯子		1990/6/25	59,740	
65	避難梯子		1990/6/25	59,740	
66	横幕付テント	GX817	1994/7/10	165,000	
	合計(A)	66個		12,300,841	
	内廃棄対象(B)	24個		4,504,514	
	合計額に占める割合(B)/(A)(%)			36.6%	

(所管課資料)

② 指定管理者選定委員会の書面審査について

【意見】

当指定期間（平成28年度から平成30年度）における指定管理者候補の公募については、1者も応募がなく不調となったため、県からの要請を受諾する形で社会福祉法人茨城県社

会福祉事業団が指定管理者の候補者として申請書を提出した経緯がある。

更新に当たっては、非公募とする場合であっても「指定管理者制度実施要領」Ⅲの2の(4)、(5)の規定により指定管理者選定委員会を開催し、事業計画書の審査等を実施することが求められている。

(表) 指定管理者制度実施要領 (抜粋)

(4) 指定管理者の選定に当たり、その公平性・公正性を確保する必要があることから、選定委員会を設置して行う。

(選定委員会)

- ① 選定委員会は、各部局の判断において、部単位又は課単位で設置する。
- ② 専門的な見地から意見を取り入れる必要性や、選定の透明性・公平性を確保するため、原則として選定委員会の過半数を外部有識者とする。

(5) 次の考え方に示すとおり、特定の団体以外では施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことが明らかな場合には、公募によらないことができるものとする。ただし、公募によらず指定管理者を選定する場合であっても、当該事業者には事業計画書を提出させるとともに、指定管理者として適切かどうか選定委員会において審査することとし、また、指定期間が経過するごとに、公募の方法がとれないか検討を行う。

指定管理者選定委員数は、原則5名であり、過半数(3名)を外部委員とし、委員長及び副委員長は、原則として外部委員とすることと規定されている。指定管理者選定委員会は合議体により委員各自の見識を持って、特に外部委員においては第三者の立場から積極的な議論が行われた上で、委員会決議が出されることが期待される。

当指定管理者選定委員会については、県の日程上の都合から書面審査が行われ、当指定管理者の選定が行われている。具体的には、各委員に複数項目についての適否を記入する書面を担当者が郵送し、その書面に各委員が回答を記入・返送する形で各委員の意見を問うている。

先に述べたような申請の経緯からすれば、なお一層合議体による委員各自の活発な議論の上で委員会の意見が集約されることに意味があった。単に県の日程上の都合からという理由だけでかかる重要な審査事項について書面審査が行われたことは、指定管理者選定委員会を設けた趣旨が没却されることにもなりかねない。

したがって、指定管理者選定委員会は合議にて行われるべきであり、特に県側の日程上の都合という理由だけで安易に書面審査が行われるべきではない。

③ 指定管理者選定委員会委員の選任手続について

【意見】

現在の指定管理者の選定に当たっては、平成27年度の選定手続において公募不調になった経緯がある。所管課において一時は、「公募不調により、「こどもの城」指定管理者選定委員会は自然解散となる」と考え、茨城県社会福祉事業団からの申請後の手続については「保健福祉部入札委員会にて選定する」とものとされた。しかし、平成27年度茨城県立児童センター「こどもの城」指定管理者選定委員会設置要項第4条では、「委員の任期は委嘱を受けた日から当該指定管理者の指定までの期間とする。」と規定されていることから、最終的には、公募不調によっても指定管理者が決定されるまでは、委員の任期は継続していると判断し、従前の委員による指定管理者選定委員会が書面審査にて行われた。

要項の規定にもかかわらず、誤った解釈に基づき手続を進めようとしたことは問題である。選定手続において公募不調になったときにおける委員の選任手続の要否について、明文化し、指定管理者選定委員会の正当性に疑念を抱かせることのないよう要項を見直すべきである。

④ 施設利用者数の増加に向けた取組について

【意見】

平成27年度以降年間利用者は24千人を上回っており、東日本大震災により13千人の利用にとどまった平成23年度に比して11千人増加しており、回復基調にあることもうかがえる。また、計画（25千人）に比して、96.1%の利用率であった。

(表) 年度別施設利用状況

(単位：人、千円)

年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利 用 状 況	利用者	24,376	13,462	21,892	23,310	22,349	24,148	24,020
	日帰り	11,594	6,098	12,998	14,891	13,066	14,211	12,905
	宿泊	11,752	7,306	8,700	8,123	8,846	9,554	10,810
	キャンプ	1,030	58	194	296	437	383	305
一日当たり利用者	90	49	80	86	82	89	88	
利用料	4,164	2,609	3,325	3,120	3,361	3,796	4,036	

(所管課資料)

(表) 平成28年度施設利用対計画比

(単位：人)

項目	実績 (A)	計画 (B)	計画差 (A) - (B)	計画比 (A) / (B)
宿泊	10,810	10,000	810	108.1

日帰り	12,905	14,500	△1,595	89.0
キャンプ	305	500	△195	61.0
合計	24,020	25,000	△980	96.1

(所管課資料)

(表) こどもの城団体の宿泊利用者に占める県外利用者の割合

(単位：%)

項目	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
県内	86.8	83.6	79.3	83.0	84.3
うち水戸市	25.5	24.1	19.9	26.8	29.3
県外	13.2	16.4	20.7	17.0	15.7

(所管課資料)

内訳をみると、宿泊は東日本大震災前の約9割の利用に戻ってきており、平成28年度計画を810人上回る計画比108.1%の実績となっている。一方、キャンプでは、東日本大震災前の約3割にとどまり、平成28年度計画を195人下回る計画比61%の実績であった。施設利用項目の中では、特に、キャンプが突出して低い利用にとどまっている。

宿泊利用者のうち県内利用者が約8割を占めている。また、そのうち隣接する水戸市の利用者も約3割と比較的高い割合を占めており、宿泊そのものに高い需要があることがうかがえる。

平成28年度以前5年間施設の宿泊利用実績がない県内市町村も10市町村ある。この点、平成28年度以前5年間に宿泊利用実績がある34市町村のうち、5年間での宿泊利用実績が1回にとどまった市町村は1市のみで、33市町村においては複数年の宿泊利用実績があることから、初回の宿泊利用に結び付ける施策の実施が重要である。

県立児童センターこどもの城のあり方に関する検討会報告書(平成24年6月)における「参考資料関連データ等について」によれば、こどもの城の利用者アンケート結果として、「こどもの城を利用する団体は、滞在中や滞在前後で海に関する活動を行う割合が高い。調査団体の約6割が近隣にある「アクアワールド大洗水族館」を訪問していた。」との報告がされている。他の施設との連携を模索するに足るアンケート結果である。

管理運営業務仕様書においては、こどもの城運営委員会の開催が県より求められている。

(表) 茨城県立児童センターこどもの城管理運営業務仕様書(抜粋)

<p>施設利用の促進と児童健全育成に係る事業の実施</p> <p>(2) 指定管理期間に取り組むべき事項</p> <p>ア 運営委員会</p> <p>こどもの城の運営にあたり、地域社会との連携及び施設運営の検証、事業内容の助言等を目的として、外部の第三者委員から構成される運営委員会を設置し、年2回以上開催すること。</p>

指定管理者から提出を受けた管理運営業務計画書においても、こどもの城運営委員会の開催が計画項目として挙げられている。

(表) 管理運営業務計画書 (抜粋)

2 主な実施イベント

(3) こどもの城運営委員会の開催

本年度実施するプログラム及びイベント内容の検討や地域との連携策等を協議するため、年2回実施する。

しかし、指定管理者から提出を受けた業務報告書においては、この委員会の開催及びその協議内容の記載がない。指定管理者による議事録及び所管課職員による復命書はあるものの、業務報告書においても記載することが適当である。

施設の安定的運営のためには、利用者数の増加が喫緊の課題である。利用項目ごとの増減要因の分析、利用実績のない市町村への働きかけの方法、他の施設との連携策などに関し、こどもの城運営委員会の意見を踏まえ、十分に検討し、実行に移すことによって利用者数の増加をより一層図るべきである。

2. 妊娠・出産サポート体制整備事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	-千円	18,519 千円
決算額	-千円	-千円	18,518 千円

① 現況・課題

妊娠・出産に関する悩みを持つ妊婦やその夫等及び育児不安を持つ産後の母親等が安心して相談できる窓口が不足している。

② 事務事業の必要性・ねらい

1) 妊娠相談支援

ア 妊娠等専門電話相談

妊娠等に関する専門相談窓口を開設し、予期せぬ妊娠や若年・未婚の妊娠、出産後の育児等妊娠・出産に関する悩みを持つ妊婦やその夫等が適時に相談できる体制を整備する。

イ プレパパ・パパ応援情報発信事業

父親になる準備やパートナーへの寄り添い方など妊娠・出産に関する情報や、育児中の男性のブログをホームページ上で掲載し情報を発信することで、男性の育児分担を支援する。

2) 産後母子訪問支援（助産師なんでも出張相談）

産後の母親が育児について一番不安になる時期を中心に、ニーズに応じたタイムリーな支援をすることで、育児不安や産後うつ発症のリスクを軽減し、母子の愛着形成と子どもの健やかな成長を促進することを目的とする。

③ 事業内容

1) 妊娠相談支援

ア 妊娠等専門電話相談

(ア) 委託機関：公益社団法人茨城県看護協会

(イ) 妊娠等専門電話相談の実施：相談窓口名称「すこやか妊娠ほっとライン」

(ウ) 対象者：予期せぬ妊娠や出産後の育児等で悩む妊産婦等

(エ) 開設場所及び開設曜日・時間

場 所	開設曜日	開設時間
茨城県看護協会 1 階	月～金曜日	10:00～18:00

(水戸市緑町3-5-15)	(土日祝日、年末年始除く。)	
---------------	----------------	--

(オ) 相談内容

- a 妊娠・出産に係る医療・保健に関する正しい知識の提供に関すること
- b 妊娠・出産に関する社会資源の情報提供に関すること
- c 妊娠・出産に関する関係機関との連携に関すること
- d 妊娠に伴う精神的不安の軽減に関すること
- e その他妊娠・出産に関連すること

(カ) 従事スタッフ：3名（常時1名）

イ プレパパ・パパ応援情報発信事業

ブロガー10名（ボランティア）によるブログ発信

2) 産後母子訪問支援（助産師なんでも出張相談）

ア 委託機関：一般社団法人茨城県助産師会

イ 自宅への訪問による相談の実施：「助産師なんでも出張相談」

ウ 対象者：県内在住（里帰り可）で、出産医療機関退院後から産後3か月未満の母親とその子ども

エ 開設場所及び開設曜日・時間

	場 所	開設・訪問	時 間
電話 受付	茨城県助産師会（那珂市豊喰1108-4みどりご助産院内）	月～金曜日（祝日・年末年始を除く。）	9:00～17:00
訪問 相談	対象者の自宅もしくは里帰り先	月～金曜日（原則として電話受付後2日以内に訪問，土日祝日も柔軟に対応可） 1回の訪問につき1,000円（1人2回まで利用可）	10:00～16:00（希望に応じて柔軟に対応可）

(2) 指摘又は意見

① 委託機関の選定について

【意見】

妊娠等専門電話相談については、公益社団法人茨城県看護協会が委託機関となっており、その選定理由として電話相談室の確保が可能ながあげられている。確かに物理的に事業の実施場所がなければ事業遂行は不可能ではあるが、事業形態をみると電話の通話スペースがあれば十分事業遂行が可能であることが推測される。

また、相談内容への適応力が一番高いことをその理由としてあげているが、全国的にみ

ると看護協会への委託はまれで、助産師会への委託が多く、自治体、保健所が対応している例もある。この点、所管課によれば、委託機関の選定に当たり、複数の候補の中からその事業への適正性について綿密に評価作業を実施したのは平成 24 年度であり、以降は特段の適正性評価の見直しはされておらず、現在の委託機関が継続して選定されている。環境に応じて変化する諸課題への対応力を評価するためには、現状においては適正性評価の頻度が少ないことから、事業の改善が図られず、相談者の要求に十分に答えることができていない可能性がある。

相談実績をみると、妊娠相談支援の主要な事業である専門スタッフによる個別電話相談実績件数は平成 28 年度において 515 件、1 日当たりでは約 2 件であり、過去 3 年間同様な水準である。

(表) 妊娠等専門電話相談活動実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数 (件)	533	585	515
平均相談時間 (分)	約 17.4	約 18.6	約 18.2

相談者の情報入手先は、インターネット 231 件、ポスター・カード 243 件となっており、両方で全体の 9 割を超えている。相談内容の性質にもよるのだろうが、秘匿性の高いツールが相談者を相談窓口につなぐ有効な手段であることがうかがえる。本事業の存在を知らない潜在的相談者も多く存在することが推測されることから、潜在的相談者への周知方法の強化が必要である。

全国の例をみると相談手段についても電話のみではなく、メールも併用することが多いようであるが、委託機関ではメールによる相談は受け付けていない。潜在的相談者の事情も様々であることから、相談者の利便性に資するよう相談手段の選択肢を増やすことも必要である。

委託機関の選定については、適正性評価の頻度を増やすとともに、その適正性評価に当たり、従来の観点に加え、特に潜在的相談者への周知方法、相談手段の改善など適正性評価時点の諸課題への対応力といった観点からの評価も求められる。他の自治体の例も参考にしながら、プロポーザル方式も念頭に入れ、事業目的遂行に最も適正な委託機関が選定されるよう選定手続の再検討が必要である。

② プレパパ・パパ応援情報発信事業の活性化について

【意見】

プレパパ・パパ応援情報発信事業は、ブログ発信がボランティア (10 名) により行われている。ブログ発信者のアンケートを閲覧すると、業務多忙、ブログ題材が限定されるこ

とからブログ発信の意欲が低下していることがうかがえ、実際、ブログ発信回数は、ブログ発信者全体で月に2回程度にとどまっているようである。また、父親になる準備やパートナーへの寄り添い方など妊娠・出産に関する情報に関するブログは一般社会のブログでも多数みられることから、特色のある魅力的なブログ内容でなければ、ブログ読者の獲得は難しく、ブログ発信事業の意義がなくなる。

ブログ発信者の意見を踏まえ、ブログ回数そのものを増やすことやブログ読者の意見を参考にブログの内容においても特色のある魅力的なブログ発信を心掛けることにより、より多くの男性読者を獲得し、育児分担への意識づけを行えるよう事業の活性化を図るべきである。

3. 乳幼児視聴覚療育支援事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	28,453 千円	40,431 千円	38,196 千円
決算額	28,438 千円	40,249 千円	38,056 千円

① 現況・課題

1) 聴覚分野

- ・ 1歳頃の早い段階で補聴器装着を開始すると、言語の発達等の遅れを最小限にすることができるが、乳幼児聴覚に係る療育機関は県立聾学校を除くと県南地域に2か所あるのみで、聴覚スクリーニングが普及した現状にも関わらず療育指導を求める児の受け皿が不十分である。

2) 視覚分野

- ・ 視覚異常がある場合、視力が最も発育する3歳頃に見る訓練を開始することが望ましく、小学校1年生以降の目の成長が止まってからではよい視力を得るのは困難である。
- ・ 市町村の乳幼児健診で実施されている視覚検診は、保護者の判断に依るところが大きいため、精度や事後措置に格差があり、また、一般の眼科では乳幼児の精密検査や視能訓練の実施は困難である。

3) 新生児聴覚検査・療育運営委員会

- ・ 平成20年度に「聴覚療育マニュアル」を発行した。発行より6年を経過し、出生数の90%以上に対して新生児スクリーニングが実施されている。

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ 「新生児聴覚検査の実施について」(平成19年1月19日雇児母発第0129002号)において、検査結果に応じ適切な療育や指導援助が行われるよう体制の整備について指摘されており、弱視や斜視、難聴の子どもを早期に発見し、適切な療育体制の整備を行うことで、視覚障害や聴覚障害を未然に防ぎ、健やかな子どもの育成を図るために必要である。

③ 事業内容

1) 乳幼児視聴覚療育支援事業

ア 委託先:一般財団法人茨城県メディカルセンター

イ 委託業務内容

(ア) 聴覚部門

- ・ 産科医療機関における新生児聴覚スクリーニング等により発見された聴覚障害の疑いのある児への精密検査

- ・ 聴覚障害と診断された乳幼児への療育指導及び家庭への支援
- ・ 新生児聴覚スクリーニングに関する技術的支援（医療機関等に対する研修）

(イ) 視覚部門

- ・ 保育所，幼稚園，小学校等を対象とした検診バスによる視覚移動検診
- ・ 移動検診や市町村における乳幼児健診等により視覚異常の疑いがあるとされた児への精密検査及び療育指導
- ・ 市町村への技術的指導（乳幼児健診の視覚検査に関する研修，技術指導）

ウ 委託料の積算

事業に要する経費（人件費，事業費，施設管理費）から検診料収入を控除した額に消費税を加えた額を計上

2) 医療機器の整備

一般財団法人茨城県メディカルセンターで使用している県からの貸与等による医療機器は老朽化していることから，精密検査及び適切な療育訓練が実施できる体制として，最新の機器を整備し，効果的な療育支援事業を展開する。

(2) 指摘又は意見

① 契約書，仕様書の不備について

【指摘】

乳幼児視聴覚療育支援事業の内容は，契約書で仕様書のとおりと規定され，仕様書において具体的に定められている。

(委託事業)

第1条 甲は，次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し，乙は，その成果を甲に報告するものとする。

- (1) 委託事業名 乳幼児視聴覚療育支援事業
- (2) 委託事業の内容 別紙「乳幼児視聴覚療育支援事業仕様書」のとおり

(平成 28 年度乳幼児視聴覚療育支援事業委託契約書)

1 委託事業の内容

- (1) 視聴覚センターにおける幼児，児童を対象とした視覚に対する精密検査及び療育指導を行うこと。 計画人員 2,010 人
- (2) 移動検診車により，幼児，児童（小学1年生）に対する視覚検診を行うこと。また，眼科医のいない地域及び市町村3歳児検診の視覚検査（2次検診）を重点的に実施し，県内全域を網羅して実施すること。 計画人員 11,700 人
- (3) 視聴覚センターにおける乳幼児を対象とした聴覚に対する精密検査及び聴能・言語指導，補聴器装用指導等を行うこと。 計画人員 3,480 人
- (4) 精密検査を行う場合にあっては，「健康保険法に規定する療養に要する費用の額の

算定方法（平成6年厚生省告示第54号）に規定する別表第一医科診療報酬点数表の例により算定した額を、移動検診車による視覚検診を行う場合には1人当たり799円（消費税を含む）を検診手数料として徴収すること。

(5) 市町村3歳児検診の視覚検査及び新生児聴覚スクリーニングの技術向上に関する研修を企画・実施すること。

（平成28年度乳幼児視聴覚療育支援事業仕様書）

また、委託金額は、28,733,223円を限度として、「事業経費」から「事業の実施により生じた収入額」を控除して決定される。

（委託額の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用として、事業計画書に定める経費から委託事業の実施により生じた収入額を控除して、金28,733,223円（うち取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（平成28年度乳幼児視聴覚療育支援事業委託契約書）

実績報告書を閲覧したところ、「委託事業の実施により生じた収入額」の中に、仕様書で定められた委託事業以外の、「一般に対する視覚の精密検査」と「一般及び乳幼児以外の聴覚の精密検査」が含まれていた。ここで、県では、「事業経費」から実績報告書の「委託事業の実施により生じた収入額」を差し引く形で「委託額の限度額」を算定していた。

所管課からは、「一般」については、幼少期からメディカルセンターに通い、成人となった後も継続して精密検査を受けている人であり、委託事業の一部であるとの説明を受けたが、計画人員に乳幼児以外の大人が含まれていることについて、契約書、仕様書の記載内容ではそのような解釈ができないという不備があった。契約書、仕様書は委託事業の業務内容、金額、責任等の業務の根幹を決定するものであり、適切に作成すべきである。

② 見積書、事業計画書の確認について

【意見】

県は、委託業者から事業計画書の提出を受け、これを確認し、承認する。

（委託事業）

第1条第2項 乙は、契約締結後、速やかに事業計画書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（平成28年度乳幼児視聴覚療育支援事業委託契約書）

事業計画書を閲覧したところ、視覚の検診計画人員（視覚移動検診及び視覚精密検査）及び聴覚の精密検査・療育指導「計画人員」（診断、指導、管理）が「前年度計画の人数」と同じとなっていることを確認した。また、実績報告書を閲覧し、「計画人数」と「実績人数」に乖離があることを確認した。

ここで、視覚部門の精密検査、聴覚部門の診断、指導、管理に関する「計画人数」について、単に「前年度計画の人数」と同じとすることは適切な計画といえず、その算定には、

対象者の予定人数、過去の実績等により合理的な見積りに基づき行うべきであろう。また、視覚部門の移動検診（視覚検診車）についても、県から情報を得ることによりある程度正確に把握することが可能であり、「前年度計画の人数」を「計画人数」とせず、入手できる情報に基づき合理的に見積るべきである。したがって、事業計画書は、「計画人数」が「前年度計画の人数」となり合理的な見積りが行われていない点で問題があったといえる。

○視覚部門

検査区分		計画人員（人）	実績（人）	率（％）	
移動検診（視覚検診車）		11,700	12,213	104.4	
精密検査		2,010	1,683	83.7	
内訳	児童	乳幼児	-	617	-
		乳幼児以外	-	998	-
	一般	-	68	-	
計		13,710	13,896	101.4	

（実績報告書「事業実績説明書」）

○聴覚部門

検査区分		計画人員（人）	実績（人）	率（％）		
聴覚検診指導		3,480	3,151	90.5		
内訳	診断	児	乳幼児	-	242	-
		童	乳幼児以外	-	51	-
		一般	-	17	-	
	指導	児	乳幼児	-	690	-
		童	乳幼児以外	-	154	-
		一般	-	207	-	
	管理	児	乳幼児	-	723	-
		童	乳幼児以外	-	635	-
		一般	-	432	-	

（実績報告書「事業実績説明書」）

また、契約書の「委託額の限度額」は、一般財団法人茨城県メディカルセンターからの見積価格 28,733,323 円を参考に決定されている。ここで、同見積書を見ると、見積価格は事業経費から検診収入見込額を差し引いて算定されているが、検診収入見込額は事業計画書の計画人数に基づき算定されている。それゆえ、上述の事業計画書の「計画人数」は委託金額に影響を与える可能性が高い。

（委託額の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用として、事業計画書に定める経費から委託事業の実施により生じた収入額を控除して、金 28,733,223 円（うち取引に係る消費税及び地

方消費税を含む。)を超えない範囲で乙に支払うものとする。

(平成 28 年度乳幼児視聴覚療育支援事業委託契約書)

当事業は、事業から生じる検診収入見込額が委託金額決定に影響を与えるため、使用する計画数値はできる限りの情報を加味した上で合理的に算定する必要がある。当事業の見積書及び事業計画書を検討する際には、できる限りの情報を把握した上で合理的な見積りが行われているものか留意すべきである。

③ 実績報告書の不備について

【指摘】

事業を受託した一般財団法人茨城県メディカルセンターは、事業が終了した時に実績報告書を県に提出している。実績報告書の一部である「受託費収支明細書（視覚部門と聴覚部門の内訳及び合計）」を閲覧したところ、「福利厚生費（人件費の内訳項目）」の金額が通常想定される金額を大きく上回る金額となっており、仕様書で定めた人員以外の福利厚生費が同明細書に含まれ記載されていることを発見した。所管課からは、予算を積算した際の人員以外（1人）の福利厚生費が計上されており、それについては、委託事業を適切に執行するために必要な経費として認めていると説明を受けたが、そういった解釈ができるような実績報告書にはなっておらず、問題がある。

実績報告書は委託事業が適切に行われているか確認する重要なものであり、県は実績報告書を精査すべきである。

Ⅲ 長寿福祉課

1. 地域リハビリテーション総合支援事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	10,475 千円	9,961 千円
決算額	-千円	9,424 千円	8,867 千円

① 現況・課題

現 状	平成 16 年度から、県立医療大学付属病院を中心として、二次医療圏に概ね 1 か所の広域支援センター、概ね 3 か所の地域リハ・ステーションを目標に指定を行っている。
課 題	在宅での需要が増してきている訪問リハ・老健ステーションの推進拠点の指定を行うことにより、訪問リハビリ体制の充実・強化を図る。

(表) 地域リハビリテーション推進拠点指定一覧

(H27. 10. 1 現在)

地域リハビリテーション推進拠点の種類	拠点数	新規指定目標数(H29 末まで)
県支援センター	1	
研修推進支援センター	1	
広域支援センター	10	
地域リハ・ステーション	30	1 (筑西・下妻医療圏内)
小児リハ・推進支援センター	2	
小児リハ・ステーション	9	1
訪問リハビリテーション・ステーション	16	
訪問リハ・老健ステーション	4	7
合計	73	

② 事務事業の必要性・ねらい

高齢者や障害者等、誰もが住み慣れた地域で、適切なりハビリテーションを受けることができるよう、茨城県が指定する医療機関等を拠点に、地域の病院や診療所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、教育関係機関等との連携協力体制を確立し、県民の円滑な転院や安心できる在宅復帰、居宅での訪問リハビリなどを支援するなど、地域リハビリテーションを総合的に推進する。

③ 事業内容

1) 地域リハビリテーション推進拠点に対する補助金交付事業

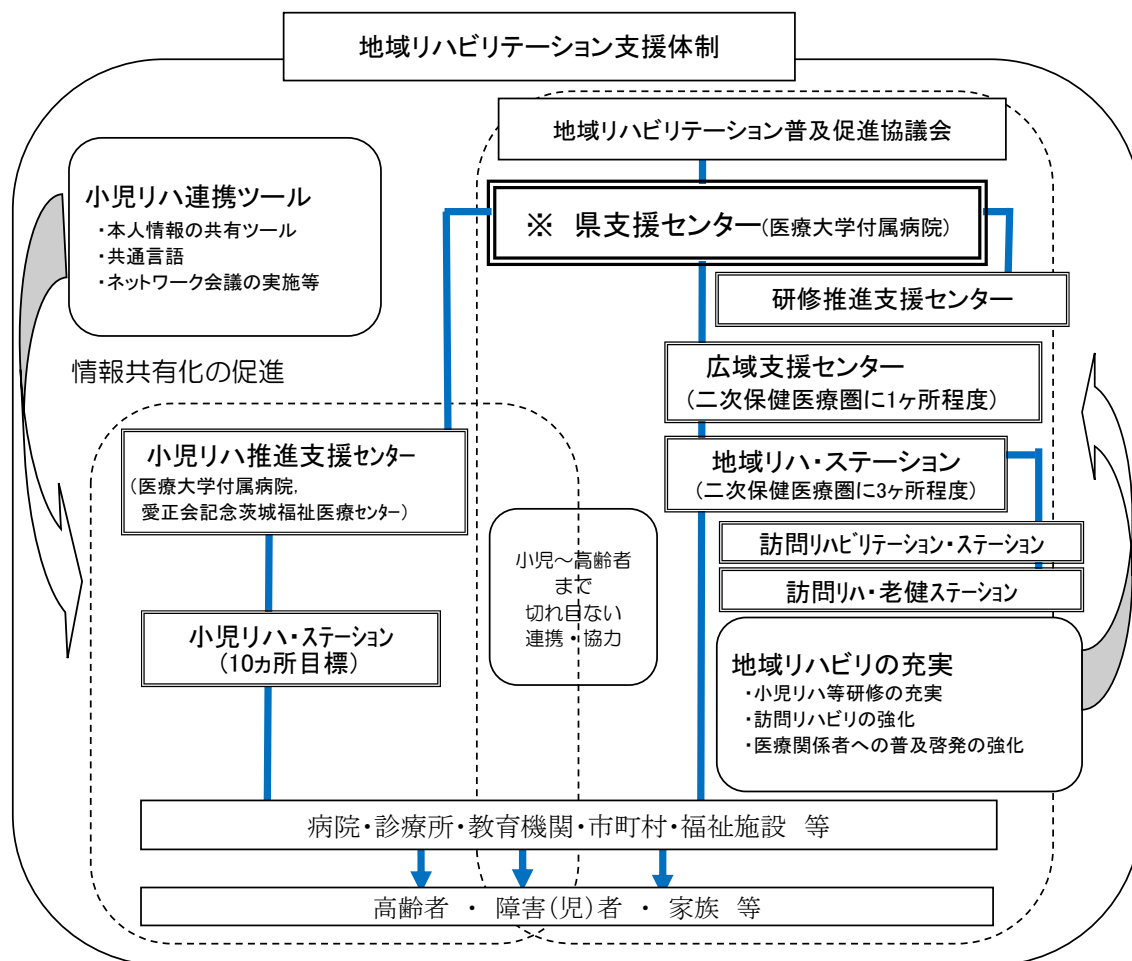
ア 地域リハビリテーション推進拠点の区分と事業内容

拠点の区分	事業内容	補助額
<p>県支援センター（茨城県立医療大学附属病院）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援センターに対する，人的支援，新たなリハビリテーション技術の研修等 ・ リハビリテーションの実施及び関係機関との連携に資するための，地域におけるリハビリテーションの実施体制等に関する調査研究 ・ 広域支援センター等の職員に対する，専門的・体系的研修 ・ 推進拠点の機関の中心として，全県的な地域リハビリテーションを推進するための県内関係機関等への助言，連絡・調整等 	<p>補助対象外</p>
<p>研修推進支援センター（筑波記念病院）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域支援センター等のリハビリ専門職員の卒後研修 ・ 地域リハ・ステーション等の要請に基づく，地域リハビリテーションの技術力の向上を図るための実務経験豊富な指導者の短期間派遣 ・ 県支援センターとの綿密な連携による，地域リハビリテーション関係団体等への支援及び，全県的な地域リハビリテーションの推進 	<p>卒後研修及びフォローアップ事業 65万円以内</p>
<p>広域支援センター（10か所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域リハ・ステーション，地域の保健・医療・福祉関係団体，市町村（保健・福祉担当）等による連絡協議会の設置・運営 ・ 二次保健医療圏内外のリハビリネットワークとの連携推進 ・ 地域リハビリテーションに関する啓発等 ・ 地域におけるリハビリテーション実施機関等の従事者に対する研修会等の開催 ・ 地域リハ・ステーションが実施する臨床技術研修等の事業に対する支援 ・ 地域住民からの福祉用具や住宅改修等，リハビリテーションに関する相談に対する支援 ・ リハビリテーション施設の関係機関との共同利用 ・ 患者の会，家族会，ボランティア等の育成，支援 	<p>地域リハビリテーション広域支援事業 10万円以内</p>
<p>地域リハ・ステーション（30か所）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域リハビリテーション関係機関及び関係者によるネットワークづくり ・ 県民へのリハビリテーション情報の提供 	<p>地域リハビリテーション普及促進</p>

拠点の区分	事業内容	補助額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の回復段階に応じたリハビリテーション実施施設の紹介 ・ 地域リハビリテーションに従事する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士等に対する臨床技術研修 ・ 地域住民を対象とした介護予防や寝たきり防止の学習会等の開催 ・ 地域のリハビリテーション実施機関への支援 ・ 居宅に出向いて行うリハビリテーション（いわゆる「訪問リハビリ」）の実施 	事業 10 万円以内
小児リハ・推進支援センター（県立医療大学附属病院，愛正会記念茨城福祉医療センター）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児リハ・ステーション，地域の保健・医療・福祉関係団体，市町村等による連絡協議会の設置・運営 ・ 各地域内外のリハビリネットワークとの連携推進 ・ 小児リハビリテーションに関する啓発等 ・ 地域における小児リハビリテーション実施機関等の従事者に対する研修会等の開催 ・ 小児リハ・ステーションが実施する臨床技術研修等の事業への支援 ・ 地域住民の小児リハビリテーションに関する相談，福祉用具や住宅改修相談に関する支援 ・ リハビリテーション施設の関係機関との共同利用 ・ 患者の会，家族会，ボランティア等の育成，支援 	小児リハビリテーション広域支援事業 20 万円以内
小児リハ・ステーション（9か所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児リハビリテーション関係機関及び関係者によるネットワークづくり ・ 県民への小児リハビリテーション情報の提供 ・ 患者の回復段階に応じたリハビリテーション実施施設の紹介等 ・ 小児リハビリテーションに従事する理学療法士，作業療法士，言語聴覚士等に対する臨床技術研修 ・ 患者やその家族，関係機関等からの小児リハビリテーションに関する相談に対する支援 ・ 地域の小児リハビリテーション実施機関への支援 	小児リハビリテーション推進事業 15 万円以内
訪問リハビリテーション・ステーション及び訪問リ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問リハビリの実施 ・ リハビリテーションに関する啓発活動 	補助対象外

拠点の区分	事業内容	補助額
ハ・老健ステーション（20か所）		

イ 地域リハビリテーション支援体制図



2) 地域リハビリテーション普及促進協議会の運営

地域リハビリテーション普及促進協議会は、茨城県の地域リハビリテーションの総合的な推進のための有識者会議として、平成17年4月1日に設置。地域リハビリテーションに関して、普及促進方策、指針の策定、支援センター等の指定などについて協議する組織。

3) 地域リハビリテーション推進拠点の開拓

県支援センターに職員を配置し、すべての保健医療圏に推進拠点を整備する。

(2) 指摘又は意見

① 分担事務を明確にしない非常勤嘱託員の雇用について

【意見】

すべての保健医療圏に地域リハビリテーション推進拠点を整備するため、県支援センターに非常勤嘱託員を配置し、拠点を発掘する事業を実施している。当該職員は、県と雇用関係にあるが、職務内容やその実施状況の把握方法を明記した事業実施要項等が存在せず、事業主管課である長寿福祉課が主体的に業務を把握し、結果を評価できる状態にされていない。

当該職員の職務内容等を明記した事業実施要項等を作成する必要がある。主体的に業務を把握し、その結果を評価するため、事業実施要項等において、例えば、業務計画書の提出や業務実施報告書の提出を求める条項を記載することが考えられる。

なお、実態として、所管課は当該職員より発掘施設訪問の都度及び年度末に、「地域リハ拠点発掘業務報告」等の拠点発掘のための訪問施設や業務内容に関する業務実施の報告を受領している。

2. 茨城型地域包括ケアシステム推進事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	26,762 千円	28,557 千円
決算額	-千円	25,166 千円	26,244 千円

① 現況・課題

目的	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、高齢者のみならず全ての要援護者に対し、医療・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される茨城型地域包括ケアシステムの構築を目指す。
現状	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度県政世論調査において、6割の県民が最期は「自宅」でと回答 訪問看護事業所など在宅サービスを提供する事業所が全国平均を大きく下回っている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 平成6年度から実施している地域ケアシステムのノウハウの蓄積を活かした、茨城型地域包括ケアシステムの構築 訪問看護事業所など不足している在宅サービスの創設・充実

(表) 地域ケアシステムにおける在宅ケアチームの推移

区分	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月
チーム数	10,111	8,873	8,691	8,231	7,949	7,839	8,291

(表) 在宅療養を支える事業所

(平成24年時点)

サービス事業所	箇所数	人口10万人比	全国平均
訪問看護事業所	118か所	4.1か所(43位)	6.0か所
在宅療養支援診療所	201か所	5.8か所(39位)	10.2か所
訪問リハビリテーション事業所	117か所	1.3か所(44位)	2.5か所
計	436か所		

※ 人口10万人比、全国平均は、第6次医療計画から抜粋

(表) 茨城県高齢者人口推計

(単位：千人，%)

	総人口	高齢者	高齢化率
平成27年	2,922	776	26.6
平成37年	2,764	862	31.2
平成47年	2,546	863	33.9

※ 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成25年3月推計)

② 事務事業の必要性・ねらい

厚生労働省では以下のとおり、地域包括ケアシステムを定義している。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となる。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じている。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基つき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

本県では、市町村が中心となって、支援を必要とする方々が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、すべての要援護者に対し、各種支援が一体的に提供される茨城型地域包括ケアシステムの構築を目指し、平成28年3月に「茨城型地域包括ケアシステム推進マニュアル」を策定した。

本マニュアルは、統一的な手順を示すものではなく、要援護者の支援に当たって「コーディネート機能」と「多職種協働による支援機能」が有効であるとの認識を関係者間で共有することをポイントに、具体的な手順として先駆的な市町村の様々な取組例等を示すことで、それぞれの市町村に合った取組を選択できるようにしている。

③ 事業内容

1) 茨城型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業費

ア 県が行う事業の概要

事業実施主体	市町村
事業内容	地域包括ケア推進のための基盤整備事業 (23,500千円) 市町村への補助：23,500千円 (4,700千円×1/2×10市町村) ・ 訪問看護事業所等が在宅サービスで使用する機器への補助

	・ その他地域包括ケア推進に資する事業への補助
補助基準額	4,700千円（他県の類似事業の平均，必要経費の見積額）
補助率	1/2（他県の類似事業と同様）
事務費	1,956千円（本庁，12保健所）

イ 市町村が行う事業の概要

・ 補助対象事業

(ア) 在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業

訪問看護事業所，在宅療養支援診療所，訪問リハビリテーション事業所が行う新規開設又は取組拡充に伴う機器整備として，在宅診療等で使用する医療機器及び自動車（訪問用）の購入等に要する経費

(イ) その他地域包括ケア推進に資する事業

市町村，医師会等職能団体及びその他知事が認める者が，在宅医療の充実を図るための整備事業として，医療資源が不足している地域等において，地域包括ケア推進に資するための住民サービスを提供する拠点の整備に要する経費

・ 在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業補助要件

新規開設又は取組拡充が認められること

新規開設・・・平成 29 年 3 月 31 日までに事業所を新たに開設し，かつ，サービスの提供を開始した場合

取組拡充・・・訪問看護事業所・訪問リハビリテーション事業所においては，平成 29 年 3 月 31 日までに看護師等を増員した場合

在宅療養支援診療所においては，平成 29 年 3 月 31 日までに医師を増員した場合

2) 茨城型地域包括ケアシステム推進事業費

ア 茨城県地域ケアコーディネーター養成研修事業

本事業は，茨城県独自の制度である茨城県地域ケアコーディネーター認定制度に基づく認定要件である養成研修を実施する事業である。

地域ケアコーディネーターとは，高齢者を含む障がいのある人や子育て中の親などの支援を必要としている人の状態などを的確に把握し，必要なサービスが受けられるように関係機関との連絡調整をする人であり，各市町村または市町村社会福祉協議会が設置する地域ケアセンターに配置されている。

イ 茨城型地域包括ケアシステム構築支援事業

事業実施主体	市町村（市町村社会福祉協議会等への委託可）
事業内容	・ 地域ケアコーディネーターの配置（地域ケアセンターの配置） ・ サービス調整会議の開催（処遇方針の決定）

	<ul style="list-style-type: none"> 在宅ケアチームの編成及びサービスの提供 地域啓発活動の展開（パンフレット等の発行）
補助基準額	○地域ケアコーディネーター人件費 補助基準額：1名当たり1,500千円，補助率：専任1/2，兼任1/4 （1市町村2名上限） ○地域ケアセンター運営費 1か所目 補助基準額：350千円，補助率：1/2 2か所目 補助基準額：100千円，補助率：1/2
事務費	375千円（5県民センター等）

（2）指摘又は意見

① 機器整備事業に関する目標設定について

【意見】

団塊の世代が75歳以上となる平成37年における本県訪問看護件数の予測推移は以下のとおりとなっており、適切な訪問サービス提供体制確保のために一定数の事業所数の確保が必要であると考えられる。

（表）訪問看護件数の推移

（単位：回）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
訪問看護件数	468,234	520,786	578,194	1,008,198

一方で、本事業のうち、在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業に関して、機器整備導入の目標設定の考え方について質問したところ以下の回答であった。

- 人口10万人当たり事業所数が全国平均値よりも低いことから、当面は全国平均値を目標としている。
- 平成28年度における目標は、前年度の申請実績を踏まえ10市町村からの申請を目標とした。

このような計画性のない実績見合いの目標設定ではなく、適切な在宅医療サービスの提供が可能となるよう、想定される訪問看護事業所数などの必要なサービス量を踏まえた機器整備数の目標を設定することが望まれる。

② 機器整備事業の補助実績について

【意見】

在宅医療サービスの基盤整備の充実を図るための機器整備事業は、本県の在宅療養を支える事業所数が436事業所あるのに対して、平成28年度の補助実績が13事業所（6市町村）にとどまっている。

本事業の利用数が低い原因について所管課に問い合わせたところ、原因についての分析は具体的に行ってはいないが、事業所における財務体質が強固でないために取組拡充に消極的であることや、医師や看護師等の不足を原因として本事業の要件を充足しないことが考えられるとのことであった。本事業の利用数の低い原因を分析の上、適切な対策を講じられたい。

3. 医療・介護連携推進人材養成事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	-千円	9,967 千円
決算額	-千円	-千円	9,967 千円

① 現況・課題

- ・ 高齢化に伴い、介護事業所の利用者の多くは、医療的ケアが必要
- ・ 在宅療養を希望するが、家族に負担をかけるため実現困難
- ・ 介護従事者等の医療依存度の高い利用者へのケアの知識・技術の取得
- ・ レスパイトケア施設等におけるサービス内容の情報不足

※ レスパイトケアとは、家族の介護負担を軽減するため、休息（レスパイト）をとれるよう支援するサービスのこと。

特養の入所者のうち、多くの者は、医療的ケアが必要

服薬管理	74.6%	浣腸	3.7%	吸引	5.3%
創傷処置	4.6%	膀胱カテーテル管理	2.7%	摘便	3.7%
じょく瘡の処置	2.7%	胃ろう・経鼻経管栄養	9.9%	インスリン注射	1.3%

※ (株)三菱総合研究所「特別養護老人ホーム利用者の医療ニーズの対応のあり方に関する報告書」

② 事務事業の必要性・ねらい

急速な高齢化の進展などにより、医療依存度の高い利用者が増加し、このような方々に対する受け入れ可能な介護事業所の受け皿拡大に取り組んでいく必要がある。

このため、医療依存度の高い利用者へのケアに携わる介護職員等養成研修を実施し、介護職員等の質の向上を図っていく。

また、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所等におけるサービス内容などの医療ニーズへの対応状況を調査し、その情報の公表を行うなどして、レスパイトケアの利用促進に取り組んでいく。

③ 事業内容

委託先は、公益社団法人茨城県看護協会

以下の事業を実施する。

1) 医療依存度の高い利用者へのケアに携わる介護職員等養成研修

ア 医療講座（基礎編）

《研修内訳》合同研修：4日、職種別研修：4日（介護職員、看護職員）

- ・ 研修内容：高齢者に多い疾患・注意点，服薬管理の留意点，緊急時の対応等
- ・ 対象：短期入所生活介護，小規模多機能型居宅介護等の介護職員，看護職員
- ・ 定員：131名程度（介護職員，看護職員）
- ・ 日数：8日間（講義・演習・事例検討）

イ 医療講座（分野別強化編）

《研修内訳》合同研修：6日，職種別研修：6日（介護職員，看護職員）

- ・ 研修内容：看取り，リハビリ，皮膚・排泄ケア（胃ろう・褥瘡等）の3分野
- ・ 対象：短期入所生活介護，小規模多機能型居宅介護等の介護職員，看護職員
- ・ 定員：131名程度（介護職員，看護職員）
- ・ 日数：12日間（講義・演習・事例検討）

ウ 出前講座

- ・ 講座内容：医療講座（基礎編）について，希望があった事業所に対し，出前講座を実施

2) 介護従事者等の人材養成支援（研修プログラム・OJTマニュアルの作成）

上記研修の企画・実施をとおして，介護職・指導者の研修プログラムの作成を行う。

3) レスパイトケア情報の収集と利用促進

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所等におけるサービス内容などの医療ニーズへの対応状況を調査し，その情報を公表する。

また，相談窓口を設置し，ケアマネジャーや家族等に対し，レスパイトケア施設等のサービス内容などの情報提供を行うなどして，在宅療養者を支える家族等の介護負担の軽減を図る。

（2）指摘又は意見

① 委託料精算書様式について

【指摘】

平成28年度医療・介護連携推進人材養成事業委託契約書第7条第1項において，委託事業が終了したときは，委託事業の成果を記載した事業実施報告書（様式第2号）を県に提出することとされ，様式第2号において，添付すべき委託料精算書については，「医療依存度の高い利用者へのケアに携わる介護職員等養成研修」，「介護従事者等の人材養成支援」，「レスパイトケア情報の収集と利用促進」の3つの事業内容別の書類とされている。

平成29年3月31日付で提出された委託料精算書を閲覧したところ，事業内容別ではなく，本事業全体での委託料精算書となっていた。

委託料精算書を事業内容別に分かつことで，事業内容別で提出された事業実施計画書に

添付された事業予算との対応関係が明らかとなり，また，細分化されることで検証精度の向上に資することから，委託契約書に従い，事業内容別の委託料精算書を入手することが必要である。

4. 日常生活自立支援事業助成費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	79,387 千円	79,588 千円
決算額	-千円	79,084 千円	79,124 千円

① 現況・課題

- ・ 介護保険制度等の施行により、福祉サービスの利用については、個人自ら福祉サービスを選択し、サービス提供者との契約によることが基本となっている。
- ・ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスを適切に利用できるよう、福祉サービス利用手続や日常的金銭管理の援助により、地域において自立した生活を送れるよう支援が必要である。

〔根拠法令〕社会福祉法第 81 条

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ 現在、県内 44 市町村社会福祉協議会を基幹的社協として位置づけ、専門員を配置し事業を実施している。
- ・ 認知症高齢者や高齢者単身世帯の増加などにより事業ニーズが高まっている。

③ 事業内容

1) 日常生活自立支援事業の目的

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分で、かつ親族等の援助が得られない方に対して、福祉サービスの利用手続の援助や日常的金銭管理援助及び預貯金通帳等の書類預かりサービスなどを行うことで、自立した地域生活を送れるよう日常生活を支援する。

2) 実施主体

茨城県社会福祉協議会に設置した茨城県日常生活自立支援センター（日常生活自立支援事業実施要領に基づき、事業の一部を市町村社会福祉協議会（以下、「基幹的社協」という。）へ委託している。）

3) 実施体制

ア 茨城県日常生活自立支援センターの設置

職名	主な担当業務
センター長	・ センター業務の総括
ソーシャルワーカー	・ 相談業務 ・ 契約締結審査会の開催 ・ 関係機関連絡協議会の開催

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営適正化委員会に係る業務 ・ 専門員の指導及び支援の業務 ・ 研修，調査研究及び広報啓発の業務
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 基幹的社協の設置

全市町村実施体制（44市町村）

職 名	主な担当業務
専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務 ・ 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務 ・ 生活支援員の指導及び監督の業務
生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門員の指示を受けて，具体的援助を提供する業務 ・ 専門員が行う実態把握等について補助的業務

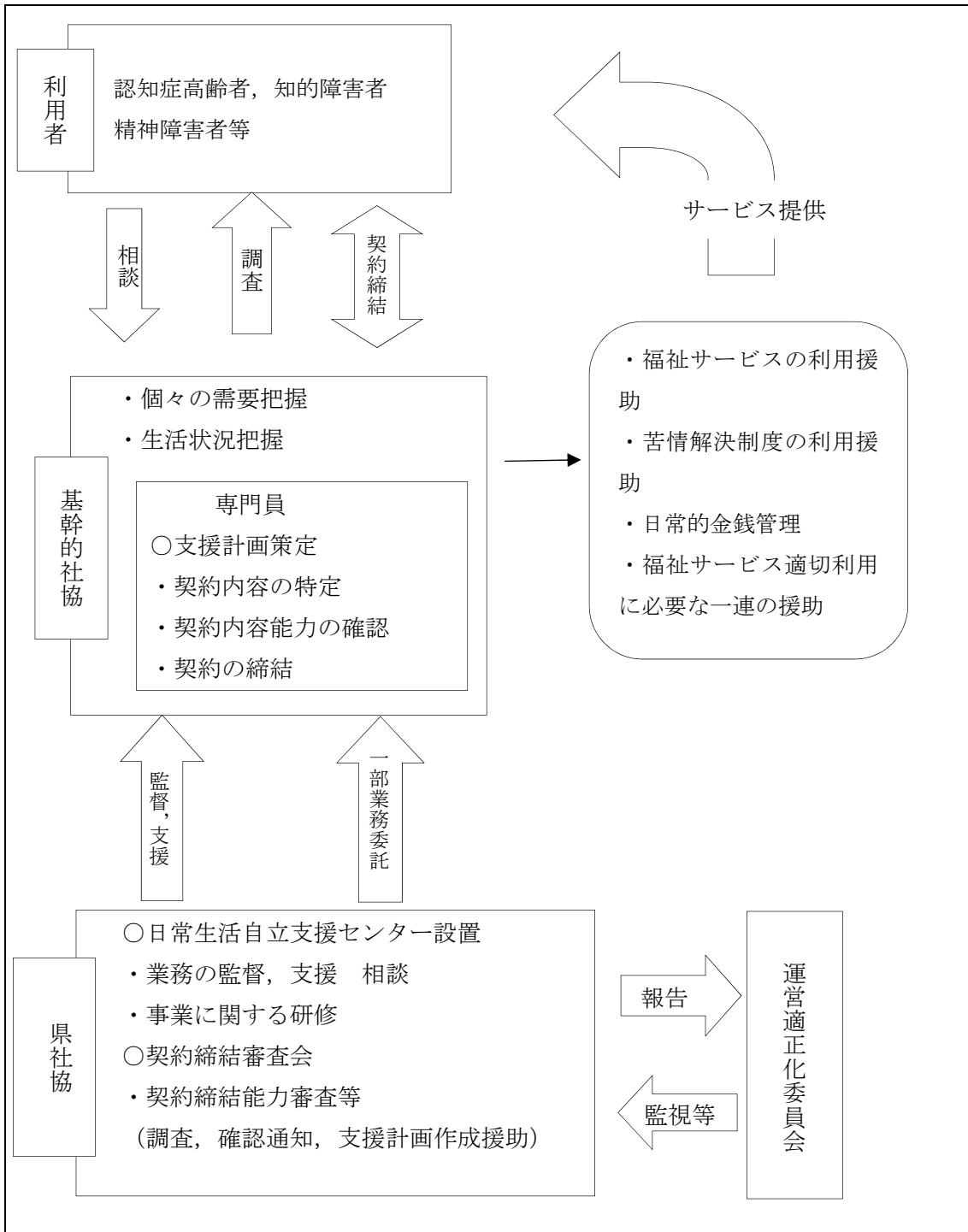
4) 基幹的社協が行うサービス内容

基幹的社協では，判断能力の不十分な人に対して，福祉サービス利用援助契約書に基づき，以下のサービスを提供する。

	サービス	利用料 (利用者負担)
福祉サービスの利用援助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービスに関する情報提供，助言 ・ 福祉サービス利用手続の援助 ・ 苦情解決制度の利用手続の援助 ・ 福祉サービスの利用料を支払う手続の援助 ・ 行政，サービス提供機関からの通知等の確認の援助 ・ その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助 <p>※ 福祉サービスとは，介護保険法に基づく高齢者福祉サービス，障害者総合支援法に基づく知的障害者，精神障害者福祉サービスなどであり，例えば，ホームヘルプサービス，デイサービス，食事サービス，入浴サービス，外出支援サービスなどがある。</p>	1時間当たり 1,100円
日常的金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金，手当などの受領確認の援助 ・ 日常的な生活費の預金払戻しの援助 ・ 医療費を支払う手続の援助 ・ 税金，公共料金，家賃，地代，日用品等の代金を支払う手続の援助 	1時間当たり 1,100円

書類等の 預かりサ ービス	預貯金通帳，保険証書，不動産権利証，不動産契約 証，実印，印鑑登録カード，その他実施主体が適当と 認めた書類	1 か月当たり 500円
---------------------	--------------------------------------------------------------	-----------------

5) 援助の流れ



6) 相談件数と契約件数の推移

(単位：件)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26
相談件数	4,448	3,550	4,731	8,940	11,747	13,708	17,519	23,208
契約件数(新規)	124	137	189	226	272	305	260	224
契約件数(年度末)	353	397	456	529	585	675	762	819

(2) 指摘又は意見

指摘又は意見については、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会の項参照のこと。

5. やさしさのまち「桜の郷」整備事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	253,556 千円	465,561 千円	118,076 千円
決算額	72,024 千円	115,671 千円	59,241 千円

① 現況・課題

- ・ 茨城町桜の郷地区に面積約 57ha のまちづくり事業。
- ・ 平成 25 年度に健康・生きがい施設用地を売却し、桜の郷西側地区は整備完了。
- ・ 戸建住宅についても、平成 25 年度をもって完売。
- ・ 残地は桜の郷東側地区の住宅・事業用地(約 12.6ha)となり、うち、住宅用地 3.0ha、事業用地 0.9ha を平成 27 年度に、住宅用地 0.4ha を平成 28 年度に売却し、残約 8.4ha。複数の引合はあるもののいずれも未造成の状況。
- ・ 改革工程表を、平成 27 年度から平成 29 年度まで 2 年延長したところであるが、粗造成、インフラ工事等の工事が 1～2 年かかることにより、企業からの引合にスピード感をもった対応が求められている。
- ・ 待望の商業施設開店も追い風となり、特に大きな引合のあるこの機を失することなく、土地処分が弾力的・効果的に行っていけるような対策を講じ、早期の事業収束を図る必要がある。

② 事務事業の必要性・ねらい

1) 「桜の郷」のコンセプト

「桜の郷」は、高齢社会に対応するまちづくりのモデルとなるよう病院や福祉施設、健康生きがい施設を備えたまちづくりを行う。

また、ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、子供さん、高齢者の方、障害者の方をはじめ、すべての人が、つどい、ふれあい、安心して楽しく暮らすことのできる「やさしさのまち」を目指す。

「安心」「ふれあい」「うるおい」の 3 つの機能を備えた施設整備を図る。

「安心」機能：

《医療施設》総合病院が立地。

《福祉施設》特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、茨城県赤十字血液センターが立地。

《保育園》保育園が立地。

「ふれあい」機能：

《健康・生きがい施設》健康づくり、生きがいづくり、福祉、生活利便関連の施設を導入予定です。住民交流の場を確保し、快適生活を送れるまちを実現します。

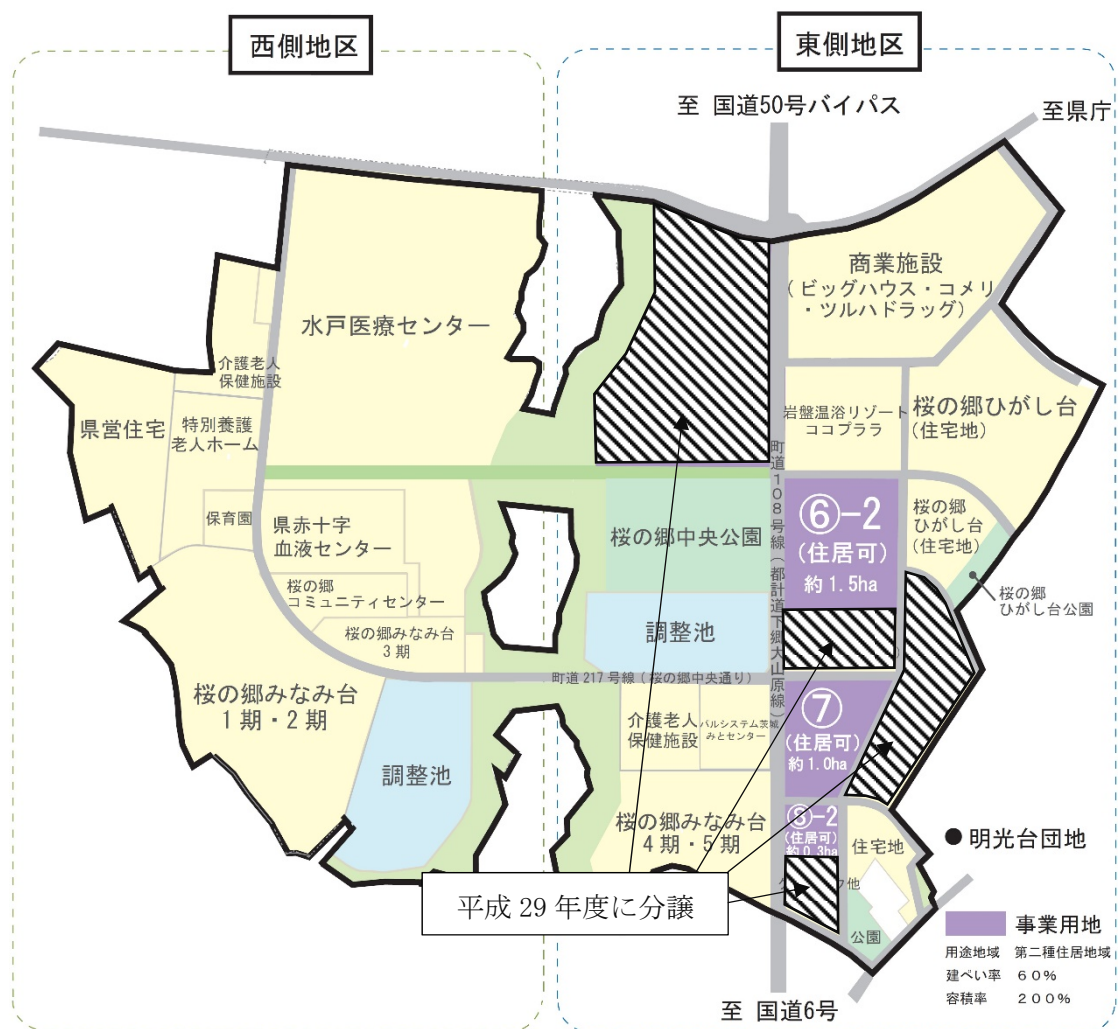
「うるおい」機能：

《環境整備》ユニバーサルデザインによる人にやさしい街並みを実現します。緑を保全し周辺の風景と調和した、心安らぐ街並みを整備します。

2) 桜の郷のあゆみ

平成5年3月	シルバートピア基本構想策定
平成6年9月	県庁内にシルバートピア推進本部を設置
平成7年3月	やさしさのまち「桜の郷」基本計画策定
平成8年12月	用地取得を開始
平成9年3月	やさしさのまち「桜の郷」実施計画策定
平成13年5月	「桜の郷」の事業地を市街化区域に編入する都市計画決定
平成13年8月	造成工事を開始
平成16年1月	戸建て住宅地「桜の郷みなみ台」最初の宅地分譲（第1期）
平成16年10月	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター開院
	介護老人保健施設開所（桜の郷祐寿苑）
	「桜の郷」まち開き式典・イベント開催
平成16年11月	特別養護老人ホーム開所（桜の郷元気）
平成17年9月	「桜の郷みなみ台」第2期宅地分譲開始
平成18年12月	「桜の郷みなみ台」第3期宅地分譲開始
平成20年3月	「桜の郷みなみ台」第4期宅地分譲開始
平成20年4月	保育園開園（ウイステリアナーサリースクール）
平成21年3月	「桜の郷みなみ台」第5期宅地分譲開始
平成23年11月	パルシステム茨城開所（みとセンター）
平成24年7月	介護老人保健施設開所（桜の郷敬愛の杜）
平成27年2月	商業施設開業（ドラックストア「ツルハドラック」）
平成27年3月	商業施設開業（ホームセンター「コメリ」）
平成27年4月	茨城県赤十字血液センター開所
	商業施設開業（スーパー「ビックハウス」）

3) 桜の郷の現在の整備状況



③ 事業内容

- ・ 事業用地等の早期売却に向けた企業誘致活動を積極的に展開する。
- ・ 地区内整備に向けた造成工事等を行う。

	内 容
販売宣伝広告	・ 住宅、事業用地販売促進のための広告宣伝
企業誘致推進	・ 立地希望企業の紹介制度 ・ 企業訪問、現地案内
造成工事等	・ 事業地管理業務(除草等) ・ 用地測量

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施設計 ・ 工事積算・施工管理 ・ 移管台帳整備 ・ 都市計画見直し検討設計 ・ 住宅・事業用地造成工事 ・ 媒介手数料 ・ 不動産鑑定
その他諸経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤嘱託職員関連経費等 ・ コミュニティセンター管理費 ・ その他印刷製本費，消耗品等

(2) 指摘又は意見

① 随意契約における追加工事について

【意見】

本事業のうち、桜の郷コミュニティセンター改修工事（第 28-00-222-0-052 号）については、当初工事に係る予定価格が競争入札を必要とする基準額である 250 万円に満たない金額であったが、その後追加工事の必要性が判明し、総工事費では競争入札を必要とする基準額を超えることとなった。

当工事について、見積り合わせの状況及び総工事費については以下のとおりである。

(表) 見積り合わせの状況及び総工事費

(単位：円)

	建設工事（変更） 請負契約書日付	見積業者			予定価格
		A株式会社	B株式会社	C株式会社	
当初工事	平成 28 年 12 月 27 日	2,473,200	2,592,000	2,656,800	2,473,200
追加工事	平成 29 年 3 月 2 日	915,840	1,123,000	1,026,000	918,000
合計（総工事費）		3,389,040	3,715,000	3,682,800	3,391,200

A株式会社との契約が成立し、当初工事及び追加工事を行っている。

また、競争入札を必要とする基準額については、茨城県財務規則第 155 条において以下のとおり定められている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規則で定める額（随意契約できる金額の上限値）は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 250 万円

センター改修工事の経緯，工事内容は以下のとおりである。

1) 経緯

平成 29 年 4 月に茨城町へ移管するに当たり，経年劣化等による施設の不具合箇所を修繕し，コミュニティセンターを改修するものである。具体的な工事は，以下のとおりである。

- ・ 外壁木部塗装工事
- ・ ウッドデッキ塗装工事 ほか

2) 工事内容（工事仕様書及び見積書より抜粋。金額は総工事費のうち直接工事のみ。）

（単位：円）

工事大区分	当初工事		追加工事	
	工事内容	当初直接工事費	追加工事内容	追加直接工事費
外壁木部塗装工事	木材保護塗料塗装約 23 万円他	371,060	既存シーリング撤去及び新設シーリング打設	356,120
ウッドデッキ塗装工事	保護塗料塗装 48 万円他	494,640	木材 12 万円他	176,200

補修図面では，当初工事及び追加工事とも同一箇所が対象となっている。

所管課の説明によれば，桜の郷コミュニティセンターは経年劣化等による施設の不具合箇所について修繕が必要になったことから，業者に改修箇所の点検を依頼の上，見積りを行った。その後，A株式会社が着工し，工事途中で追加の補修箇所が判明したことを受け，平成 29 年 3 月 2 日に追加工事に関する伺いをたて，追加工事契約締結に至ったとのことであった。

当初の予定価格は基準額を下回っていたが，追加工事を含めると基準額を超えた場合，当初から判明していたならば，財務規則の逸脱となる。予定価格の決定要素である当初見積金額は適正に算定されるよう慎重に行う必要がある。

6. 茨城わくわくセンター運営費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	37,961 千円	37,955 千円	39,599 千円
決算額	37,961 千円	37,866 千円	38,968 千円

① 現況・課題

- ・ 平成 2 年に、本県の高齢者の生きがい・健康づくりを推進する財団法人茨城わくわく財団設立。
- ・ 平成 16 年に、「第 3 次行財政改革大綱」に基づき、茨城県社会福祉協議会と再編統合。再編後は、市町村や市町村社会福祉協議会等との連携協力体制の構築や活動領域の拡大を図っている。

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ 高齢者の健康・生きがいづくりは、介護保険制度の円滑な運営とともに、いわば車の両輪として推進しなければならない重要な課題である。
- ・ 官民一体となって設立された当センターは、高齢者の健康・生きがいづくりの中心的な役割を担うことが期待されていることから、その運営に必要な助成をすることにより、明るく活力ある長寿社会の実現を図る必要がある。
- ・ 高齢者人口が増加する一方で、地域につながりをもたないサラリーマンOB等が老人クラブ等の地域的な枠組みに参加しない傾向が高まりつつあるため、これらの高齢者の社会参加を促進するため、当センターの事業内容を充実させ、適切な情報を提供する必要がある。

③ 事業内容

1) 目的

茨城わくわくセンターの運営費に対する補助及び総合情報誌「わくわくライフ」発行事業費に対する補助を目的とする。

※ 茨城わくわくセンターとは、人生 80 年時代にふさわしい豊かな活力ある長寿社会の実現を目指し、県・市町村・民間の力を結集して、高齢者の生きがいと健康づくりの支援、啓発等の事業の展開を図るため設立されたセンター。センター運営部署として、茨城県社会福祉協議会内に、わくわく事業推進部を組織している。

2) 補助事業者

茨城県社会福祉協議会（同協議会に茨城わくわくセンターを設置。）

3) 事業の内容

ア 茨城わくわくセンターの運営

- ・ 茨城わくわくセンター運営委員会の開催
- ・ 茨城わくわくセンターの管理運営

イ 総合情報誌「わくわくライフいばらき」発行事業

- ・ 総合情報誌の企画，編集，発行
- ・ 「わくわくライフいばらき」発行状況

発行回数	夏号，秋号，冬号，春号の年4回
部数	各1万部
配布先	市町村，公民館，図書館，理容店，病院，自動車販売協会連合会等

- ・ 配布状況推移

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	箇所数	部数	箇所数	部数	箇所数	部数
病院	201	2,241	201	2,241	201	2,241
理容	19	1,746	19	1,746	19	1,746
美容 ※1	3	1,160	3	1,160	3	1,160
銀行等	51	573	51	553	51	603
市町村，市町村社協	131	603	131	603	131	603
図書館	51	131	51	131	51	131
公民館	251	775	251	775	251	775
自動車販売協会	1	720	1	720	1	720
その他 ※2		1,607		1,616		1,535
予備数		444		455		486
合計		10,000		10,000		10,000

※1 部数のほとんどは茨城県美容業生活衛生同業組合に対して配布している。

※2 その他には，各市町村老人クラブ連合会や各市町村老人福祉センターなどが含まれる。

4) 補助対象経費

事業名	経費名称	補助率	補助対象費目
わくわくセンター運営費	人件費	10/10	常務理事及び事務局職員の給料，諸手当，福利厚生費，退職手当積立金等の合計額
	管理事務費	10/10	社会福祉協議会管理運営に係る報償費，旅費，需用費，役務費，使用料，負担金，公課費等で知事が必要かつ適当と認めるもの

総合情報誌 「わくわくラ イフいばら き」発行事業 費		10/10	高齢者の社会参加を促進するとともに、新しいライフスタイルのあり方、地域活動等について総合的な情報を提供するため総合情報誌の作成に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費等のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの
-----------------------------------------	--	-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 指摘又は意見

指摘又は意見については、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会の項参照のこと。

7. 老人クラブ活動等事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	51,198 千円	49,668 千円	48,450 千円
決算額	50,681 千円	49,423 千円	48,199 千円

① 現況・課題

- ・ 老人クラブは、地域を基盤とする概ね 60 歳以上の高齢者が会員となった自主的な組織。県内では 2,402 クラブの会員 107,041 人（平成 29 年 3 月末現在）が、地域活動（児童の見守り、高齢者宅への友愛訪問、環境美化等）や健康増進（介護予防運動等）、文化保存等の活動を総合的に展開している。
- ・ 昭和 38 年度から、各単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び県老人クラブ連合会に対する国庫補助を実施している。（国・県・市町村各 1/3）
- ・ 補助対象の単位クラブ（「適正クラブ」）は、国要綱の改正により、平成 21 年度から「会員 50 名以上」から「30 名以上」に緩和され、補助対象となるクラブ数・会員数が増加した。
- ・ 課題として、前期高齢者の「老人クラブ離れ」による会員の減少、リーダー不在によるクラブ数の減少、活動の停滞が挙げられる。老人クラブには、高齢者同士の声掛けや単身世帯の見守りなど「互助」の役割が期待される。

（表）クラブ数・会員数の推移

（単位：クラブ、人）

	平成 25 年 3 月末	平成 26 年 3 月末	平成 27 年 3 月末	平成 28 年 3 月末	平成 29 年 3 月末
老人クラブ数	2,639	2,551	2,491	2,438	2,402
（うち適正クラブ数）	(2,434)	(2,227)	(2,134)	(2,082)	(2,050)
老人クラブ会員数	121,390	116,004	112,298	109,721	107,041
60 歳以上県内人口	955,436	969,697	983,132	987,509	1,002,182
クラブ加入率	12.7%	12.0%	11.4%	11.1%	10.7%

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ 単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対し、助成を行うことにより、高齢者の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものにするとともに明るい長寿社会づくりに資する。
- ・ 市町村老人クラブ連合会及び老人クラブの指導・育成を行う県老人クラブ連合会の活動に助成を行うことにより、老人クラブ活動の充実と発展、高齢者の社会参加の促進を図る。

③ 事業内容

1) 老人クラブ活動等事業費補助

単位老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会が行う社会奉仕活動，教養講座の開催，健康増進の事業に対し市町村を通じて補助するとともに，市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業活動を支援する。

実施主体	市町村
補助率	国 1/3 県 1/3 市町村 1/3
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブ助成事業 1 単位老人クラブ当たり 24,000 円 ・ 市町村老人クラブ連合会活動促進事業 1 市町村老人クラブ連合会当たり 150,000 円 + @48 円 × 市町村老連会員数 ・ 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業 1 か所当たり 知事が必要と認めた額

2) 老人クラブ活動推進員設置費補助

高齢者の社会参加を促進し市町村老連活動の指導育成のため，推進員を設置する県老人クラブ連合会に助成する。

実施主体	公益財団法人茨城県老人クラブ連合会
補助率	国 1/2 県 1/2
事業内容	補助対象 2 人 補助基準額 1 人当たり 2,034 千円

3) 県老人クラブ連合会が行う健康づくり・生きがいくくり支援事業

実施主体	公益財団法人茨城県老人クラブ連合会
補助率	国 1/2 県 1/2
事業内容	ア 県老人クラブ連合会が行う高齢者の相互支援活動や地域の支え合い活動を推進する指導者養成のための研修会や地域の課題を的確に把握し，取り組んでいくための調査等の地域の支え合いに資する事業 イ 若手高齢者による組織化の支援や意識調査等，老人クラブの加入促進に資する事業

(2) 指摘又は意見

① 事業評価のための目標設定について

【意見】

高齢社会の中で、老人クラブ数は全国的に減少しており、高齢者による互助機能の衰退が危惧される。上記の（表）クラブ数・会員数の推移のとおり、クラブ加入率が毎年減少傾向にあり、本県においてもおおむね同様の傾向がみられる。

福祉圏ごとに老人クラブ会員数の推移をまとめると以下のとおりとなる。

（表）老人クラブ会員数の推移

（単位：人）

高齢者福祉圏	平成 26 年 3 月末現在	平成 27 年 3 月末現在	平成 28 年 3 月末現在	平成 29 年 3 月末現在
水戸	20,331	20,031	20,054	19,331
日立	4,755	4,530	4,229	4,102
常陸太田・ ひたちなか	15,902	15,393	15,179	14,696
鹿行	14,078	13,304	12,842	12,402
土浦	6,770	6,599	6,671	6,789
つくば	11,294	10,686	10,127	9,768
取手・竜ヶ崎	15,211	14,906	15,025	15,004
筑西・下妻	13,223	12,659	11,657	11,106
古河・坂東	14,440	14,190	13,937	13,843
総計	116,004	112,298	109,721	107,041

一方、所管課による説明では、老人クラブ会員数の目標としては、公益財団法人全国老人クラブ連合会が掲げる「老人クラブ『100万人会員増強運動』（計画期間平成26年度～平成30年度）」に準じて、会員数を年間3%増加としているとのことであった。しかしながら、老人クラブの社会的役割からすれば、増加することが望ましいとしても、（表）老人クラブ会員数の推移が表すようにクラブ会員数減少の傾向を踏まえれば、達成すべき目標として年間3%増加というのはあまりにも困難であるといわざるを得ない。

会員数減少の要因としては、死亡等による脱退以外では、老人クラブの解散によるものが大きいと考えられるとの説明であった。さらに、クラブ解散については、クラブリーダーとなる後継者の不足が挙げられるとの認識であり、その対策として茨城県老人クラブ連合会が行う健康づくり・生きがいくくり支援事業があるとのことであった。そうであれば、県としての当面の目標としては、減少要因のうち、後継者不足による解散の数を減らすことを目標とすることが考えられる。

なお、以下の市町村のように会員数が増加しているケースも見受けられる。県として、増加の要因を把握の上、老人クラブの解散数を減らし、会員数を維持増加できるよう会員増加策を共有するなどされたい。

(表) 会員数が増加している市町村の例

(単位：人)

市町村	高齢者福祉圏	平成 26 年 3 月末現在	平成 27 年 3 月末現在	平成 28 年 3 月末現在	平成 29 年 3 月末現在
水戸市	水戸	6,127	5,935	6,523	6,497
石岡市	土浦	1,702	1,618	1,711	1,934

8. 高齢者自身の取組み支援事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	17,838 千円	18,044 千円	18,680 千円
決算額	17,671 千円	18,042 千円	18,665 千円

① 現況・課題

- ・ 我が国が本格的な人口減少・超高齢社会を迎える中、本県でも、高齢化率は、平成 24 年から平成 26 年まで約 1% ずつ上昇し、平成 27 年では 26.8% に達し、県民の 4 人に 1 人が高齢者という時代が到来している。
- ・ 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加が予測され、支援や介護を必要とする高齢者の増加や介護給付費の急増が懸念されている。

(表) 高齢化の状況

(単位:千人)

	H24	H25	H26	H27	H32	H37	H42
本県総人口 (A)	2,946	2,933	2,921	2,917	2,853	2,764	2,661
高齢者数 (B)	698	725	751	772	844	862	862
高齢化率 (B/A)	23.8%	24.8%	25.8%	26.8%	29.6%	31.2%	32.4%

※ 各年 10 月 1 日現在の数値。H32 年以降は推計。

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ 高齢者の健康・生きがいは、介護保険制度の円滑な運営とともに、いわば車の両輪として推進しなければならない重要な課題である。
- ・ 高齢者人口が増加する一方で、地域につながりをもたないサラリーマンOB等が老人クラブ等の地域的な枠組みに参加しない傾向が高まりつつあるため、これらの高齢者の社会参加を促進する必要がある。

③ 事業内容

1) 目的

高齢社会に対応して高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、関係団体・機関の参加のもと、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動、社会参加活動、地域活動等を推進する。

2) 委託先

茨城県社会福祉協議会

※ 同協議会に設置する茨城わくわくセンターで事業を実施する。

3) 事業の内容

平成 28 年度高齢者自身の取組み支援事業実施要項及び高齢者自身の取組み支援事業実施要領に基づいて、以下の事業を実施する。

ア 高齢者のスポーツ、健康づくり及び社会参加活動等を促進する事業

実施方法	高齢者や地域の実情に応じて、高齢者の意思を尊重しながらスポーツ、健康づくり及び社会参加を推進する。
対象者	概ね 60 歳以上の高齢者
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニュースポーツ推進員養成講習会の開催，ニュースポーツ普及の支援 ※ ニュースポーツとは、勝敗にこだわらず、レクリエーションとして、気軽に楽しみ、気軽に運動できることを目指した、競技者の年齢や体力、競技環境に合せ、気軽に楽しむことのできるスポーツのこと。シャフルボード、グラウンド・ゴルフなど。 ・ 全国健康福祉祭の参加選手の選考及び派遣 ※ 全国健康福祉祭（愛称：ねんりんピック）は、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進，社会参加，生きがいの高揚を図り，ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため，昭和 63(1988)年から毎年開催されている。平成 28 年度は，長崎県にて開催された。 ・ 茨城県健康福祉祭（いばらきねんりんスポーツ大会，いばらきねんりん文化祭）の開催 ※ いばらきねんりんスポーツ大会は，市町村の予選を勝ち上がった選手・チームにより実施し，ゲートボール，ペタンク，グラウンド・ゴルフの成績優秀者については，全国大会である「ねんりんピック」に出場できる。 ・ 高齢者の生きがいと健康づくり活動及び高齢者を対象として行う各種サービス，事業に関する情報収集，提供 ・ 市町村及び関係団体・機関が行う同様の事業への協力・支援

イ 高齢者の地域活動振興事業

実施方法	高齢者はつらつ百人委員会が自ら企画・実施する生きがいづくりや健康づくり等に関する地域活動を振興する。
対象者	概ね 60 歳以上の高齢者
具体的な事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者のスポーツ，健康づくり，文化芸術等の各種イベントの開催 ・ 老人クラブ，生涯学習，スポーツ・文化活動等各種サークル，地域ボランティアへの参加など市町村レベル等の様々な活動への参加促進

(2) 指摘又は意見

① 収支決算書の内訳について

【指摘】

平成 28 年度高齢者自身の取組み支援事業委託契約書第 6 条に基づく実績報告は、様式第 3 号の平成 28 年度高齢者自身の取組み支援事業収支決算書により行うこととされ、様式では、それぞれの科目や経費区分についての内訳を記載することとなっている。

(図) 収支決算書様式

(支出)		予算額 (円) (a)	決算額 (円) (b)	差引増減 (a-b)	内 訳
費 目 区 分	事 業 名				
	節別事項名				

ところが、平成 29 年 3 月 31 日付の実績報告を閲覧したところ、すべての内訳欄について空欄となっていた。

県は、検証実効性を確保するために、委託先である茨城県社会福祉協議会に対して、収支決算書様式に従い内訳を記載するよう指導する必要がある。

9. 地域支援事業交付金

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	620,780 千円	802,750 千円	939,800 千円
決算額	620,179 千円	751,425 千円	936,911 千円

① 現況・課題

- ・ 根拠法令 介護保険法第123条第3項及び第4項に基づく交付金
- ・ 内容 高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、市町村が行う地域支援事業に対する介護保険法による法定負担分である。
- ・ 高齢者人口の増加により、地域支援事業の重要性は年々高まってきている。

(単位：千人)

	H17	H22	H25	H26	H27	H32
本県総人口(A)	2,975	2,970	2,933	2,921	2,917	2,853
高齢者数 (B)	576	665	725	751	772	844
高齢化率(B/A)	19.4%	22.5%	24.8%	25.8%	26.8%	29.6%

※ 各年 10 月 1 日現在の数値。H32 年は推計。

- ・ 財源構成(平成 27 年度～平成 29 年度)

事業	財源
介護予防事業・新しい総合事業	国 25%、県 12.5%、市町村 12.5%、1号保険料 22%、2号保険料 28%
包括的支援・任意事業	国 39%、県 19.5%、市町村 19.5%、1号保険料 22%

- ・ 交付額の上限

介護予防事業	介護給付費見込み額の2.0%以内
新しい総合事業	移行前年度の実績額×75歳以上高齢者の伸び率 等
包括的支援・任意事業	平成26年度の上限×65歳以上高齢者の伸び率 等
新しい包括的支援事業	4事業ごとの算定式をもとに算出

② 事務事業の必要性・ねらい

市町村が、地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

本交付金によって、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症の方への支援体制の構築等を一体的に推進する。

③ 事業内容

次に掲げる事業を実施する市町村に対して交付の対象とする。

1) 介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防事業

- ・ 二次予防事業：二次予防事業対象者（要介護・要支援状態となるおそれの高い高齢者）に、通所又は訪問により、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」などのための事業を実施。
- ・ 一次予防事業：第1号被保険者を主対象として、健康教育、介護予防教室の開催等による介護予防の普及啓発や、地域における自主活動組織の育成等を実施。

イ 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

- ・ 介護予防・生活支援サービス事業：要支援者等を対象に介護予防訪問・通所介護のサービス、その他の生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメントを実施。
- ・ 一般介護予防事業：第1号被保険者を主対象に健康教育、介護予防教室の開催等による介護予防の普及啓発や、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を実施。

2) 包括的支援事業（地域包括支援センターで実施）

ア 介護予防ケアマネジメント事業

イ 総合相談支援事業

高齢者の状況の把握や相談の受け付け、適切な保健福祉サービスの利用につなげる等の支援を実施。

ウ 権利擁護事業

権利擁護を目的とするサービスや制度の活用等により、高齢者の虐待の防止や権利擁護を実施。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

多職種連携による包括的・継続的ケア体制の構築や、困難事例を抱えるケアマネジャーの支援等を実施。

3) 新しい包括的支援事業

ア 在宅医療・介護連携推進事業

イ 認知症施策推進事業（認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の配置等）

ウ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター、協議体の配置等）

4) 任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業

イ 家族介護支援事業（家族介護教室，認知症高齢者見守り事業，家族介護継続支援事業等）

ウ その他事業（成年後見制度利用支援事業等）

（２）指摘又は意見

① 実施報告書について

【意見】

平成 28 年度茨城県地域支援事業交付金交付要綱第 11 条に基づく実績報告の様式の定めでは、「平成 28 年度包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）実施報告書」（別紙様式第 4 様式の 2 の（1））において，地域包括支援センターの設置状況として，地域包括支援センターの設置数，委託している場合の委託先数及び職種別の職員の数を報告することとしている。

しかし，本事業の目的が，地域における包括的な相談及び支援体制等を推進するものであることにかんがみれば，地域包括支援センターがどのように運営され，地域の高齢者に対して十分なサービスが提供されているか，すなわち，住民からの各種相談を通じた支援を行うことで満足が得られているかどうかの管理を県が主体的に実施すべきであると考え

る。

このような趣旨を踏まえれば，例えば，包括的支援事業の総合相談支援事業にあつては各種相談内容や件数，介護予防ケアマネジメント事業にあつては作成した介護予防ケアプランの数などのサービス提供に係る指標を実施報告書の項目に追加することを検討すべきである。

10. 認知症疾患医療センター基盤強化事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	4,700 千円	4,700 千円	37,042 千円
決算額	4,700 千円	4,700 千円	37,042 千円

① 現況・課題

認知症疾患医療センターの整備に関する事業

○認知症高齢者数の推計，センターの活動実績

(表) 認知症高齢者数の推計（茨城県内）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 37 年度
65 歳以上の人口（万人）	75.7	77.2	79.2	86.2
認知症高齢者数（万人）	11.4	12.2～12.4	12.4～12.7	16.4～17.8
認知症割合（％）	15.0	15.7～16.0	15.7～16.0	19.0～20.6

(表) 認知症疾患医療センターの活動実績

	外来初診者数	入院患者数	相談件数	研修会 開催件数	医療連携協議会 開催件数
H26	2,151人	521人	8,696人	24回	23回
H27	2,367人	523人	10,911人	24回	21回
H28	2,705人	673人	12,839人	27回	27回

② 事務事業の必要性・ねらい

平成21年度から地域における認知症患者の医療・福祉の充実を図るため，認知症疾患医療センターを9か所整備している。（平成29年3月31日現在）

高齢化の進展に伴い認知症高齢者の数も急増することを考えると，身近なところで鑑別診断，行動・心理症状（BPSD）と身体合併症への体制整備が重要となる。

また，治療のみならず，地域の保健医療・介護関係者等との連携等，人材育成を担う認知症疾患医療センターの機能の充実・強化を図る必要がある。

③ 事業内容

- ・ 保健医療・介護機関等との連携を図りながら，認知症疾患に関する鑑別診断，行動・心理症状と身体合併症に対する急性期専門医療相談等を実施することで，地域における認知症疾患の保健医療の水準の向上を図る「認知症疾患医療センター」を指定するとともに必要な研修等に係る経費について，助成を行う。

- ・ 本県においては、二次医療圏に1か所以上、人口の多い二次医療圏では概ね65歳以上人口6万人に1か所程度を確保できるよう、13か所の指定を目標とする。
- ・ 13か所のうち、鑑別診断、急性期医療、専門医療相談、地域の保健・医療・介護機関等との連携を推進する「地域型センター」を12か所、地域型の機能に加え、身体合併症に対する急性期医療や空床確保、地域型センターの中核機能等を有する「基幹型センター」を1か所指定する。
- ・ 補助単価

基幹型	8,074 千円
地域型	3,621 千円

(2) 指摘又は意見

① 地域における認知症患者の医療・福祉の一層の充実について

【意見】

認知症疾患医療センターの整備状況については以下のとおりである。

(表) 認知症疾患医療センター数 (上段：計画, 下段：実績)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
基幹型	1	1	1
	1	1	1
地域型	5	12	12
	6	6	8
計	6	13	13
	7	7	9

県内には、全国で16か所しか設置されていない基幹型認知症疾患医療センターが1か所整備されている。一方、地域型認知症疾患医療センターは12か所の計画に対して、実績は8か所となっている。

参考資料：厚生労働省資料

認知症疾患医療センター運営事業

- 認知症疾患に関する鑑別診断の実施など、地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動を行う事業（H20年～）
- 実施主体：都道府県・指定都市（鑑別診断に係る検査等の総合的評価が可能な医療機関に設置）
- 設置数：全国に401か所（平成29年7月現在 都道府県知事又は指定都市市長が指定）※設置数は指定予定も含む

	基幹型	地域型	連携型
設置医療機関	病院(総合病院)	病院(単科精神科病院等)	診療所・病院
設置数(平成29年7月現在) ※指定予定も含む	16か所	349か所	36か所
基本的活動圏域	都道府県圏域	二次医療圏域	
鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医(1名以上) ・専任の臨床心理技術者(1名以上) ・専任の精神保健福祉士又は保健師等(2名以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医(1名以上) ・専任の臨床心理技術者(1名以上) ・専任の精神保健福祉士又は保健師等(2名以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医(1名以上) ・看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等(1名以上)
検査体制 (※他の医療機関との連携確保対応可)	<ul style="list-style-type: none"> ・CT ・MRI ・SPECT(※) 	<ul style="list-style-type: none"> ・CT ・MRI(※) ・SPECT(※) 	<ul style="list-style-type: none"> ・CT(※) ・MRI(※) ・SPECT(※)
BPSD・身体合併症対応	空床を確保	急性期入院治療を行える医療機関との連携体制を確保	
医療相談室の設置	必須	—	
地域連携機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応 ・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施 ・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療連携協議会」の組織化等 		

平成29年7月現在（※指定予定も含む）

国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）でも目標とされている「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」に向けて、地域の医療・福祉を支える認知症疾患医療センターの整備はより重要となると思われる。

高齢化が進展する状況において、今後も地域の医療・福祉を支える役割を果たすために、地域型認知症疾患医療センターの計画的な整備の推進が望まれる。

11. 軽費老人ホーム事務費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	1,255,773 千円	1,216,187 千円	1,243,417 千円
決算額	1,247,423 千円	1,211,561 千円	1,236,665 千円

① 現況・課題

県内の軽費老人ホーム及び経過型軽費老人ホームに対し、事務費の補助を行っている。

市町村又は社会福祉法人が設置運営する軽費老人ホームについて、利用者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合に、その減免額を補助金として交付する。

1) 軽費老人ホーム

60 歳以上で身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安のある者で、家族による援助を受けることが困難な者を対象に、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与を提供する施設である。

平成 20 年 6 月施行の「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年 5 月 9 日厚生労働省令第 107 号）」により、これまで A 型、B 型、ケアハウスに類型されていた軽費老人ホームは、A 型、B 型は現に存する施設のみに適用するものとされ、新設は、ケアハウスに一元化された。

2) 軽費老人ホームについて留意すべき特徴

軽費老人ホームは、老人福祉法に基づいて設置された施設であり、介護保険制度では、制度対象外施設として位置づけられている。

なお、軽費老人ホームの入所者は、介護が必要となった場合においては、外部の訪問介護等の介護サービスが受けられる。また、施設が「特定施設入居者生活介護事業所」としての指定を受けた場合、直接介護サービスを受けることもできる。

3) 現在の利用状況、整備方針等

第 6 期いばらき高齢者プラン 21 第 4 編 第 1 章 第 3 節 施設サービス等の充実
「5 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム」では、以下のとおり記載されている。

以下、抜粋

現状・課題

平成 26 年 9 月末現在、県全体の軽費老人ホーム入居率は 92.0%となっており、県外者の入居率は 20.6%を占めています。軽費老人ホームの整備に当たっては、地域ニーズに十分配慮しながら進めていく必要があります。

対策

(2) 軽費老人ホーム

ア 特定施設入居者生活介護による介護保険サービス提供の推進

年々増大する入居者の介護ニーズに対応するため、特定施設入居者生活介護による介護保険サービスの提供を推進します。

イ 軽費老人ホームの整備

今後の整備は、これまでのA型（経過的軽費老人ホーム）の改築時に軽費老人ホームへの転換を進めていくことで対応することになります。

4) 課題

以下の参考資料では、軽費老人ホームに関する論点について様々な内容が取り上げられている。

軽費老人ホームが介護保険制度の対象外施設と位置付けられていることや、制度発足から50年以上が経過し、施設の老朽化が見受けられること、またサービス多様化により競合する民間サービスも登場している等、事業環境の変化により取り組むべき課題が多い状況であることが見受けられる。

<参考資料>

「平成25年老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康推進等事業 養護老人ホーム・軽費老人ホームの今後の在り方も含めた社会福祉法人の新たな役割に関する調査研究事業報告書」

要約

1. 養護老人ホーム・軽費老人ホームの現状と課題

(2) 軽費老人ホームの現状と論点整理

1) 入居者の状況や状態像から見た問題点

① 入居者ニーズの多様化

- ・ 入居者の要介護度が重度化している。
- ・ 多様な支援ニーズを抱えた入居者が増加している。

② 入居契約

- ・ 保証人・身元引受人がないケースが増加している。

2) 環境変化から見た問題点

① 地方分権化・一般財源化による影響

- ・ 事務費補助金等の削減により施設経営に影響が出ている。
- ・ 各種費用に物価が反映されていない。

- ・ 自治体によって入居対象者の制限がある。
- ② 重度化対応 ～特定施設の指定指針，介護報酬単価
 - ・ 総量規制により特定施設の事業指定申請ができない地域も存在する。
 - ・ 特定施設入居者生活介護の介護報酬単価
- ③ 施設の老朽化 ～軽費老人ホーム（A型・B型）の建て替え
- ④ 多様な入居者に対応するための施設整備
- ⑤ 多様な高齢者向け居住サービスの普及 ～民間事業者の事業拡大による競争の激化
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅，有料老人ホーム，高齢者下宿など，軽費老人ホーム・ケアハウスの対象となる中～低所得高齢者層を対象とした支援付き住宅が拡大しており，入居者の確保が困難になっている施設もある。
- ⑥ その他の問題
 - ・ 関係者に軽費老人ホーム・ケアハウスが正しく理解されていない。
 - ・ 入居者像がみえにくい。
 - ・ 経営上の困難を抱える施設が一定数存在する。

② 事務事業の必要性・ねらい

補助金交付要項では趣旨が以下のとおり記載されている。

補助金交付要項より抜粋

(趣旨)

第1条 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームを設置する市町村又は社会福祉法人が、低所得階層に属する老人で家族による援助を受けることが困難な者等を入所させ、老人福祉の推進をはかるため、利用料のうち事務費の一部を減免した場合における減免した経費に対して知事が交付する軽費老人ホーム事務費補助金については、茨城県補助金等交付規則に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

<根拠>

- ・ 「社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月27日茨城県条例第63号）
- ・ 「社会福祉法に基づき軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」（平成25年3月30日茨城県規則第23号）
- ・ 「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知）

③ 事業内容

1) 減免額の算出

減免額については、以下の算式で算出する。

$$\left. \begin{array}{l} \text{事務費基準額} \\ \text{事務費実支出額} \end{array} \right\} \text{いずれか少ない方の額} - \text{本人徴収額} = \text{減免額 (補助額)}$$

※ 事務費基準額＝一般事務費＋特別事務費（民間施設給与等改善費）

一般事務費：施設の規模（定員），地域別に厚生労働省の技術的助言に基づき設定

特別事務費：施設からの申請により県が認定（局長通知に基づく）

2) 対象となる施設の数（平成 27 年 8 月 1 日現在）

- ・ 施設数 50 施設（うち経過型 3 施設）
- ・ 定員 1,814 人
- ・ 入居者数 1,657 人（入居率 91.3%）

3) 施設の種類の箇所数，補助額の負担割合

種類	箇所数	県	市町村
市町村立	1 箇所	2/3	1/3
社会福祉法人立	49 箇所	3/3	—

4) 補助額の推移

年度	第 5 期プラン			第 6 期プラン	
	24	25	26	27	28
施設数	50	50	50	50	50
定員（人）	1,814	1,814	1,814	1,814	1,814
延べ人数（人）	20,123	20,242	20,064	19,950	19,913
補助額（千円）	1,274,974	1,240,550	1,247,423	1,211,561	1,236,665

(2) 指摘又は意見

① 本人徴収額の確認について

【意見】

補助額を確定させるためには、「本人徴収額」が重要な要素となっている。本人徴収額については、実績報告書の別表二「利用料納付額及び事務費基準額内訳」が作成されており、階層区分ごとに集計され報告されている。

本人徴収額等を確認するため、実績報告の際に、事業者に対し決算書の提出を求めているが、決算書の利用料収入の内訳がないため、本人徴収額と決算書の照合を行っていないケースがあった。

本人徴収額については、その金額の正確性、集計の網羅性を確認するために、複式簿記により作成された決算書における収入額と照合することが望ましい。決算書で表示された金額と直接照合できない場合には、内訳資料を入手する等、実績報告資料の入手において適切な工夫をすることが望まれる。

② 軽費老人ホームに関する情報提供について

【意見】

平成 28 年度末時点の軽費老人ホームは 50 施設あり、そのうち介護保険法による特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は 3 施設ある。

特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームについては、介護サービスも受けられる軽費老人ホームであり、有料老人ホームと比べて比較的安い料金で利用できることから一定の需要があると思われる。

県では、ホームページ上で軽費老人ホームに関する情報提供が行われている。ここでは、利用情報として、施設ごとの空床数・待機者数等が紹介されているが、特定施設入居者生活介護の指定を受けているかどうかについては情報がなかった。

入所希望者が、介護サービスの有無を含めて施設の比較検討をしようとする場合には、一覧表の中で特定施設入居者生活介護の指定に関する情報も記載されていた方が情報を利用しやすいと思われる。

入所希望者にとってわかりやすい情報提供となるよう工夫が望まれる。

12. 老人福祉施設整備費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	2,383,000 千円	713,000 千円	2,340,000 千円
決算額	1,055,800 千円	323,700 千円	903,500 千円
繰越額	1,327,200 千円	389,300 千円	1,436,500 千円

① 現況・課題

老人福祉施設の創設，増築，老朽改築に当たり，床数に応じて補助金を交付している。

当該補助事業においては、「平成 28 年度 茨城県老人福祉施設整備費補助金交付要項 第 3 条」において，交付対象施設は以下のとおりとされている。

交付対象施設	整備区分
特別養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。）及び併設される老人ショートステイ用居室	創設，増築，改築
養護老人ホーム（定員 30 人以上のものに限る。）	改築
特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員 30 人以上のものに限る。）	改築

※ 老朽化に伴う改築事業については定員要件は適用しない。

○需要動向，整備状況

施設別整備目標，整備実績の状況は，以下のとおりである。

（注）特養ホーム：特別養護老人ホーム

養老ホーム：養護老人ホーム

ケアハウス：特定施設入居者生活介護の指定を受けたケアハウス

（表）整備目標（必要入所定員総数）

※各年度 3 月 31 日時点

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特養ホーム	14,421	14,779	15,956

(表) 整備実績の状況 (上段：定員数，中段：進捗率，下段：対前年増加定員数)

年度	第5期プラン			第6期プラン	
	24	25	26	27	28
特養ホーム	12,498	12,799	13,354	13,980	14,158
	97.7%	95.5%	83.7%	96.9%	95.8%
	795	301	555	626	178
養老ホーム	960	960	960	930	920
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.9%
	0	0	0	△30	△10
ケアハウス	36	36	36	56	66
	—	—	—	—	—
	0	0	0	20	10

※ 特定施設入居者生活介護についてケアハウスのみの目標設定はしていない。

② 事務事業の必要性・ねらい

補助金交付要項では，その趣旨が以下のように記述されている。

(趣旨)
第1条 知事は，高齢者の福祉を増進するため，老人福祉施設を整備する社会福祉法人に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとしその補助金の交付については，茨城県補助金等交付規則に定めるもののほか，この要項の定めるところによる。

③ 事業内容

1) 平成28年度当初事業内容

施設種別	創設	増築	老朽改築	計
特別養護老人ホーム	(9か所) 570床	(4か所) 110床	50床 (増築と同時に実施)	(13か所) 730床
併設ショートステイ	90床	15床	10床	115床
計	(9か所) 660床	(4か所) 125床	(1か所) 60床	(13か所) 845床

※ 特別養護老人ホーム増床数 (創設+増築) 680床

2) 補助先等

ア 補助の目的 高齢者プラン21（第6期計画）の達成に向けて、特別養護老人ホームの整備を進めることにより県民ニーズに応える。併せて現在の耐震基準を満たしていない老朽化施設について改築を進めることを目的とする。

イ 補助先 社会福祉法人

ウ 補助基準額（補助率：定額補助）

区 分	ユニット型・従来型	摘 要
創設・増築（特養）	3,000千円/床	関東近県の状況を勘案
創設・増築（併設ショートステイ）	1,350千円/床	関東近県の状況を勘案
老朽改築（特養・養護・軽費）	3,000千円/床	創設・増築単価と同額とする。

（2）指摘又は意見

① 出来高払いにおける検査確認について

【意見】

本事業は施設整備に対する補助事業であり、工事が年度内に終了しない場合には、年度をまたいだ繰越事業となる。繰越は、「繰越明許費」として処理されている。

また、年度末においては、出来高を確認したうえで、出来高相当の概算払いが行われている。

出来高に関する検査手続について確認したところ、以下のとおりである。

事例1：監理技術者が作成する工程表に出来高率が記載されており、この記載された出来高率で確認

事例2：工程表には出来高に関する記載はなく、所管課での現地調査において、出来高率を監理技術者にヒアリングすることにより確認

出来高確認は、以下の「老人福祉施設整備建設工事中間検査実施マニュアル」に基づいて行われる。

5 調査の実施方法

（2）工程表

工程表により、調査当日の出来高（%）及び3月末の出来高を見込み聞き取る。

中間検査に先立ち提出されている「事業進捗状況報告書」（繰越額を計算するために年明け早々に提出されているもの）との整合性を確認する。

平成26年度、平成27年度、平成28年度の各年度における出来高払いの総額は、それぞれ約10億円、約3億円、約9億円と小さい金額ではない。出来高の確認は慎重に行うべき

と考える。

現在使用されているマニュアルでは書面による確認を義務付けてはいないが、正確を期すためにも、聞き取りではなく、監理技術者が作成した工程表に出来高率を記載の上、記載された情報によって出来高を確認する方法に統一することが望ましい。

② 老人福祉施設整備方針について

【意見】

補助金の交付先の選定に当たっては、事前に市町村での公募が行われている。市町村による公募の選定は、県が作成した「老人福祉施設整備方針（以下、「整備方針」という。）」を考慮するとしている。

市町村は公募の結果に基づいて選定した事業者に意見書を交付し、事業者は、市町村の意見書を添付して、要望書（事業計画書）を県に提出する。補助金の交付先選定は要望書提出後に県の手続として行われることとなっている。

県の整備方針においては、県の財政が厳しい状況にあることから、施設整備については優先順位をつけるとしている。具体的には、特別養護老人ホームを優先的に整備することが明記されている。

特別養護老人ホームの補助対象施設選定に当たっては、具体的に基準を示しており、選定の透明性確保に向けた一定の工夫が行われていることも見受けられる。

参考資料：平成 27 年度老人福祉施設整備方針

第 2 基本方針

(略)

なお、補助対象施設の選定に当たっては、県財政が依然として厳しい状況にあることから、限られた予算の範囲内で優先順位を明確にし、真に必要な施設の整備に努めるものとする。

第 3 市町村計画との整合性

老人福祉施設の整備に当たっては、各市町村の平成 29 年度における利用見込者数との整合を原則とする。

ただし、これにより難しい場合には、各福祉圏域での範囲内で市町村の調整が図られたものに限るものとする。

なお、市町村計画との整合性を確保するため、整備要望には市町村長の意見書の添付を求めるものとする。

第 4 施設整備の考え方

老人福祉施設の整備に当たっては、特別養護老人ホームの入所希望者が依然として高い

水準にあり、その整備は緊急かつ重要な課題であることから、引き続き、特別養護老人ホームの整備を優先的に進めていくものとする。

(1) 特別養護老人ホーム（創設・増築）

特別養護老人ホームの補助対象施設の選定に当たっては、各福祉圏域の整備状況を勘案するとともに、以下により優先順位を決定する。

- ① 同一福祉圏域内で複数の要望があった場合には、所在地市町村における必要性（市町村計画における平成 29 年度での整備必要性）の高いものを優先する。
- ② ケアの質の向上を図るため施設の内容、運営体制等について十分検討されたものを優先する。
- ③ 上記のほか、住宅地からの距離、公共交通機関の利便性、都市計画との整合性等施設の立地条件としてふさわしいものを優先する。
- ④ 近隣住民の理解が得られているものを優先する。
- ⑤ 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度に取り組む施設を優先する。
- ⑥ 既存社会福祉法人の場合にあっては、移行時積立金又は次期繰越収支差額等自己資金を活用するとともに、直近の監査結果に大きな問題がなく施設の運営が適正に行われていると認められる場合に限るものとする。

なお、社会福祉法に基づく業務の全部もしくは一部の停止を命じられ、または、介護保険法に基づく指定の全部若しくは一部の効力を停止される等の処分を受けた社会福祉法人については、当該処分を受けた日から起算して 10 年の間、整備に関する要望を受理しない。

(2) 特別養護老人ホーム（改築）

改築にあっては、施設の老朽化が著しく入所者の処遇、安全性の確保等に問題があると認められるものについて、老朽度等に応じ計画的な整備に努めるものとする。

(3) 養護老人ホーム

養護老人ホームについては、改築の場合について整備を進めるものとし、施設の老朽化が著しく、入居者の処遇、安全性の確保等に問題があると認められるものについて、老朽度に応じ計画的な整備に努めるものとする。

(4) 軽費老人ホーム

軽費老人ホームについては、A型の改築時に特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに対し補助するものとする。（軽費老人ホームの創設及び増築については、補助の対象としない。）

当該整備方針に基づいて、補助金がどのように使われたか確認した。

施設別や整備区分別の実績は下表のとおりである。

(表) 整備区分別の予算・決算 (上段：予算, 中段：決算, 下段：繰越)

(単位：百万円)

年度	第5期プラン			第6期プラン	
	24	25	26	27	28
創設・増築	1,511	1,947	2,137	460	2,177
	412	606	1,031	242	806
	1,099	1,341	1,106	218	1,371
老朽改築	163	310	246	253	163
	16	15	25	82	98
	147	295	221	171	65
計	1,674	2,257	2,383	713	2,340
	428	621	1,056	324	904
	1,246	1,636	1,327	389	1,436

(表) 施設別 予算・決算の状況

(単位：百万円)

年度	第5期プラン			第6期プラン	
	24	25	26	27	28
予算	1,674	2,257	2,383	713	2,340
特養ホーム	1,674	2,107	2,137	653	2,340
養老ホーム	—	—	246	—	—
ケアハウス	—	150	—	60	—
決算	428	621	1,056	324	904
特養ホーム	428	606	1,031	300	904
養老ホーム	—	15	25	24	—
ケアハウス	—	—	—	—	—
繰越	1,246	1,636	1,327	389	1,436
特養ホーム	1,246	1,501	1,106	353	1,436
養老ホーム	—	—	221	—	—
ケアハウス	—	135	—	36	—

施設整備が優先順位をつけて行われた結果、特別養護老人ホームに大半の補助金が充てられている。これは整備方針に記載された優先順位の考え方と合致している。

なお、養護老人ホーム、ケアハウスの利用は、第5期プランの期間において1件、第6期プランの期間において2件であった。

優先順位付けの根拠としては、特別養護老人ホームに他の施設よりも緊急性の高い需要があること、市町村の計画と整合すること等があると思われる。

この点、所管課の説明では以下のとおりであった。

ケアハウスについては、入居率が平均約90%とまだ空きがある状態であり、施設整備のニーズはない。また、介護付きのケアハウスについては、入居率100%であり待機者もいるが、これは要介護度の高い高齢者で特別養護老人ホームへの入所を希望している人が、ケアハウスに入居していることも大きな要因となっている。特別養護老人ホームを増やせば、解消できるので、特別養護老人ホームを優先する方針であるとのことである。

特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウスに関する県の調査状況は以下のとおりであった。

- ・ 特別養護老人ホームの入所申込者（待機者）は約4,500人（平成29年4月1日現在）である。
- ・ 養護老人ホームについては、措置施設であり、入所申込者（待機者）は存在しない。
- ・ ケアハウスについては、全体で約90%の入居率であり、市町村ヒアリングの結果でも待機者が多いという情報はなく、特に調査はしていない。
- ・ なお、数か所ある入居率100%の介護付きケアハウスについて待機者の状況を確認した。待機者は数名いるが、空床ができて入所の案内をしても、念のため申し込んでおいた方などもあり、入所につながらないケースが多いとのことである。

現在目標とされている「高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活をおくることができる『地域包括ケアシステム』が構築された社会」の実現に向けては、より身近な場所にサービス提供を受けられる施設があることが、自立や介護の重度化防止に資するであろう。この意味では、近くにある特別養護老人ホームやケアハウスを選択できるように環境を整備することは重要な対策であると考えられる。

補助金交付先選定における公平性を確保する観点から、施設種類ごとの優先順位の考え方については、常にその妥当性が点検できるよう現在のニーズ、将来の需要動向について、十分な情報収集が行われていることが望まれる。

13. 介護保険事業者等指導費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	21,170 千円	18,880 千円	17,292 千円
決算額	20,755 千円	18,397 千円	16,704 千円

① 現況・課題

当該事業に含まれる内容は以下のとおりである。

事業内容	根拠法令：介護保険法
介護保険サービス事業者の指定	第 70 条, 第 79 条, 第 86 条, 第 94 条, 第 107 条, 第 115 条の 2
介護保険サービス事業者の指導・監査	第 5 条, 第 24 条, 第 76 条, 第 83 条, 第 90 条, 第 100 条, 第 112 条, 第 115 条の 7
介護サービス情報の公表	第 115 条の 35
介護保険指定機関等管理システムの保守	—

② 事務事業の必要性・ねらい

事業内容	必要性・ねらい
介護保険サービス事業者の指定	介護サービス基盤の充実を図るため、介護サービスを提供する事業者の適正な指定を行う。
介護保険サービス事業者の指導・監査	当該事業における指導・監査は、介護保険法に基づく監査等である。(注) 介護保険制度においては、民間事業者も含めた多くのサービス事業者が参入していることから、利用者保護の観点に立ち、適正な介護サービスの提供や事業運営が図られるよう、福祉指導課及び保健所と一体となって、指導・監査を行う。
介護サービス情報の公表	介護サービス情報の公表制度の円滑な運用を図るために、事業者への説明会を実施するとともに、公表する情報の調査・公表等を行う。
介護保険指定機関等管理システムの保守	介護保険法に基づく介護報酬の管理台帳システムの保守管理を行う。また、システムサーバーの更新を行う。

(注) 県における指導形態の種類及び監査方針は以下のとおりである。

参考資料：茨城県介護保険施設等実地指導要綱（抜粋）

第3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。

2 実地指導

実地指導は、厚生労働省又は県が次の形態により、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行うものとする。

(1) 県が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

(2) 厚生労働省及び県が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

参考資料：茨城県介護保険施設等監査要綱（抜粋）

第2 監査方針

監査は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護予防サービス事業者及び指定介護療養型医療施設（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、第5の5に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

③ 事業内容

1) 指導・監査について

介護保険法に基づく実地指導及び監査の分担、介護保険法に基づく監査の実施状況は以下のとおりである。

ア 介護保険法に基づく指導及び監査の主な役割分担

対象事業者区分	担当部署	指導・監査の種類	指導・監査要員数
社会福祉法人，営利法人，NPO法人等（医療法人を除く。）	福祉指導課	実地指導	12名
医療法人	保健所	実地指導	28名
集団指導並びに福祉指導課及び保健所が対応するもの以外で，早急な対応が必要なもの	長寿福祉課	集団指導 監査	11名 (内，監査専任3名)

イ 県内事業所数と介護保険法に基づく監査の実施数

年度	第5期プラン			第6期プラン	
	24	25	26	27	28
居宅介護支援事業所	1,913	780	816	836	874
居宅サービス事業所	745	2,069	2,206	2,327	1,998
介護保険施設	331	340	341	347	357
介護予防サービス事業所	2,305	2,409	2,458	2,626	2,803
計	5,294	5,598	5,821	6,136	6,032
監査実施事業所数	50	34	15	4	9

(2) 指摘又は意見

① 監査結果を整理・活用した業務連携について

【意見】

不適切なサービスの提供，不正請求や虐待等に関する監査の実施状況についてヒアリングし，平成28年度における介護保険法に基づく監査結果について取りまとめを依頼したところ，以下のとおりであった。

(表) 平成28年度介護保険法に基づく監査実施状況

No.	介護サービスの種類	事案の概要	措置
1	訪問介護	人員基準違反，運営基準違反，不正請求	勧告，介護報酬返還
2	介護予防訪問介護	不正請求	返還額：6,531,330円
3	居宅介護支援	人員基準違反，運営基準違反，不正請求	勧告，介護報酬返還 返還額：4,089,670円
4	介護予防通所介護	人員基準違反，運営基準違反，不正請求	勧告，介護報酬返還 返還額：2,155,780円

5	通所介護	人員基準違反, 運営基準違反, 不正請求	勧告, 介護報酬返還 返還額: 7,842,220 円
6	介護予防通所介護		
7	訪問介護	人員基準違反, 運営基準違反, 不正請求	勧告, 介護報酬返還 返還額: 7,737,260 円
8	介護予防訪問介護		
9	居宅介護支援	運営基準違反, 不正請求	勧告, 介護報酬返還 返還額: 121,080 円

また、福祉監査室で行われた介護保険法に基づく実地指導により、介護報酬の自主返還に至った案件をヒアリングしたところ、平成 27 年度・平成 28 年度について以下のとおりであった。

介護報酬の自主返還額

(単位: 千円)

No.	平成 27 年度			平成 28 年度		
	サービス種類	返還額	主な理由	サービス種類	返還額	主な理由
1	通所介護	8,500	定員超過	通所介護	1,678	機能訓練加算適用誤り
2	通所介護	3,717	定員超過	通所介護	1,500	機能訓練加算適用誤り
3	通所介護	3,200	単位適用誤り	通所介護	510	人員基準違反
4	通所介護	1,450	人員基準違反	通所介護	354	人員基準違反
5	居宅介護支援	123	サービス担当者会議未実施	通所介護	270	人員基準違反
6	居宅介護支援	100	運営基準違反	通所介護	155	機能訓練加算適用誤り
7	介護老人福祉施設	412	夜勤職員配置加算適用誤り	短期入所生活介護	110	連続利用減算未実施
8	介護老人福祉施設	150	栄養マネジメント加算適用誤り	居宅介護支援	285	運営基準違反
9				居宅介護支援	230	サービス担当者会議未実施
10				介護老人福祉施設	251	看護体制・栄養マネジメント加算適用誤り
11				介護老人福祉施設	183	初期加算適用誤り
	他 20 件	803		他 11 件	218	
	合計	18,455		合計	5,744	

なお、福祉監査室の实地指導の情報から、所管課である長寿福祉課で介護保険法に基づく監査に着手した案件は平成 27 年度においては 1 件とのことであった。

監査結果に対するヒアリングの中では、年度別での要因分析や措置に係る情報のとりまとめは行われていたものの、効果的な連携や活用を行える一覧化された詳細な整理にまでは至っていなかった。

介護保険法に基づく監査と实地指導では担当部署が異なることから、情報を共有しやすいように整理することは双方の連携にとって有用である。

監査対象の事業所が増加を続ける中、再発防止や同様の案件の未然防止に役立てる観点からも、監査結果を一覧化した詳細な整理を行い、活用することで实地指導の所管部署である福祉監査室と今まで以上に情報を共有し、より一層の連携を図ることが望まれる。

② エラー補正完了の確認について

【意見】

県は、指定事業所の情報を管理するため、介護保険指定機関等管理システムを利用している。

システムの概要は以下のとおりである。

(表) 介護保険指定機関等管理システムの概要

導入年度	平成 11 年 3 月
ベンダー	ニッセイ情報テクノロジー株式会社
主要機能	<p>1) 各種事業所指定情報の登録・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所から受理した申請書や届出書の内容を入力し、システムで管理 ・ 対象となる届出書：「新規指定申請書」「変更届出」「休止届出」「再開届出」「辞退届出」「廃止届出」 ・ 都道府県指定の事業所だけではなく、市町村指定の事業所も管理対象 <p>2) 介護報酬算定情報の登録・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所から受理した介護報酬算定情報の届出内容を当システムに入力し、システムで管理 ・ 都道府県指定の事業所だけではなく、市町村指定の事業所も管理対象 <p>3) 市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村から送付された、市町村指定の事業所の情報を当システム内に取り込み、管理

	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる市町村は、介護台帳 Light システムを導入している市町村に限る。
--	-------------------------------------------------------------------------------------------

当該システムの利用状況における特徴は、以下のとおりである。

- ・ 情報をシステムに取り込むためには県において情報を登録するだけでなく、市町村とのデータ連携を行い、市町村で登録したデータを取り込む必要がある。
- ・ データ連携を行うためには、市町村側にも県のシステムと連携可能なシステムを導入しておく必要がある。
- ・ 多くの市町村では連携可能なシステムを導入済みであるが、未導入の市町村もある。未導入の場合には、県が代理登録を行う必要がある。

(表) 市町村のシステム導入状況 (平成 29 年 12 月時点)

市町村	導入済み	導入検討中	未定
44	37	5	2
100%	84%	11%	5%

茨城県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）では市町村からの委託を受け、事業者の介護報酬請求に係る審査・支払業務を行っている。その業務と介護保険指定機関等管理システムとの関連は以下のとおりである。

- ・ 事業所からの介護報酬請求に対して、請求内容の審査が必要である。介護報酬の請求データは膨大な量であるためシステムの的なチェックが導入されている。

このシステムの的なチェックを行う際に、県がシステムに入力した「指定事業所情報」を利用する仕組みとなっている。

- ・ 県の登録する情報は請求業務に関連することとなるため、月次単位で厳格な作業スケジュールの管理が必要となる。

例えば、「指定事業所情報」に基づいた加算データの整合性チェックにおいて、国保連のシステム上でエラーと識別された場合には、国保連から県へエラーリストが送付され、エラーの原因を特定し、県による届出情報の入力誤り等であれば、県が修正したデータを国保連に送付し、そのエラーを解消することとなる。

エラーの発生状況に関するヒアリングを行ったところ、以下のとおりである。

エラーが発生する原因としては、主に「事業所側に起因する請求誤り」であるが、「県における情報入力誤り」も含まれるとのことである。

(表) エラーリストにおけるエラーの発生件数とエラー内容

リスト作成月	件数	複数発生している主なエラー内容
平成 29 年 6 月	224	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算 ・ サービス提供体制強化加算/サービス提供体制強化加算 (空床型)
平成 29 年 7 月	111	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算 ・ サービス提供体制強化加算/サービス提供体制強化加算 (空床型)
平成 29 年 8 月	111	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算 ・ サービス提供体制強化加算/サービス提供体制強化加算 (空床型)
平成 29 年 9 月	78	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算 ・ サービス提供体制強化加算/サービス提供体制強化加算 (空床型) ・ 社会福祉法人軽減事業実施の有無
平成 29 年 10 月	116	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算 ・ サービス提供体制強化加算/サービス提供体制強化加算 (空床型) ・ 運動機能向上体制の有無
平成 29 年 11 月	94	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員処遇改善加算 ・ サービス提供体制強化加算/サービス提供体制強化加算 (空床型) ・ 運動機能向上体制の有無

エラーリストを確認したところ、エラーの補正に係る県の事務処理について、月次単位ですべて完了できているか、リスト上の記録から明確には分からなかった。万一の、県に起因する介護報酬の支払遅延を防止するために、介護報酬請求の審査を担う国保連と協力体制にある県との間で、エラー補正の完了が確実になされたか相互に確認することが望まれる。

③ システムの普及推進による事業所情報の精度管理について

【意見】

指定事業所の管理、また膨大な量の事業所情報に対して適切なチェックを掛けるためにも、システムを利用した精度管理は不可欠な状況であると考えられる。

指定事業所に関する情報については、組織をまたいだデータ連携が行われている中で、正確性・網羅性・適時性を備えたデータの維持は困難の伴う作業である。

このデータ連携を行う前提として、全市町村において県等との連携が可能なシステムを導入していることが必要であるが、一部未導入の市町村も存在する。

今後も、介護保険サービス事業者の増加が予想されるとともに、平成30年4月からの介護保険制度改正により、居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村に移譲されるなど、事業所情報の管理徹底や、県と市町村間のデータ連携の重要性が増大していくものと思慮される。このため、業務の効率化や費用対効果も考慮しつつ、データの精度管理向上を図っていく必要があり、早急に全市町村における共通システムの普及を進めていくことが望まれる。

14. 介護給付費負担金

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	27, 111, 819 千円	28, 547, 215 千円	28, 761, 848 千円
決算額	27, 111, 818 千円	28, 547, 215 千円	28, 761, 847 千円

① 現況・課題

介護給付費については、1割又は2割が利用者負担であり、残り9割又は8割を保険料と税金で50%ずつ負担することとなっている。

この9割又は8割負担のうち、一定割合を県が負担する。

○過去の実績等

年度	認定者	居宅利用者	施設利用者	標準給付費 (伸び率)		県負担額 (伸び率)	
				百万円		百万円	
H22	94, 575 人	698, 754 人	236, 754 人	144, 990 百万円		21, 534 百万円	
H23	99, 443 人	739, 242 人	242, 686 人	152, 385 百万円	5. 10%	22, 580 百万円	4. 50%
H24	106, 233 人	785, 819 人	254, 628 人	164, 752 百万円	8. 10%	24, 337 百万円	7. 70%
H25	110, 860 人	836, 107 人	266, 070 人	173, 622 百万円	5. 40%	25, 610 百万円	5. 20%
H26	113, 879 人	882, 839 人	270, 651 人	181, 831 百万円	4. 72%	26, 741 百万円	4. 41%
H27	117, 318 人	882, 576 人	307, 296 人	195, 425 百万円	7. 47%	28, 703 百万円	7. 34%
H28	123, 858 人	993, 936 人	316, 152 人	204, 606 百万円	4. 69%	29, 786 百万円	3. 77%

※ H22～H25 年度の認定者数・居宅利用者数・施設利用者数は介護保険年報より

※ H22～H26 年度の標準給付費・県負担額は実績報告より

※ H26 年度認定者数・居宅利用者数・施設利用者数は年報（暫定値）より

※ H27, H28 年度認定者数・居宅利用者数はプランより。

H27, H28 年度施設利用者数はプランの人数×12

※ H27, H28 年度標準給付費及び県負担額は予算積算額（現年度分）より

② 事務事業の必要性・ねらい

介護保険法第123条（都道府県の負担等）

③ 事業内容

- ・ 介護保険給付費の財政負担（平成28年度）

標準給付見込額 204,603,152千円（居宅121,785,580千円，施設82,817,572千円）

区分	国 （財政調整 交付金）	国 （負担金）	県 （負担金）	市町村 （負担金）	第1号 被保険者 （保険料）	第2号 被保険者 （保険料）	利用者負 担10% + 食費居住 費
負担額	10,230,157	36,779,752	29,716,273	25,575,394	42,966,662	59,334,914	
負担割 合	平均5%	施設15% 居宅20%	施設17.5% 居宅12.5%	12.5%	21%	29%	

※ 扶助費積算根拠をもとに推計

※ 予算要求額は上記の県負担金額に追加交付額（70,504千円，過去5年平均）を加えたもの

- ・ 事業スケジュール

内容	時期	県	市町村
①当初交付申請	4月		← 当初交付申請
②概算交付決定	5月	概算交付決定 （以降毎月概算交付）	→
③変更交付決定	3月	変更交付決定	→
④交付額の確定	翌年度6月	ヒアリング	← 実績報告
	翌年度2月	精算	← 12月議会により決算確定

（2）指摘又は意見

① 見積の精度向上について

【意見】

県は、介護保険法に基づき、介護給付費の一定割合を負担することとなっている。

この介護給付費の負担金は、毎月市町村へ交付しており、交付額については見積額で行われている。見積額は、「介護給付費総額の見積額」に、「県の負担率」を掛けて算出される。

最終的な交付額は、県が負担すべき実績額となるように精算が行われる。精算は、すでに交付している金額が実績額を超過していれば返還となり、不足の場合には追加交付する。

平成27年度の見積額と実績額との乖離状況は以下のとおりである。ほとんどのケースは

返還による精算となっており、追加交付は2市町のみである。

また、見積金額と実績金額の乖離率をとると、全体の平均は3.8%となった。

乖離率の比較的小さいグループでは1%未満の市町村が4、乖離率が比較的大きいグループでは7%以上の市町村が6あった。また、17.1%もの乖離がある市町村も1あった。

乖離率を小さくすることができれば、市町村から返還してもらう金額を減らすことができると思う。

(表) 介護給付費負担金

(単位：円)

	県費負担金 所要額	県費負担金 交付決定額 (変更申請時点)	県費負担金 受入済額	県費負担金 過不足額	過不足 割合
	A	B	C	D=C-A	E=D/A
水戸市	2,714,070,061	2,819,956,000	2,819,956,000	105,885,939	3.9%
日立市	1,724,440,158	1,804,545,000	1,804,545,000	80,104,842	4.6%
土浦市	1,346,064,373	1,365,253,000	1,365,253,000	19,188,627	1.4%
古河市	1,229,705,302	1,238,920,000	1,238,920,000	9,214,698	0.7%
石岡市	872,934,429	914,628,000	914,628,000	41,693,571	4.8%
結城市	445,373,919	468,775,000	468,775,000	23,401,081	5.3%
龍ヶ崎市	620,123,936	646,470,000	646,470,000	26,346,064	4.2%
下妻市	415,798,530	456,351,000	456,351,000	40,552,470	9.8%
常総市	644,790,902	671,622,000	671,622,000	26,831,098	4.2%
常陸太田市	735,388,000	771,614,000	771,614,000	36,226,000	4.9%
高萩市	342,683,775	351,487,000	351,487,000	8,803,225	2.6%
北茨城市	474,674,281	495,929,000	495,929,000	21,254,719	4.5%
笠間市	777,175,510	789,626,000	789,626,000	12,450,490	1.6%
取手市	947,614,054	1,025,026,000	1,025,026,000	77,411,946	8.2%
牛久市	560,897,941	555,024,000	555,024,000	△5,873,941	△1.0%
つくば市	1,588,178,959	1,610,209,000	1,610,209,000	22,030,041	1.4%
ひたちなか市	1,244,208,632	1,257,172,000	1,257,172,000	12,963,368	1.0%
鹿嶋市	489,256,320	504,882,000	504,882,000	15,625,680	3.2%
潮来市	272,674,078	285,656,000	285,656,000	12,981,922	4.8%
守谷市	360,417,903	422,073,000	422,073,000	61,655,097	17.1%
常陸大宮市	641,261,574	679,093,000	679,093,000	37,831,426	5.9%
那珂市	590,602,010	618,870,000	618,870,000	28,267,990	4.8%
筑西市	1,036,224,921	1,086,642,000	1,086,642,000	50,417,079	4.9%

坂東市	522,118,194	540,531,000	540,531,000	18,412,806	3.5%
稲敷市	450,411,172	465,731,000	465,731,000	15,319,828	3.4%
かすみがうら市	429,214,185	441,979,000	441,979,000	12,764,815	3.0%
桜川市	526,585,667	549,722,000	549,722,000	23,136,333	4.4%
神栖市	606,651,338	636,137,000	636,137,000	29,485,662	4.9%
行方市	458,775,601	491,566,000	491,566,000	32,790,399	7.1%
銚田市	607,823,200	624,295,000	624,295,000	16,471,800	2.7%
つくばみらい市	412,863,803	428,444,000	428,444,000	15,580,197	3.8%
小美玉市	454,392,299	458,170,000	458,170,000	3,777,701	0.8%
茨城町	394,824,918	407,949,000	407,949,000	13,124,082	3.3%
大洗町	231,563,925	248,851,000	248,851,000	17,287,075	7.5%
城里町	269,385,294	276,371,000	276,371,000	6,985,706	2.6%
東海村	301,956,337	318,517,000	318,517,000	16,560,663	5.5%
大子町	334,681,706	346,426,000	346,426,000	11,744,294	3.5%
美浦村	126,755,595	127,705,000	127,705,000	949,405	0.7%
阿見町	387,100,056	397,227,000	397,227,000	10,126,944	2.6%
河内町	125,707,216	132,601,000	132,601,000	6,893,784	5.5%
八千代町	211,833,408	220,246,000	220,246,000	8,412,592	4.0%
五霞町	85,401,527	92,154,000	92,154,000	6,752,473	7.9%
境町	242,085,462	241,062,000	241,062,000	△1,023,462	△0.4%
利根町	175,381,101	184,460,000	184,460,000	9,078,899	5.2%
合計	27,430,071,572	28,469,967,000	28,469,967,000	1,039,895,428	3.8%

また、当初交付申請から精算が完了するまでの日程は下表のとおりである。

実績報告が翌年度の6月に行われ、精算はさらに半年以上経過した後に行われている。

手続	詳 細	平成 27 年度	平成 28 年度
当初交付申請	当初交付内々示	平成 27 年 3 月 23 日	平成 28 年 3 月 14 日
	当初交付申請の通知（内示）	平成 27 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 4 日
	各市町村からの申請	平成 27 年 4 月 7 日	平成 28 年 4 月 13 日
交付額決定	交付額決定，毎月の交付額通知	平成 27 年 5 月 1 日	平成 28 年 5 月 17 日
変更交付申請	変更交付内々示	平成 28 年 1 月 8 日	平成 29 年 1 月 11 日
	変更交付申請受付（内示）	平成 28 年 1 月 21 日	平成 29 年 2 月 8 日
	各市町村からの申請	平成 28 年 1 月 27 日	平成 29 年 2 月 8 日
実績報告	実績報告の通知	平成 28 年 5 月 27 日	平成 29 年 5 月 23 日
	各市町村から実績報告	平成 28 年 6 月 15 日	平成 29 年 6 月 16 日
交付額確定	交付額確定，精算の伺い	平成 29 年 3 月 17 日	未実施
	精算（交付・返還）額	平成 29 年 3 月 30 日	未実施

見積額については、国主導で算定が行われている。県も国が算定する見積額を利用して
いるため、国が算定した見積額が大きければ、県もこの大きい金額に基づいて負担すべき
給付費負担金を算定しなければならない。

平成 27 年度の精算では、茨城県全体で約 10 億円の乖離が生じている。見積精度を向上
させることにより県の財政負担を合理的に減らすことができる可能性もある。

当初見積りは、国の計算式に基づいて全国一律に行われている。これに対して、当初交
付申請時と変更交付申請時に市町村側の意見により金額修正を行う機会が設けられている。

全国一律の見積りに対して、実情に合わせた見直しが適切に行われているかを再度検討
すべきと考える。

15. 介護保険財政安定化基金積立金

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	47,873 千円	83,903 千円	82,086 千円
決算額	47,873 千円	83,903 千円	82,086 千円

○基金推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
貸付・交付額	185,000 千円	- 千円	- 千円
残高	1,591,926 千円	1,675,828 千円	1,757,914 千円

① 現況・課題

- ・ 県に財政安定化基金を設置し、市町村の保険財政の安定化を図るために、資金の交付・貸付を行う。(介護保険法第 147 条)
- ・ 介護保険事業計画第 2 期(H15～H17)計画以降、市町村から新規の拠出を求めておらず、基金運用収益分及び貸付市町村からの償還金分の積み立てを行っている。
- ・ 当該基金については、全国的に基金の残高が利用度合いに比べて多すぎるとのことで、厚生労働省が会計検査院より指摘を受けて法改正を行い平成 24 年度に基金の取り崩しを行っている。
- ・ 取崩の概要は以下のとおりである。

第 4 期末(H24. 3 末)基金残高見込額	①	3,706,283 千円
第 5 期基金必要額(※)	②	1,686,094 千円
基金取崩額	①-②	2,020,189 千円

※ サービス見込量、過去の基金利用状況等から算出(全国共通基準)

配分先	金額	使 途
市町村交付分	673,396 千円	介護保険料率の抑制
国庫納付分	673,396 千円	介護保険に関する事業に充当
県分	673,396 千円	H24 年度介護給付費負担金の財源に充当
計	2,020,189 千円	

② 事務事業の必要性・ねらい

第 1 号被保険者の保険料については、3 年単位で設定されるため、通常の徴収努力を行ってもなお保険料の未納が発生した場合や予想を上回る介護給付費の伸びがあっても、それに即応した保険料の引き上げは難しい。

介護給付費の予想を上回る伸びや収納率の低下による財政赤字となる市町村が出る

可能性があることから、赤字補填のための一般会計からの繰入れを回避するためにも、基金からの貸付を行い市町村介護保険財政の安定化を図る必要がある。

③ 事業内容

1) 内容

ア 貸付事業：各年度において、①保険料収納率の悪化や②給付費の見込みを上回る伸び等により市町村の保険財政収支に不均衡が生ずる場合、当該財政不足額について無利子貸付を行う。

イ 交付事業：中期財政運営期間(3年間)において、①保険料収納率の悪化により市町村の保険財政収支に不均衡が生ずる場合、当該財政不足額の一部(※)について資金の交付を行う。

※ 収納率低下による未納額の半額を交付(補填)

ウ 返済方法：借入市町村は、原則として次期計画期間中に均等償還(無利子)する。

2) 基金の拠出金等

ア 平成27年3月末見込、基金残高 1,675,828千円

イ 第6期計画期間の拠出金

国は、政令で標準的な拠出率を10万分の39と定めたが、基金残高が十分なことから新たな拠出は行わず、積立金は運用収益と償還金分のみとした。

3) 貸付・交付実績

(単位：千円)

	第1期 (H12~H14)	第2期 (H15~H17)	第3期 (H18~H20)	第4期 (H21~H23)	第5期 (H24~H26)
貸付金	174,901	234,400	0	133,107	245,000
保険者数	16	10	0	2	6
交付金	16,306	8,536	0	0	0
保険者数	4	1	0	0	0

(2) 指摘又は意見

① 市町村における準備基金の取り崩し一部未了に対する指導について

【意見】

各市町村において、介護給付費準備基金をすべて取り崩さずに残しているケースがある。

第6期(平成27年度~平成29年度)計画策定時における準備基金の取扱いに関する厚生労働省の見解は、「保険料軽減に影響しない程度の残金を除き、基本すべて取り崩すよう

指導してほしい。」というものであった。

県は、この厚生労働省の見解を受け、市町村に対し、保険料軽減に影響しない程度の残金を除き、すべて取り崩すよう指導し、また、すべての取り崩しが困難な市町村については、最低でも7割程度の取り崩しを行うよう、指導を行っている。

現状、準備基金の取り崩しは、市町村の判断となっており、各市町村による第6期の準備基金取崩状況は下表のとおりである。

準備基金自体がゼロの市町村もあるが、多くの市町村で準備基金を残している。また、取り崩し額についても、県が7割程度は取り崩すよう指導しているが、7割以下しか取り崩していない市町村も散見される。

準備基金をすべて取り崩さず残している状態については、県が市町村の個別の状況を踏まえ適切に指導すべきと考える。

なお、第7期計画策定時（平成29年11月時点）における厚生労働省の見解を県があらためて確認したところ、「取り崩しに対する一律の考え方を国が示すことは困難であり、最終的には市町村判断となる。」というものであった。

(表) 市町村別準備基金の状況

保険者名	第5期保険料の基準額（月額）	第6期保険料基準額（月額）	準備基金取崩額の影響額	第6期		
				準備基金の残高（平成26年度末の見込額） A	準備基金取崩額 B	準備基金取崩割合（B/A）
水戸市	4,930	5,963	0	0	0	-
日立市	4,300	4,937	209	594,383,230	420,000,000	70.7%
土浦市	4,750	4,851	293	500,000,000	400,000,000	80.0%
古河市	4,500	5,308	46	90,000,000	60,000,000	66.7%
石岡市	4,980	5,776	0	0	0	-
結城市	3,900	4,908	359	224,500,000	183,500,000	81.7%
龍ヶ崎市	4,433	5,078	47	70,000,000	35,000,000	50.0%
下妻市	4,700	5,320	77	46,498,119	30,000,000	64.5%
常総市	4,800	5,149	177	193,200,000	107,000,000	55.4%
常陸太田市	4,242	4,809	469	425,676,444	300,000,000	70.5%
高萩市	4,975	5,313	0	3,000,000	0	0.0%
北茨城市	4,482	4,770	317	290,000,000	150,000,000	51.7%

笠間市	4,400	5,198	173	191,307,503	134,000,000	70.0%
取手市	4,000	4,353	205	380,000,000	265,000,000	69.7%
牛久市	4,400	4,669	321	569,442,053	271,000,000	47.6%
つくば市	4,850	5,925	28	70,000,000	43,787,931	62.6%
ひたちなか市	4,550	4,894	210	375,336,169	300,000,000	79.9%
鹿嶋市	4,200	4,720	278	262,270,000	186,500,000	71.1%
潮来市	4,100	4,950	71	28,800,000	20,200,000	70.1%
守谷市	4,433	4,524	671	579,000,000	347,400,000	60.0%
常陸大宮市	4,550	5,841	0	0	0	-
那珂市	4,940	5,280	179	160,000,000	100,000,000	62.5%
筑西市	4,500	5,250	144	200,377,001	149,761,617	74.7%
坂東市	4,160	5,350	0	0	0	-
稲敷市	4,200	4,794	246	177,000,000	113,500,000	64.1%
かすみがうら市	4,900	5,423	142	80,000,000	60,000,000	75.0%
桜川市	4,700	5,000	322	149,680,922	141,100,000	94.3%
神栖市	4,350	5,430	0	0	0	-
行方市	4,380	5,544	178	109,000,000	65,400,000	60.0%
鉾田市	4,280	5,483	0	0	0	-
つくばみらい市	4,890	5,407	87	41,200,000	40,000,000	97.1%
小美玉市	4,650	5,280	271	150,929,152	129,000,000	85.5%
茨城町	4,743	5,532	82	40,061,152	28,050,000	70.0%
大洗町	4,750	6,282	0	0	0	-
城里町	3,900	4,500	888	221,406,859	195,000,000	88.1%
東海村	4,960	5,001	620	400,000,000	212,000,000	53.0%
大子町	4,450	4,912	262	61,000,000	61,000,000	100.0%
美浦村	4,000	4,489	460	140,000,000	70,000,000	50.0%
阿見町	4,400	5,139	0	0	0	-
河内町	4,950	5,576	297	33,218,031	32,000,000	96.3%
八千代町	4,400	5,073	171	70,000,000	35,000,000	50.0%
五霞町	4,500	5,150	154	27,000,000	14,000,000	51.9%
境町	4,100	5,198	0	0	0	-
利根町	4,070	4,652	194	56,000,000	48,000,000	85.7%

16. 地域密着型老人福祉施設整備推進事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	714,400 千円	729,050 千円
決算額	-千円	135,970 千円	404,680 千円
繰越額	-千円	574,230 千円	321,830 千円

○地域医療介護総合確保基金の残高

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
平成 27 年度 推進交付金	-千円	911,285 千円	461,173 千円
平成 28 年度 推進交付金	-千円	-千円	754,481 千円

① 現況・課題

1) 事業の概要

地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型サービスを提供する事業所等の施設整備を行う。

2) 基金の概要

- ・ 国と県で資金を拠出し、基金造成。
- ・ 県が事業計画を作成し、基金の目的に合致した事業に資金を交付する。

3) 需要動向、整備状況

(表) 種別サービス見込量・実績 (上段：見込量，下段：実績)

サービスの種類		第 6 期プラン		H37
		H27	H28	
居宅系	夜間対応型訪問介護 (人/年)	372 67	600 49	1,260
	認知症対応型通所介護 (回/年)	87,616 65,520	106,037 62,392	223,860
	小規模多機能型居宅介護 (人/年)	15,996 14,696	18,660 16,318	27,048
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/年)	2,328 435	4,104 776	8,448
	看護小規模多機能型居宅介護 (人	1,296	1,836	3,900

	/年)	748	1,072	
	地域密着型通所介護 (回/年)	—	1,196,965 844,771	2,180,807
居住系	認知症対応型特定施設入居者生活介護 (人)	4,648	4,773	5,917
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (人)	4,372	4,418	
		43	43	43
施設系	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	37	42	
		1,008	1,067	1,412
		935	911	

(表) 整備状況 (上段：計画, 下段：実績)

(単位：事業所数)

サービスの種類		第6期プラン		H37
		H27	H28	
居宅系	夜間対応型訪問介護	— 4	— 3	—
	認知症対応型通所介護	— 46	— 45	—
	小規模多機能型居宅介護	— 79	— 75	—
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	— 8	— 8	—
	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	— 5	— 6	—
	地域密着型通所介護 (H28年度から実施)	— —	— 462	—
居住系	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	— 285	— 282	—
	地域密着型特定施設入居者生活介護	41 (人) 41 (人)	41 (人) 41 (人)	—
施設系	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	985 (人) 956 (人)	1043 (人) 986 (人)	—

※ 居宅系サービス及びグループホームについては、利用見込量 (人数, 回数等) により計画に位置付けているため、計画値はなし。

※ 第6期介護保険事業支援計画においては、平成37年度の計画値は記載なし。

(表) 補助金の利用状況 (上段: 当初予算, 中段: 決算, 下段: 次年度へ繰越)

(単位: 百万円)

サービスの種類		第6期プラン	
		H27	H28
居宅系	夜間対応型訪問介護	—	—
		—	—
	認知症対応型通所介護	10	11
		—	—
		10	—
	小規模多機能型居宅介護	92	128
		61	—
居宅系	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	96
		5	17
		5	—
		—	—
	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	61	32
		—	—
地域密着型通所介護 (H28年度から実施)	—	—	
	—	—	
居住系	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	123	224
		30	96
		61	32
	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—
	—	—	
	—	—	
施設系	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	321	742
		—	281
		82	123
上記以外	地域包括支援センター	1	—
		—	—
		1	—
	施設内保育施設	—	33
		—	—
		—	—
既存の特別養護老人ホーム	180	60	
	37	29	
	116	70	

※ H27 については9月補正予算額を記載

② 事務事業の必要性・ねらい

消費税増収分を財源に各都道府県に創設された「地域医療介護総合確保基金」により、団塊の世代が75歳以上となる平成37年の超高齢社会を見据え、地域包括ケアシステムの構築のため介護施設の整備を推進する必要がある。

基金により実施する事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき作成する市町村計画及び県計画に位置付け実施する。

③ 事業内容

1) 地域密着型サービス等整備

施設種別	所在地等	補助基準額	補助額(千円)
小規模特別養護老人ホーム	土浦市外(6市174床)	4,270千円/床数	742,980
小規模多機能型居宅介護事業所	日立市外(3市4施設)	32,000千円/施設数	128,000
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	筑西市外(3市3施設)	5,670千円/施設数	17,010
認知症高齢者グループホーム	日立市外(6市7施設)	32,000千円/施設数	224,000
認知症対応型デイサービス	ひたちなか市(1施設)	11,300千円/施設数	11,300
看護小規模多機能型居宅介護事業所	水戸市(1施設)	32,000千円/施設数	32,000
施設内保育施設	北茨城市外(2市施設)	11,300千円/施設数	33,900
計			1,189,190

2) 既存の特別養護老人ホーム等の改修

施設種別	所在地等	補助基準額	補助額(千円)
特養多床室のプライバシー保護の改修支援	日立市外(2市2施設86床)	700千円/床数	60,200
計			60,200

3) 補助単価（他県の状況）

（単位：千円）

区 分	小規模特別養 護老人ホーム	小規模多機能型 居宅介護事業所	定期巡回随時対応型 訪問介護看護事業所	認知症高齢者 グループホーム	認知症対応型 デイサービス
	補助単価 （床数）	補助単価 （施設数）	補助単価 （施設数）	補助単価 （施設数）	補助単価 （施設数）
茨城県	4,270	32,000	5,670	32,000	11,300
群馬県, 埼玉 県, 千葉県, 東 京都, 神奈川県	4,270	32,000	5,670	32,000	11,300
栃木県	4,000	30,000	5,000	30,000	10,000
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ H28年度当初予算要求に当たっては、近県では栃木県（※）を除き地域医療介護総合確保基金運営要領に基づく配分基礎単価の上限額で予算要求している。 ※ 栃木県はH25年度の介護基盤基金事業（従前補助制度）の単価を採用 ・ プライバシー改修事業はH27からの新規メニューとして全都道府県で国運営要領記載の単価を採用している。 				

（2）指摘又は意見

① 地域密着型老人福祉施設の整備推進について

【意見】

本意見は、長寿福祉課の項で記載しているが、意見の中に福祉指導課が所管する事業も含まれている。

本事業は、平成27年度から地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型老人福祉施設等を整備する事業者に対し補助を行うものである。

地域密着型サービスの利用件数は年々増加している。その状況は参考資料のとおりであり、今後の需要の伸びに対応するため、計画的な整備が必要である。

参考資料：第6期いばらき高齢者プラン 21 総論 第3章 第1節 介護保険制度の施行状況 2 介護サービスの利用状況

（3）地域密着型サービスの利用状況

高齢者が住み慣れた地域の中で24時間安心して生活できる体制を創るという観点から平成18年度に創設された地域密着型サービスの利用件数は、平成26年10月時点で7,043件となっており、種類別の利用実績では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）の伸びが大きく、平成24年10月と平成26年10月を比較すると、約88%増加しています。

地域密着型サービス利用者の状況		(単位:件)		
区分	H24. 10	H25. 10	H26. 10	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	7	39	
夜間対応型訪問介護	38	48	15	
認知症対応型通所介護	493	467	504	
小規模多機能型居宅介護	1,086	1,149	1,229	
認知症対応型共同生活介護	4,353	4,382	4,418	
地域密着型特定施設入居者生活介護	43	41	40	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）	396	406	743	
複合型サービス（H27. 4～「看護小規模多機能型居宅介護」へ名称変更）	0	16	55	
計	6,409	6,516	7,043	

(出典) 厚生労働省介護保険事業状況報告（暫定値）

一方、平成28年度の本事業の執行額については、当初予算から比べて大幅な減額となっている。当初予算は、約12億円の規模であったが、補正で約5億円減額となり、執行額は約7億円と、前年度である平成27年度の執行額と同程度の規模となった。

(表) 平成27・28年度予算執行状況

(単位:千円)

	平成27年度	平成28年度
当初予算額	348,580	1,249,390
補正予算額	365,820	△520,340
予算額計 A	714,400	729,050
決算額	135,970	404,680
繰越額	574,230	321,830
執行額計 B	710,200	726,510
不要額 C = A - B	4,200	2,540

減額となった理由は、複数の市町村において計画中止や要望取り下げがあったためである。

計画中止や要望取り下げの理由についてヒアリングしたところ、介護人材の確保が難しいことや、地域密着型は比較的小規模であるため、採算をとることが難しいことなどの理由から、公募等を行っても事業者の応募がないといった事情があるとのことであった。

平成 28 年度においては、人材不足等が制約となり、計画どおりに施設整備が進まない事態が発生している。この傾向は今後も継続する可能性が高いと考えられる。「高齢者が住み慣れた地域の中で 24 時間安心して生活できる体制を創る。」という観点から、地域密着型老人福祉施設等の着実な整備が望まれる。

なお、介護業界でも、人材不足が深刻化している。今回の監査では、県から茨城県社会福祉協議会への委託事業等として実施している介護人材確保対策についても、その状況を確認した。今後も、人材確保への効果等を見ながら、実効性のある介護人材確保対策に取り組むことが望まれる。

IV 福祉指導課

1. 社会福祉法人・施設等の検査等

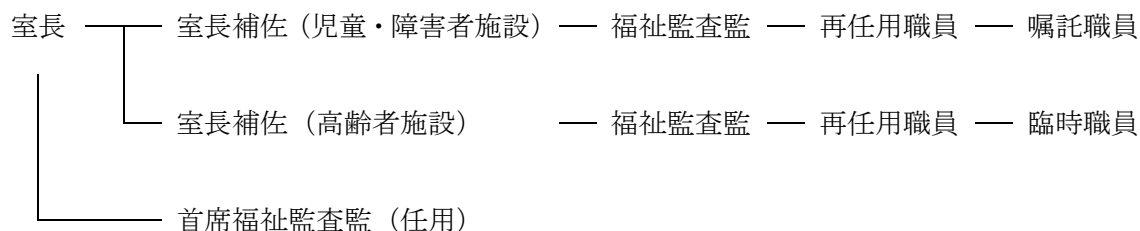
(1) 福祉監査室について

① 業務の概要

福祉指導課福祉監査室（以下、「福祉監査室」という。）は、社会福祉法人等の検査を行っており、社会福祉事業の適正な運営確保を図ることを目的とした、社会福祉法に定める社会福祉法人及び社会福祉施設の業務及び財産の状況についての検査（社会福祉法人・施設検査のこと。以下、「一般検査」という。）や介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とした、介護保険法第 24 条及び旧介護保険法第 24 条の規定による質問など及びそれに基づく措置として、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者（介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者を除く。）に対して行う介護給付及び予防給付（以下、「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求に関する指導（介護保険施設等実地指導のこと。以下、「実地指導」という。）等を行っている。

② 福祉監査室の体制

総数 26 名



③ 福祉監査室における検査等の業務及び関連組織との役割分担

検査等 根拠法	社会福祉施設等	福祉 監査 室	保健 所	福祉 指導 課	子ども家 庭課	少子 化対 策課	長寿 福祉 課	障害 福祉 課
社会福祉法 第 56 条	社会福祉法人	一般 検査		特別 検査	特別 検査	特別 検査	特別 検査	特別 検査
社会福祉法 第 70 条	軽費老人ホーム	一般 検査					特別 検査	
	障害者支援施設							特別 検査
	婦人保護施設				特別 検査			
	母子・父子福祉施設 点字図書館(視聴覚障 害者情報提供施設)							一般 検査 特別 検査
生活保護法 第 44 条	救護施設	一般 検査		特別 検査				
児童福祉法 第 46 条	乳児院	一般 検査			特別 検査			
	母子生活支援施設							
	児童養護施設							
	児童心理治療施設							
	児童自立支援施設							
	保育所							
	児童家庭支援センタ ー							
	児童厚生施設						特別 検査	
	障害児入所施設 児童発達支援センタ ー							
児童福祉法 第 21 条の 5 の 21, 第 24 条の 15, 34 条の 5	指定障害児通所事業	実地 指導						監査
	指定障害児入所施設							
児童福祉法 第 59 条	認可外保育施設	立入 調査			立入 調査			
認定子ども 園法第 19 条	幼保連携型認定こど も園	一般 検査			特別 検査			

老人福祉法 第 18 条	養護老人ホーム	一般 検査					特別 検査	
	特別養護老人ホーム							
介護保険法 第 24 条, 第 76 条, 第 83 条, 第 90 条, 第 115 条の 7	指定居宅 サービス 事業	病院, 診 療 所 が 行 う も の	実地 指導				監査	
	指定居宅 介護支援 事業							
	指定介護 予防サー ビス事業							
	指定居宅 サービス 事業	上 記 以 外 が 行 う もの	実地 指導					
	指定居宅 介護支援 事業							
	指定介護 予防サー ビス事業							
	指定介護老人保健施 設		実地 指導					
指定介護老人福祉施 設	実施 指導							
障害者総合 支援法第 11 条, 第 48 条, 第 51 条の 27, 第 81 条	指定障害福祉サービ ス事業	実施 指導					監査	
	指定障害者支援施設							
	指定一般相談支援事 業							

※ 福祉監査室における検査等の根拠

一般検査： 社会福祉法人・施設に対する指導・検査に関する要綱，社会福祉法人・施設
検査実施要項，書面検査実施要領（福祉監査室所管）

実地指導： 介護保険/茨城県介護保険施設等指導要綱，茨城県介護保険施設等監査要綱
（地域ケア推進室所管）

障害福祉サービス/指定障害福祉サービス事業者等指導要項，指定障害福祉
サービス事業者等監査要項（障害福祉課所管）/指定障害児事業者等指導要項，
指定障害児事業者等監査要項（障害福祉課所管）

立入調査： 茨城県認可外保育施設指導監督実施要項（子ども家庭課所管）

④ 指導検査実施件数

		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		検査サイクル ル（原則）
		対象数	実施数	対象数	実施数	対象数	実施数	
一般 検査	社会福祉法人	128	71	131	78	148	81	2年
	社会福祉施設	712	553	732	580	787	624	1～2年
実地 指導	介護保険サー ビス事業者	4,111	622	4,464	961	3,756	904	4年, 6 年
	障害福祉サー ビス事業者	1,932	835	1,966	757	2,117	757	1～3年
立入 調査	認可外保育施 設	75	51	69	49	68	43	1～2年
合計		6,958	2,132	7,362	2,425	6,876	2,409	
実施割合			30.6%		32.9%		35.0%	

(2) 一般検査の概要

① 検査の対象社会福祉施設等

- ・ 社会福祉法に規定する社会福祉法人
- ・ 生活保護法に規定する救護施設及び授産施設
- ・ 児童福祉法に規定する児童福祉施設
- ・ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム，特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設
- ・ 売春防止法に規定する婦人保護施設
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉施設

② 一般検査指摘基準

(平成 25 年 6 月 13 日福祉指導課長伺定め)

区分	指摘基準	改善状況報告の要否
文書 指摘	次に該当する場合は，原則として「文書指摘」とする。 ① 関係法令（法律，政令，省令，県条例，県規則等）及び関係通達に違反している場合 ② 定款その他当該法人の規定に違反している場合 ③ 直近の検査における指摘事項について，なお改善が認められない場合 ④ 上記のほか，特に改善状況報告を求め，改善状況の確認をすることが必要と認められる場合	改善状況の報告を要する。

口頭 指摘	次に該当する場合は、「口頭指摘」とする。 ① 文書指摘①及び②のうち、違反の程度が軽微と認められる場合 ② 文書指摘①及び②のうち、検査時点において既に違反是正の取組が行われている場合 ③ ①及び②のほか、特に改善状況報告は求めないが、改善すべき事項として指摘することが必要と認められる場合。ただし、自主点検調書の点検事項に関するものに限る。	改善状況の報告を 要しない。
----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------

※ 文書指摘及び口頭指摘を行った事項については、次回の実地検査において改善状況を確認する。

③ 一般検査の実施

1) 検査の通知

検査の実施に当たっては、期日、場所、担当職員、及び準備すべき資料等必要事項を明示し、おおむね1か月の準備期間を設けて法人に通知する。法人は、あらかじめ自主点検調書に基づく自主点検及び検査に必要な検査資料を準備する。

2) 検査の実施方法

- ア 検査の開始に当たっては、法人等の代表者及び関係職員に検査の趣旨を説明する。
- イ 必要に応じ、法人等の代表者及び関係職員に、運営の概況等について説明を求める。
- ウ 施設内部の設備・配置人員等の状況について目視により検査を実施する（目視検査）。
- エ 法人等の代表者及び関係職員に対し説明を求め、質問し、自主点検調書及び検査資料その他の書類の閲覧等により検査を実施する（書類検査）。

④ 平成28年度社会福祉法人・施設一般検査結果

(表) 指摘状況

区分	実施数	指摘あり	指摘なし
法人	81法人	71法人	10法人
施設	624施設	438施設	186施設

(表) 指摘件数

	法人	施設
管理運営に関する事項	200件 (前年227件)	795件 (前年796件)
会計処理に関する事項	83件 (前年85件)	405件 (前年438件)

施設処遇に関する事項		533件 (前年445件)
計	283件 (前年312件)	1,733件 (前年1,679件)
(内訳) 文書指摘	241件	1,289件
口頭指摘	42件	444件

(3) 実地指導の概要

① 指導体制

種類	内 容	担 当
集団指導	一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。	長寿福祉課地域ケア推進室
実地指導	サービス事業者等の事業所において実地に行う。 県が単独で行う一般指導と、厚生労働省及び県が合同で行う合同指導がある。	長寿福祉課地域ケア推進室、福祉指導課、保健所

② 実地指導の実施

1) 集団指導

サービス事業者等に対して指導内容を通知し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。

2) 実地指導

ア あらかじめ実地指導の目的、日時等について通知する。ただし、高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合には、指導開始時に通知する。

イ 「厚生労働省が別に定める介護保険施設等実地指導マニュアル」及び「事前資料」に基づき、関係者から関係書類等をもとに説明を求め、面談方式で行う。

ウ 指導終了時に、実地において、当該サービス事業者等に対して講評を行い、必要な事項について協議する。

エ 指導の結果、改善を要すると認められる事項及び介護報酬について、過誤による調整を要すると認められた場合には、後日、当該サービス事業者等に対して指導結果を通知する。これに対して、当該サービス事業者等は、改善状況報告（計画）書を提出する。

③ 平成 28 年度実地指導事業所

		指導対象事業所数	平成 28 年度実地指導 事業所数
居宅介護支援		627	145
居宅サー ビス	訪問介護	454	105
	訪問入浴介護	42	4
	通所介護	404	95
	短期入所生活介護	263	89
	特定施設入居者生活介護	51	4
	福祉用具貸与	124	24
	特定福祉用具販売	125	20
施設	介護老人福祉施設	237	82
介護予防 サービス	介護予防訪問介護	447	105
	介護予防訪問入浴介護	40	4
	介護予防通所介護	394	92
	介護予防短期入所生活介護	259	87
	介護予防特定施設入居者生活 介護	44	4
	介護予防福祉用具貸与	121	24
	介護予防特定福祉用具販売	124	20
計		3,756	904

(4) 指摘又は意見

① 指摘事項に対する根拠資料について

【意見】

一般検査に係る検査調書のファイルを閲覧したところ、指摘事項となった事実に対しては、検査員による調査結果がメモ書きで残されているのみのものがあった。その記述も簡単に記載があるのみで、事実の追跡が困難であるといわざるを得ない。

検査対象の責任者に対する質問手続を中心に行われる検査にあっては、指摘内容に対する事実認定が重要であると考え。当該事実認定は、できる限り客観性を確保することが望ましい。さらに、指摘事項は次回検査時の改善状況の確認対象となっていることから、次回検査員に十分に引き継がれる必要がある。

(表)検査記録の閲覧結果

検査指摘の内容	検査記録	改善案
承認権限者による承認のない支出があった。	検査員によるチェックリストである自主点検調書において、「支払いが会計責任者の決裁を得てから行われているか」という問いに対して、「否」と記録しているのみである。指摘の根拠となる具体的な取引の日付、内容等の記録はなかった。	指摘の根拠となる具体的な取引の日付、内容等の記録を行うことによって、どの取引について不備があったのかを追跡可能にする。

2. 茨城県社会福祉協議会運営支援費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	75,741 千円	77,034 千円	74,200 千円
決算額	75,117 千円	76,597 千円	73,958 千円

① 現況・課題

茨城県社会福祉協議会は市町村の社会福祉協議会や社会福祉施設等と連携協力し、社会福祉に関する企画、福祉団体の育成指導、関係機関との連絡調整を行うなど、本県社会福祉の向上に重要な役割を果たしている。

しかし、その財政基盤は、会費収入が平成27年度の一般会計のうち1.2%(22,310千円)と弱く、茨城県社会福祉協議会の円滑な運営を確保するためには、引き続き公的助成が必要である。

② 事務事業の必要性・ねらい

茨城県社会福祉協議会は、県が実施すべき事業や政策として誘導すべき事業を、社会福祉法人としての利点を生かして戦略的また安定的に行う組織であり、社会福祉法人が大幅な収益を期待することはできない。このため、引き続き、運営費支援を行い福祉事業の推進を図る。

③ 事業内容

- ・ 運営費助成
- ・ 総合福祉会館共益費負担金助成
- ・ 県社会福祉大会運営助成

(2) 指摘又は意見

① 人件費補助額について

【指摘】

平成 28 年度茨城県社会福祉協議会運営費補助金交付要項第 2 条では、補助対象人件費について、その年度内に給与改定があっても補助対象に含めないと定めている。しかし、平成 28 年度中にあった給与改定について補助対象にして支払っていた。

年度内の給与改定を補助対象に含めるのであれば、交付要項の改正が必要である。

3. 介護福祉士修学資金貸付費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	-千円	-千円	577,921 千円
決算額	-千円	-千円	575,333 千円

① 現況・課題

・ 修学資金等貸付の経緯

県内の社会福祉士及び介護福祉士の確保を図り福祉の増進に資するため、貸付を実施。

区 分	内 容
平成 5 年度～平成 21 年度	実施主体 茨城県 ・ 社会福祉士及び介護福祉士養成施設在籍者への貸与
平成 21 年度～平成 27 年度	実施主体 茨城県社会福祉協議会 ・ 社会福祉士及び介護福祉士養成施設在籍者への貸与 ・ 実務者研修養成施設在籍者への貸与 ※H25～ 制度拡充による
平成 28 年度～	実施主体 茨城県社会福祉協議会 ・ 社会福祉士及び介護福祉士養成施設在籍者への貸与 ・ 実務者研修養成施設在籍者への貸与 ・ 離職した介護人材の再就職準備金の貸与 (H28国 2 次補正で制度拡充あり)

(表) 貸付状況 ※ 貸与数は毎年度の新規及び継続貸与決定者数 (単位：人)

	H5～17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
県	1,211	95	71	49	21	—	—	—	—	—	—	—	1,447
社協	—	—	—	—	55	132	149	107	75	36	4	100	658

② 事務事業の必要性・ねらい

介護福祉士資格の取得を目指す学生等に対する修学資金や、潜在介護職員の再就職のための準備に必要な費用の貸付けにより、介護人材の確保を図る。

③ 事業内容

平成28年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士等養成施設在籍者への貸付（月額50千円，入学準備金200千円（初回），就職準備金200千円（最終回），介護福祉士国家試験受験対策費用40千円（年額）） ・ 実務者研修養成施設在籍者への貸付（200千円） ・ 離職した介護人材への再就職準備金の貸付（200千円）→国の制度拡充により上限400千円に引き上げ ・ 県内施設等で5年間業務従事により返還を免除（実務者研修及び再就職準備金は2年間で免除） 	貸付原資等として，国補分571,774千円を一括して茨城県社会福祉協議会に補助。県分1/10は単年度ごとに補助。	国9/10 県1/10 （特別交付税措置あり）
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	-------------------------------

(2) 指摘又は意見

① 貸付計画の承認について

【意見】

介護福祉士修学資金貸付制度は平成28年度からの3年間を対象として実施されることが予定されており，貸付制度の実施主体となる茨城県社会福祉協議会は，国及び県からの補助金を受け取り，これを貸付制度の原資とすることで事業を実施・運営している。なお，補助金のうち国費については，対象期間の3年分を，まとめて交付を受けている。

下記表は，制度初年度である平成28年度の実績数値であるが，平成28年度の貸付済額は約31百万円と貸付予定額の約177百万円と比べかなり小さくなっているのが分かる。

(表) 支出済額の内訳

(単位：円)

①交付決定額 (事業費)	②貸付済額	③事務費 支出済額	④返済金額	⑤翌年度繰越額 (①-②-③+④)
575,332,538	30,787,696	4,797,678	-	539,747,164

(介護福祉士修学資金等貸付制度事業補助金実績報告書)

注) 県費については3年分割で交付決定を行うため，交付決定額と下表の貸付予定額合計は一致しない。

(表) 年度別の貸付予定額

(単位：円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
177,240,000	226,560,000	158,760,000	562,560,000

(表) 貸付済額の内訳

貸付種類	人数 (人)	貸付金額 (円)
修学資金貸付	25	20,640,000
介護福祉士実務者研修受講資金貸付	72	9,147,696
再就職準備金貸付	3	1,000,000
計	100	30,787,696

(介護福祉士修学資金等貸付制度事業補助金実績報告書)

そもそも、補助金交付額は補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されているが、この計画は制度の対象となる者全員に対して貸付をすることを前提に作成されている。しかし、実際には、貸付返済の免除要件を満たせない(当貸付制度は要件を満たせば返済が免除される。)等の理由により、貸付を申し込む者は少数であった。補助金交付額は3年分であり単純に単年度の貸付実績と比較することはできないが、現状を見るに、補助金交付額が貸付実績を大きく上回ることが予想される。

ここで、県は、貸付計画を審査し、その計画の合理性を審査する責任を有している。また、計画が適切でない場合、貸付計画の再提出を求めることができる。

(貸付計画)

第4条 県社協の長は、毎年3月31日までに、次年度以降の貸付計画を策定し、貸付計画承認申請書(様式第1号)を、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による貸付計画承認申請書を受理したときは、承認又は不承認を決定し、貸付計画承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により、県社協の長あて通知するものとする。

3 県社協の長は、貸付計画の承認が受けられなかったときは、貸付計画を再度策定しなければならない。

(茨城県介護福祉士修学資金等貸付制度事業実施要領)

県としては、申請時の貸付計画の審査手続に問題がないと判断しているとのことであるが、制度対象期間の3年間では、使用されない補助金が多額に出て来ることが想定される現状がある。

今後も補助金を原資とした貸付制度が作られると考えられる。その際には、貸付計画の審査者として、その計画の合理性について詳細に検討することを望みたい。

② 資金の確認について

【意見】

県は、貸付事業の実施主体である茨城県社会福祉協議会から実績報告書の提出を受け、事業を確認しているが、「①貸付計画の承認について」に記載のとおり、翌年度繰越額が539百万円((表)支出済額の内訳⑤)となっており、多額の資金が同協議会の預金口座で管理

されている。そのため、資金が適切に管理されていることを確認するとともに、実績報告書に加え金融機関の残高証明書も併せて提出してもらうことを検討すべきである。

4. 福祉人材センター運営事業費

(1) 事業概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	29,507 千円	30,158 千円	30,642 千円
決算額	29,507 千円	29,840 千円	30,519 千円

① 現況・課題

茨城県社会福祉協議会を、県福祉人材センターに指定し、福祉人材確保のための各種事業を展開する。

1) 課題

福祉人材の確保は、給与水準の低さ、離職率の高さ、労働環境の厳しさなどにより、困難をきたしている。

2) 給与水準、有効求人倍率等

ア 福祉施設介護員と全労働者の平均給与比較 (H28 厚労省調べ)

福祉施設介護員平均：年収約 307 万円 全労働者平均：年収約 454 万円

イ 有効求人数及び有効求職者数等の推移

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
茨城県福祉人材センター	有効求人数 (人)	1,795	1,832	1,794
	有効求職者数 (人)	293	309	210
	有効求人倍率	6.12	5.93	8.57

※ 有効求人数、有効求職者数、有効求人倍率は月平均値

② 事務事業の必要性・ねらい

福祉の人材確保を積極的に進めるための事業を展開する。

福祉の職場への就労を希望する者と人材を求める施設との架け橋となり、福祉分野への理解と関心を高め、人材確保を図る。

③ 事業内容

1) 無料職業紹介事業

内 容		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
求人	有効求人数 (人)	21,535	21,981	21,520
	紹介数 (件) ※1	265	196	135
	応募数 (件) ※2	255	196	142
	採用者数 (人)	168	118	67
求職	有効求職者数 (人)	3,516	3,707	2,511
有効求人倍率		6.12	5.93	8.57

※1 福祉人材センターの求職登録者を求人者へ紹介し、紹介状を発行した件数

※2 不特定多数の求職者が福祉人材センターの福祉人材情報システム（COOLシステム）を閲覧し、希望の求人に対して応募用紙を発行した件数

2) 無料職業紹介事業以外

内容	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
広報	情報紙, リーフレット, インターネット等	情報紙, リーフレット, インターネット等	情報紙, リーフレット, インターネット等
就職相談会	2回(延べ156名参加)	2回(延べ111名参加)	2回(延べ94名参加)
就職説明会	1回(73名参加)	1回(35名参加)	1回(29名参加)

3) 運営費（人件費・事業費）の実績

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人件費	24,202	24,535	25,337
事業費	5,305	5,305	5,182
計	29,507	29,840	30,519

4) 委託先の概要

- ・ 事業名 福祉人材センター運営事業委託
- ・ 委託先 茨城県社会福祉協議会
- ・ 委託期間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
- ・ 委託額 30,519 千円 (国補 2,590 千円 県単 27,929 千円)
- 補助率 事業費：国 1/2 県 1/2 人件費：県 10/10

5) 事業内容

- ア 福祉に関する啓発・広報事業の実施
各種リーフレット，ポスター等の製作等
- イ 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会の実施
福祉の就職説明会，就職相談会，福祉人材センターサテライト
- ウ 福祉人材無料職業紹介事業
求人・求職の登録，情報提供，福祉職場への就職斡旋
- エ その他，社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施

6) 実施体制

- ・ 福祉人材・研修部長（プロパー）
 - ・ 係長（プロパー）
 - ・ 主事（プロパー）
 - ・ 嘱託
- 計 4名

(2) 指摘又は意見

① 調査研究の充実について

【意見】

調査研究に関する実績報告によれば，その概要は下記のとおりであり，その成果物は研修受講時に行われているアンケートに関して，回答結果を分類・集計しているものであった。具体的には，福祉人材センターの認識度や経験年数，所持資格等の選択式による回答について単純に分類・集計しているものであった。

調査の概要

「社会福祉施設等新任職員研修における福祉人材状況調査」

目的： 福祉・介護サービスを充実していくために，社会福祉施設等新任職員の福祉人材にかかわる実態や定着意識等について調査し，福祉・介護を支える人材を安定的に確保し定着することに資するものとする。

調査方法：次に掲げる対象者に対しアンケートによる調査

調査対象：本会が実施する社会福祉施設等新任職員研修受講者 364名

調査期間：平成 28 年 4 月 20 日～5 月 17 日

回答状況：回答数 360 名

調査内容：8 項目

一方，茨城県社会福祉協議会に委託している福祉人材センター運営委託事業の内容は，

無料職業紹介にとどまらず、説明会・講習会や相談事業等幅広い業務を委託している。

(表) 委託事業の内容

- | |
|-------------------------------------|
| (1) 福祉人材無料職業紹介事業の実施 |
| (2) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会，講習会等の実施 |
| (3) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施 |
| (4) 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施 |
| (5) 福祉人材確保相談事業 |
| (6) 福祉に関する啓発・広報事業の推進 |
| (7) その他 |

(委託事業仕様書)

このような幅広い委託内容からすれば、就職希望者、事業者及び社会福祉の専門家等と接することがあり、諸施策に対する意見をヒアリングする機会にも恵まれていると思われる。

今回の監査人による茨城県社会福祉協議会でのヒアリングにおいて、以下の話を聞くことができた。

- ・ 介護報酬における処遇改善加算等では、介護職員以外は対象とならず職種間における不均衡が生じているようである。
- ・ 肉体的・精神的に厳しい職場であることに対して給与水準が低く、労働対価に見合わなく感じている人が多いようである。
- ・ 介護職員に対しては、処遇改善加算がなされるようになったが、他業界などから介護職への転職へのきっかけとなるような呼び水とまではなっていないように感じている。しかしながら、在職している介護職員にとっては、定着を促す一助となっているようである。
- ・ 人材の介護離れが進んでいる。福祉系専門学校では定員割れが発生している。

アンケートによる調査は、福祉人材センターの認識度や経験年数、所持資格等の質問に選択式で回答してもらい、その結果を分類・集計するものであった。今後は、厳しさを増す人材確保に対応するためには、現場の生の声を拾い上げ、諸施策の効果測定や改善につなげるようさらなる調査研究の充実が望まれる。

5. 会館管理運営費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	95,423 千円	95,423 千円	95,912 千円
決算額	95,423 千円	95,423 千円	95,912 千円

① 現況・課題

1) 背景

- ・ 設立時期：平成 3 年（目的：「生きがいのある福祉社会づくりの推進」）
- ・ 管理業務は、平成 18 年度から指定管理者制度を導入。
 H18 年度～H22 年度 茨城県社会福祉事業団を指定。
 H23 年度～H27 年度 茨城県社会福祉協議会を指定。
 H28 年度～H32 年度 茨城県社会福祉協議会を指定。

2) 事業の課題

- ・ 効果的・効率的な管理運営による県民(利用者)サービスの向上及び利用者の増加。
- ・ 施設を適切に維持し、長寿命化を図るため、適時必要な修繕を実施することが必要。

② 事務事業の必要性・ねらい

- ・ 県民(利用者)サービスの向上及び利用者の増加。
- ・ 施設の長寿命化

③ 事業内容

1) 施設の概況

- ・ 施設の概要：コミュニティホール、大・中・小研修室等
- ・ 施設等の利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
利用件数 (回)	5,561	5,447	5,491
利用人数 (人)	149,919	151,816	150,365

2) 収支状況等

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
歳出合計 (A)	111,974	126,338	111,207
うち人件費	17,938	20,772	16,341
うち管理費	94,036	93,173	94,866
うち県直営修繕費 (B)	0	12,393	0

特財合計	60,574	60,004	60,655
うち会議室等使用料 (C)	21,813	20,740	21,976
うちテナント使用料	38,761	39,264	38,679
差引 (A - B - C)	90,161	93,205	89,231

3) 指定管理の概要

[管理業務] (95,912 千円)

ア 指定期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日（5 年間）

イ 指定管理者：茨城県社会福祉協議会

ウ 指定管理業務

(ア) 会館の運営

- ・ 会館の入居団体及びテナントに対する指導等に関する業務
- ・ 福祉 P R コーナーの管理に関する業務
- ・ 有料施設等の使用の承認に関する業務（会議室等のみ（福祉団体及びテナントの使用許可を除く））
- ・ 会館の総合案内に関する業務
- ・ 臨時駐車場の借上に関する業務
- ・ その他会館を運営する上で必要と認められる業務（利用者の利便性の向上を図る自主事業等）

(イ) 会館の維持管理

- ・ 昇降機保守管理点検業務 他 16 業務

4) 茨城県総合福祉会館管理業務収支決算書

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
収入 (A)	117,236	116,163	117,888
指定管理料	95,423	95,423	95,912
利用料金	21,800	20,723	21,959
その他収入	13	17	17
支出 (B)	117,236	116,163	117,888
人件費	17,938	20,772	16,341
管理運営費	94,036	93,173	94,867
事務費	0	0	86
その他（一般会計繰入金支出）	5,262	2,218	6,594
差引 (A - B)	—	—	—

(2) 指摘又は意見

① 施設の長寿命化への取組について

【意見】

施設の長寿命化のための取組について指定管理者側にヒアリングしたところ以下のとおりであった。

- ・ 収支計画に含まれる修繕費は、施設・設備・備品が壊れた場合に備えて計上されたもの。普通修繕としての予算であり、予防修繕として使われるものではない。
- ・ 大規模修繕は県側の役割となる。
- ・ 施設管理は役割に含まれるが、施設全体の維持・修繕計画は県と協議を行っていない。

県に長寿命化のための個別施設計画の策定状況を確認したところ、現時点で策定されていないが、国が決定した「インフラ長寿命化基本計画」においては、平成 32 年度頃を目途に個別施設計画を策定することとされていることから、これを目標に取り組んでいるとのことであった。

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を作成し、長寿命化を図ることは「茨城県公共施設等総合管理計画」で指針が示されている。対象期間については平成 27 年から 20 年間とされており、できるだけ早期に作成することが望まれる。

なお、指定管理者の協定書において、長寿命化対応について具体的に責任分担が決められていないとのことであるが、指定管理者の事業計画書では、「施設及び設備の故障時等の対応」について以下のように記載されている。

築 25 年を迎え、施設及び設備の不具合が予想されることから、不具合箇所の早期把握、計画的な修繕に努めてまいります。

空調や昇降機等の附属設備については、保守管理を再委託している委託業者から指定管理者に対して定期報告が挙げられている。定期報告には、予防修繕に資する情報が報告されており、指定管理者と県で長寿命化のために情報共有を行うことは必須と考えられる。

6. 福祉人材確保・定着バックアップ事業費

(1) 事業の概要

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
予算額(最終補正後)	一千円	48,020 千円	49,828 千円
決算額	一千円	42,544 千円	46,016 千円

① 現況・課題

介護人材の確保は、給与水準の低さ、離職率の高さ、労働環境の厳しさなどにより、困難をきたしている。

○介護職員の需要と供給の状況

(表) 本県の介護職員数 推計結果

(単位：人)

区分	介護職員数 (需要推計 A)	介護職員数 (供給推計 B)	差引 (A - B)
平成24年	32,586	32,586	-
平成29年	42,621	38,217	4,404
平成37年	53,182	42,668	10,514

※ 「第6期いばらき高齢者プラン21」より抜粋

※ 現在の介護労働市場が維持されるとの仮定により推計したもの。

調査内容	調査結果
平成28年度介護労働実態調査結果 ((公財) 介護労働安定センター調査)	・ 介護サービスに従事する従業員の不足感 62.6%

(表) 有効求人倍率 H28 年度

	茨城県	全国
介護関係職種	3.43	3.13
全産業	1.28	1.39

全産業 (全国) : 厚生労働省調べ, 全産業 (茨城県) : 茨城労働局調べ, 介護関係 : 厚生労働省調べ

(表) 介護職員の離職率の状況

離職率		H28
全労働者	全 国	15.0
	茨城県	10.9
訪問介護員 介護職員	全 国	16.7
	茨城県	18.0

全労働者：厚生労働省調べ、訪問介護員・介護職員：（公財）介護労働安定センター調べ

② 事務事業の必要性・ねらい

新規入職者の増加及び離職率の低下による安定的な人材の確保が期待できる。

③ 事業内容

介護人材確保・育成等を図るため、きめ細やかな相談体制の確保、イメージアップ、職場環境の改善のための取組を行うことにより、求職時から就業定着まで包括的に支援する。

事業名	取組視点	事業内容	実施主体
福祉人材確保・定着支援事業	参入促進	○介護に対する理解促進事業 ・ 福祉キャラバン隊、施設見学 ○職場体験事業 ○介護職員初任者研修支援事業 ○マッチング機能強化事業 ○フォローアップ強化事業	茨城県社会福祉協議会
	資質の向上	○キャリアパス導入促進事業 ・ 介護福祉士受験対策講座 ・ キャリアパス導入セミナー ○潜在的有資格者等再就職支援事業	
	労働環境・処遇の改善	○勤務環境改善支援事業 優良事例等紹介	

(2) 指摘又は意見

① 研修支援制度における条件設定の検討について

【意見】

介護職員初任者研修補助に関する実績は、以下のとおりであった。

	平成 27 年度	平成 28 年度
補助対象者	0 名	35 名

平成 27 年度において、実績がゼロであった理由を確認したところ、申請者が福祉人材セ

ンターに登録していることを条件としていたことによるものであった。

福祉人材センターの登録を条件とすることは、同センターの利用頻度をあげることにつながるが、このために人材確保のための研修補助事業が利用されなくなるとは意味がなくなってしまう。支援策の活用に支障とならないよう条件設定には留意が必要である。

研修支援制度に条件を設定することは、支援を受ける機会の公平性や有効性確保の観点から必要なことと思われるが、過度な条件設定とならないよう十分検討することが望まれる。また、当制度では平成 27 年度における条件の見直しが行われ、平成 28 年度の利用増加につながっている。引き続き、見直すべき点がないかどうか条件設定の点検を心掛けられたい。

V 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

○団体概要等

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

設立年月日	昭和 26 年 10 月 23 日 *法的根拠…社会福祉法第 110 条
所在地	水戸市千波町 1918 (茨城県総合福祉会館)
目的	茨城県内における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を促進し、社会福祉の推進を図る

1. 介護福祉士修学資金貸付費

(1) 事業の概要

①現況・課題, ②事務事業の必要性・ねらい, ③事業内容については, 福祉指導課の項参照。

(2) 指摘又は意見

① 貸付計画について

【意見】

介護福祉士修学資金貸付制度は平成 28 年度からの 3 年間を対象として実施されることが予定されており, 貸付制度の実施主体となる茨城県社会福祉協議会は, 国及び県からの補助金を受け取り, これを貸付制度の原資とすることで事業を実施・運営している。なお, 補助金のうち国費については, 対象期間の 3 年分を, まとめて交付を受けている。

下記表は, 制度初年度である平成 28 年度の実績数値であるが, 平成 28 年度の貸付済額は約 31 百万円と貸付予定額の約 177 百万円と比べかなり小さくなっているのが分かる。

(表) 支出済額の内訳

(単位: 円)

①交付決定額 (事業費)	②貸付済額	③事務費 支出済額	④返済金額	⑤翌年度繰越額 (①-②-③+④)
575, 332, 538	30, 787, 696	4, 797, 678	-	539, 747, 164

(介護福祉士修学資金等貸付制度事業補助金実績報告書)

注) 県費については 3 年分割で交付決定を行うため, 交付決定額と下表の貸付予定額合計は一致しない。

(表) 年度別の貸付予定額

(単位: 円)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	計
177, 240, 000	226, 560, 000	158, 760, 000	562, 560, 000

(表) 貸付済額の内訳

貸付種類	人数 (人)	貸付金額 (円)
修学資金貸付	25	20, 640, 000

介護福祉士実務者研修受講資金貸付	72	9,147,696
再就職準備金貸付	3	1,000,000
計	100	30,787,696

(介護福祉士修学資金等貸付制度事業補助金実績報告書)

補助金交付額は補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されている。同協議会では、貸付計画は制度の対象となる者全員に対して貸付をすることを前提に作成した。しかし、実際には、貸付返済の免除要件を満たせない（当貸付制度は要件を満たせば返済が免除される。）等の理由により、貸付を申し込む者は少数であった。その結果として、事業の実施に必要な資金を上回る補助金を受けた状況となっている。貸付計画は、貸付人数を合理的に見積り策定する必要があるが、制度の対象となる者全員を対象として人数を見積ることは合理的とはいえず、問題があったと考える。

2. 茨城わくわくセンター運営費

(1) 事業の概要

①現況・課題，②事務事業の必要性・ねらい，③事業内容については，長寿福祉課の項参照。

(2) 指摘又は意見

① 共通費用の配分基準資料について

【指摘】

わくわく事業推進部で使用しているコピー機に係る平成 28 年 12 月分コピー代 88,341 円については，わくわく事業推進部のサービス区分及び福祉人材・研修部のサービス区分において使用していることから，請求額をそれぞれのサービス区分にコピー使用枚数実績値を基準に配分して費用計上している。配分計算及び計上金額の適切性を検証するためそれぞれの根拠資料を徴求したところ，配分計算の算定過程は残しておらず，さらに，平成 28 年 12 月分のコピー使用枚数に関する証憑がなかった。

当該証憑がなかった理由について茨城県社会福祉協議会の担当部署に質問したところ，通常はファイルし，保管しているため，該当の月に関しては紛失してしまった可能性が高いとの説明であった。

茨城県社会福祉協議会経理規程第 14 条第 2 項において，「会計伝票は，証憑に基づいて作成し，証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存する」と定められている。会計伝票の根拠資料については経理規程に基づき適切に作成し，保管する必要がある。

3. 日常生活自立支援事業助成費

(1) 事業の概要

①現況・課題, ②事務事業の必要性・ねらい, ③事業内容については, 長寿福祉課の項参照。

(2) 指摘又は意見

① 相談援助件数について

【意見】

茨城県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会（以下、「基幹的社協」という。）の間で締結した業務委託契約書に基づいて、基幹的社協は茨城県社会福祉協議会に対して、毎月の業務実施状況を報告することとなっている。本報告を集計した資料が、以下の基幹的社協別相談援助件数となっている。

(表) 基幹的社協別相談援助件数

(単位：件)

社協	平成 27 年度	平成 28 年度	社協	平成 27 年度	平成 28 年度
水戸市	5,333	6,442	筑西市	657	799
日立市	2,967	1,952	坂東市	21	10
土浦市	263	150	稲敷市	48	58
古河市	2,484	2,127	かすみがうら市	12	12
石岡市	61	58	桜川市	4	3
結城市	9	3	神栖市	178	372
龍ヶ崎市	177	254	行方市	5	10
下妻市	547	227	鉾田市	11	19
常総市	2,834	2,710	つくばみらい市	763	884
常陸太田市	619	576	小美玉市	24	27
高萩市	66	66	茨城町	10	23
北茨城市	22	17	大洗町	4	1
笠間市	75	98	城里町	11	26
取手市	53	136	東海村	2,173	2,295
牛久市	342	479	大子町	7	13
つくば市	2,088	1,402	美浦村	161	136
ひたちなか市	572	577	阿見町	29	40
鹿嶋市	236	214	河内町	2	2
潮来市	64	51	八千代町	1	1

守谷市	38	14	五霞町	1	2
常陸大宮市	4	9	境町	125	11
那珂市	888	966	利根町	7	4

本資料を見ると、水戸市社協やつくば市社協などの相談援助件数が数千件ある一方で、桜川市社協や大洗町社協など一桁にとどまるものもある。この理由について、茨城県社会福祉協議会の担当部署に問い合わせたところ、件数について分析調査を行っておらず詳しいことは不明であるが、本事業のパンフレット配布などを通じて周知はされていることから、実際に相談は少ないという状況は考えにくい。そのため、相談援助件数として報告すべき業務の定義があいまいであるために、ばらつきが発生していると考えられるとのことであった。

相談援助件数の把握は、事業目的の達成状況を測る指標となり、また、茨城県社会福祉協議会にとって業務委託先である基幹的社協の業務の遂行状況の管理に資することから、基幹的社協が報告すべき相談援助件数の定義を明確にし、集計することが望まれる。

4. 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費

(1) 事業の概要

①現況・課題，②事務事業の必要性・ねらい，③事業内容については，子ども家庭課の項参照。

(2) 指摘又は意見

① 貸付計画について

【意見】

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付制度は平成28年度からの3年間を対象として実施されることが予定されており，貸付制度の実施主体となる茨城県社会福祉協議会は，国及び県からの補助金を受け取り，これを貸付制度の原資とすることで事業を実施・運営している。なお，補助金のうち国費については，対象期間の3年分を，まとめて交付を受けている。

下記表は，制度初年度である平成28年度の実績数値であるが，平成28年度の貸付済額は約5百万円と貸付予定額の約51百万円と比べかなり小さくなっているのが分かる。

(表) 支出済額の内訳

(単位：円)

①交付決定額 (事業費)	②貸付済額	③事務費 支出済額	④返済金額	⑤翌年度繰越額 (①-②-③+④)
174,965,217	5,100,760	1,731,412	-	168,133,045

(児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業補助金実績報告書)

注) 県費については3年分割で交付決定を行うため，交付決定額と下表の貸付予定額合計は一致しない。

(表) 年度別の貸付予定額

(単位：円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	計
51,510,000	63,869,000	63,867,760	179,246,760

(表) 貸付済額の内訳

貸付種類	人数(人)	貸付金額(円)	
生活支援費貸付	5	2,200,000	
家賃支援費貸付	進学者	4	1,330,800
	就学者	5	1,371,600
	計	9	2,702,400
資格取得支援費貸付	1	198,360	
計	15	5,100,760	

(児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業補助金実績報告書)

補助金交付額は補助金申請時に作成された貸付計画に基づき決定されている。同協議会では，貸付計画は制度の対象となる者全員に対して貸付をすることを前提に作成した。し

かし、実際には、貸付返済の免除要件を満たせない（当貸付制度は要件を満たせば返済が免除される。）等の理由により、貸付を申し込む者は少数であった。その結果として、事業の実施に必要な資金を上回る補助金を受けた状況となっている。貸付計画は、貸付人数を合理的に見積り策定する必要があるが、制度の対象となる者全員を対象として人数を見積ることは合理的とはいえず、問題があったと考える。

5. 保育士修学資金等貸付費

(1) 事業の概要

①現況・課題，②事務事業の必要性・ねらい，③事業内容については，子ども家庭課の項参照。

(2) 指摘又は意見

① 貸付計画承認申請書の内容の不整合について

【指摘】

県へ提出した貸付計画承認申請（茨城県保育士修学資金等貸付事業実施要領第4条）に係る貸付計画書において，内容の不整合があった。

具体的には，貸付計画書中2項目（未就学児の保育士に対する保育料の一部貸付・就職準備金貸付）において，貸付予定者1人当たりへの貸付額が保育士修学資金貸付等制度実施要綱に定める基準額を超えて実行するものとした計画になっていた。

計画は，PDCAサイクルの起点である。計画が起点となり，業務の体制整備・実行，検証過程を経て，改善を図ることによって円滑な業務遂行が可能となる。その起点である計画そのものが策定根拠の点で問題があったとすれば，PDCAサイクルそのものが実質的に機能しなくなる可能性もある。

計画策定に当たっては，要綱等への準拠性の確認，実現可能性に関し，十分な検討を加えるべきである。

② 修学資金等貸付台帳の未整備について

【指摘】

茨城県保育士修学資金等貸付事業実施要領第7条によれば，貸付決定日，氏名，貸付済額，残債務額等の項目を備えた修学資金等貸付台帳の作成，備え付けが求められている。修学資金等貸付台帳においては，これらの事項が適時・適切に記録され，整然・明瞭に示されていなければならない。

しかし，要領で求められる項目のうち，一部の項目（返還開始時期，返還済額，免除済額，残債務額）がないことが判明した。現下の貸付状況の把握（平成28年度貸付人数（貸付施設数）実績168人・1施設）のみならず，将来における貸付件数増加（平成28年度～平成30年度累計貸付予定人員1,452人）への対応という観点からも問題がある。

貸付件数・金額の増加に対応すべく，要領で求める要件を満たす修学資金等貸付台帳の整備を早急に図るべきである。

③ 貸付計画の実現可能性について

【意見】

本事業の貸付実績について、計画との比較である達成率でみると貸付資金によって大きな差がみられる。平成 28 年度単年度での合計額における達成率は 15.9%、「未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付金」は、ほぼ計画を達成していると考えられる一方、「保育士修学資金貸付金」は 49.3%、「保育補助者雇上費貸付金」、「潜在保育士の再就職準備金貸付金」はそれぞれ 0.7%、4.5%と達成率が低く、貸付資金により極端な差となっている。平成 30 年までの貸付予定金額は、約 1,507 百万円であるところから、現時点においてはその計画達成には疑問を感じる。

計画自体に無理があったのか、業務遂行に問題があったのかなど、多角的に検討を加え、その要因を分析するとともに、改善すべき点は改善し、事業の本来の目的である保育士の確保に向けて努力することが望まれる。

(表) 平成 28 年度保育士修学資金等貸付実績

(単位：円，%)

貸付資金名	貸付済額 (A)	計画 (B)	達成率 (A) / (B)
保育士修学資金貸付金	65,064,920	132,040,000	49.3
保育補助者雇上費貸付金	2,011,094	293,846,000	0.7
未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付金	10,855,650	11,930,000	91.0
潜在保育士の再就職準備金貸付金	3,392,000	74,980,000	4.5
合計	81,323,664	512,796,000	15.9

(茨城県社会福祉協議会担当部署資料)

第4章 監査の指摘又は意見項目別一覧

I 子ども家庭課

No	事業等	タイトル	結論
1	ラーク・ハイツ管理運営委託費	自立促進に向けての取組について	意見
2	児童扶養手当給付費	児童扶養手当過払い金返還金の管理について	指摘
3	保育サービス支援事業費	産休等代替職員任用承認申請事務について	意見
		民間保育所等乳児等保育事業費補助金交付申請書の内容の誤りについて	意見
4	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費	貸付計画の承認について	意見
		資金の確認について	意見
5	子育て人材確保強化推進事業費	事業の効果について	意見
6	保育士修学資金等貸付費	貸付計画承認申請書の内容の不整合について	指摘
		貸付計画の承認について	意見
		資金の確認について	意見
7	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付費	貸付計画の承認について	意見
		資金の確認について	意見
8	児童相談所運営費	児童相談所体制強化の対応について	意見
9	地域子育て支援事業費	交付金書類の確認について	意見
10	利用者支援等事業費	交付金書類の確認について	意見
11	多子世帯保育料軽減事業費	事業の効果測定について	意見
12	放課後児童クラブ整備費	協議を行う施設の公表について	意見
		検査調書について	意見

II 少子化対策課

No	事業等	タイトル	結論
1	県立児童センター指定管理業務委託費	固定資産の管理について	指摘
		指定管理者選定委員会の書面審査について	意見
		指定管理者選定委員会委員の選任	意見

		手続について	
		施設利用者数の増加に向けた取組について	意見
2	妊娠・出産サポート体制整備事業費	委託機関の選定について	意見
		プレパパ・パパ応援情報発信事業の活性化について	意見
3	乳幼児視聴覚療育支援事業費	契約書、仕様書の不備について	指摘
		見積書、事業計画書の確認について	意見
		実績報告書の不備について	指摘

Ⅲ 長寿福祉課

No	事業等	タイトル	結論
1	地域リハビリテーション総合支援事業費	分担事務を明確にしない非常勤嘱託員の雇用について	意見
2	茨城型地域包括ケアシステム推進事業費	機器整備事業に関する目標設定について	意見
		機器整備事業の補助実績について	意見
3	医療・介護連携推進人材養成事業費	委託料精算書様式について	指摘
4	日常生活自立支援事業助成費	※ 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会の項を参照	—
5	やさしさのまち「桜の郷」整備事業費	随意契約における追加工事について	意見
6	茨城わくわくセンター運営費	※ 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会の項を参照	—
7	老人クラブ活動等事業費	事業評価のための目標設定について	意見
8	高齢者自身の取組み支援事業費	収支決算書の内訳について	指摘
9	地域支援事業交付金	実施報告書について	意見
10	認知症疾患医療センター基盤強化事業費	地域における認知症患者の医療・福祉の一層の充実について	意見
11	軽費老人ホーム事務費	本人徴収額の確認について	意見
		軽費老人ホームに関する情報提供について	意見
12	老人福祉施設整備費	出来高払いにおける検査確認につ	意見

		いて	
		老人福祉施設整備方針について	意見
13	介護保険事業者等指導費	監査結果を整理・活用した業務連携について	意見
		エラー補正完了の確認について	意見
		システムの普及推進による事業所情報の精度管理について	意見
14	介護給付費負担金	見積の精度向上について	意見
15	介護保険財政安定化基金積立金	市町村における準備基金の取り崩し一部未了に対する指導について	意見
16	地域密着型老人福祉施設整備推進事業費	地域密着型老人福祉施設の整備推進について	意見

IV 福祉指導課

No	事業等	タイトル	結論
1	社会福祉法人・施設等の検査等	指摘事項に対する根拠資料について	意見
2	茨城県社会福祉協議会運営支援費	人件費補助額について	指摘
3	介護福祉士修学資金貸付費	貸付計画の承認について	意見
		資金の確認について	意見
4	福祉人材センター運営事業費	調査研究の充実について	意見
5	会館管理運営費	施設の長寿命化への取組について	意見
6	福祉人材確保・定着バックアップ事業費	研修支援制度における条件設定の検討について	意見

V 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

No	事業等	タイトル	結論
1	介護福祉士修学資金貸付費	貸付計画について	意見
2	茨城わくわくセンター運営費	共通費用の配分基準資料について	指摘
3	日常生活自立支援事業助成費	相談援助件数について	意見
4	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付費	貸付計画について	意見
5	保育士修学資金等貸付費	貸付計画承認申請書の内容の不整合について	指摘

		修学資金等貸付台帳の未整備について	指摘
		貸付計画の実現可能性について	意見